

(参考)

重要防潮水門調書

河川(海岸)名	樋門名	所在地	形状		管理者	摘要
			高(m)	幅(m)		
飯盛川	大塔	大塔町	2.0	2.0	佐世保市	1 か所 (4連)
真申川	真申	棚方町	3.9	4.4	佐世保市	1 か所 (3連)
相浦川	敷島	川下町	2.0	2.5	長崎県	1 か所 (2連)
相浦川	川下	川下町	2.0	2.5	長崎県	4 か所
相浦川	新田川	椎木町	2.8	4.0	長崎県	2 か所
相浦川	小野川	椎木町	6.16	12.9	長崎県	1 か所 (2連)
相浦川	日野川	椎木町	4.82	13.0	長崎県	1 か所 (2連)
日宇川	天神	白岳町	4.3	2.5	長崎県	1 か所 (1連)
浜の川	上船越	船越町	2.0	1.5	佐世保市	2 か所
次郎田川	次郎田	大塔町	3.0	4.2	佐世保市	1 か所
江迎湾	深江	鹿町町土肥ノ浦	2.0	2.0	佐世保市	1 か所 (3連)
鹿町湾	大加勢	鹿町町下歌ケ浦	1.5	1.5	佐世保市	1 か所

防災重点農業用ため池 (94箇所)

【選定基準】 (平成30年11月 農林水産省)

- ①ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ②ため池から100~500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m<sup>3</sup>以上のもの
- ③ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m<sup>3</sup>以上のもの
- ④地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。

ため池名	所在地	貯水量 (m <sup>3</sup> )	ため池名	所在地	貯水量 (m <sup>3</sup> )
六郎堤	萩坂町	74,900	牟田原池 (烏帽子)	烏帽子町	46,100
弥太郎堤	瀬道町	12,300	横溜池	烏帽子町	16,300
柳ノ本堤	瀬道町	53,400	福田溜池 (知見寺)	知見寺町	72,300
宮ノ浦溜池	浦川内町	30,200	動石池	原分町	31,400
大谷溜池 (重尾)	重尾町	2,800	下牟田池	知見寺町	44,000
小豆田溜池 (横手)	横手町	11,400	下田溜池	知見寺町	25,400
白山下溜池	桑木場町	7,100	二反田溜池	松原町	2,000
本谷溜池 (三川内)	三川内町	3,100	岳牟田溜池 (小舟)	小舟町	15,270
黒坊溜池 (チルガ谷)	桑木場町	45,500	大里見溜池	楠木町	107,100
心野第2溜池	心野町	14,100	戈牟田溜池	楠木町	66,700
郷美谷池	里美町	304,900	岳野2号溜池	岳野町	23,200
焼山溜池	里美町	12,000	岳野3号溜池	岳野町	21,300
南瀬替溜池	潜木町	44,400	地藏木場溜池	吉岡町	31,000
岳下池	小舟町	43,700	宇坪田溜池	牧の地町	8,600
赤新田池	筒井町	27,900	福田溜池 (野中)	野中町	4,500
犬造池	筒井町	1,500	新堤 (野中)	野中町	5,800
小木原溜池	上柚木町	5,200	大久保溜池	上本山町	10,100
正本田溜池	上柚木町	7,400	八の久保1号溜池	八の久保町	9,300
大牟田溜池 (潜木)	潜木町	44,000	八の久保2号溜池	八の久保町	6,800
ため池名	所在地	貯水量	ため池名	所在地	貯水量

		(m3)
前岳溜池 (横尾)	横尾町	29,300
平山溜池	中里町	2,400
前原溜池	中里町	3,400
平床溜池	小川内町	6,000
高筈溜池	中里町	5,600
打越新堤	十文野町	7,600
山ノ田堤	吉岡町	11,100
山口谷溜池	竹辺町	7,300
流矢溜池	小野町	3,200
鳥越溜池	指方町	17,500
小田堤	指方町	27,000
牟田溜池2 (針尾西)	針尾西町	25,500
山本溜池	宇久町平	80,000
平溜池	宇久町平	45,000
道清溜池 (江迎)	江迎町北平	30,400
瀬尻溜池	江迎町奥川内	49,200
大平溜池	江迎町奥川内	50,800
堤原溜池	江迎町七腕	60,000
御堂溜池	鹿町町深江	72,859
二つ石ため池	鹿町町上歌ヶ浦	67,000
甲頭ため池	鹿町町口ノ里	6,000
三浦越溜池	鹿町町深江	14,000
小坂口溜池	小佐々町白ノ浦	7,260
法内溜池	吉井町板樋	30,000
海寺法内溜池	吉井町板樋	78,244
長田溜池 (梶木場)	吉井町梶木場	65,000
道清田溜池 (吉井)	吉井町吉元	8,300
追勢原溜池	吉井町田原	8,100
大蜂溜池	吉井町乙石尾	39,638
高峰溜池	吉井町高峰	80,465

		(m3)
立花溜池	世知原町太田	38,780
平川原溜池	世知原町西ノ岳	156,000
牟田ため池 (赤木場)	世知原町赤木場	60,100
黒石溜池	世知原町栗迎	76,080
新兵衛溜池	世知原町上野原	37,000
熊ノ木溜池	世知原町木浦原	30,000
堂出溜池	世知原町木浦原	40,000
竹ノ田第一溜池	世知原町木浦原	24,000
竹ノ田第二溜池	世知原町木浦原	12,560
牟田溜池 (長田代)	世知原町長田代	30,000
ひえだ溜池	野中町	5,300
牛ノ坂溜池	竹辺町	1,900
下の堤	日野町	4,780
又堤池	船越町	7,400
池ノ田堤	早苗町	4,300
上原第1	上原町	3,000
三川内本1号池	三川内本町	3,390
城ノ谷第2溜池	上原町	5,300
福万寺溜池	江迎町北平	34,500
松野尾溜池	江迎町長坂	2,400
中尾溜池	江迎町栗越	93,000
谷山溜池	鹿町町深江	2,400
鎌投溜池	小佐々町葛籠	144,460
串田第1溜池	吉井町梶木場	16,060
内裏池	吉井町直谷	4,940
前岳ため池 (吉井)	吉井町前岳	3,510
(94箇所)		

### 雨量計設置箇所

河川名	観測所名	位置	雨量計種別	管理者	連絡先	電話番号
佐世保川	山の田水源地	桜木町	自記	水道局長	佐世保市桜木町山の田水源地内	22-4033
相浦川	相当水源地	上柚木町	〃	〃	佐世保市上柚木町相当水源地内	46-0114
〃	転石水源地	小舟町	〃	〃	佐世保市小舟町転石水源地内	46-0111
〃	川谷水源地	川谷町	〃	〃	佐世保市川谷町川谷水源地内	46-0113
〃	菰田水源地	菰田町	〃	〃	佐世保市菰田町菰田水源地内	49-2420
小森川	広田浄水場	広田町	〃	〃	佐世保市広田町広田浄水場構内	38-2442
〃	佐世保工務センター	早岐町	〃	九州旅客鉄道株式会社長崎支社	佐世保工務センター	38-2512
佐世保川	海自佐世保地方総監部	平瀬町	〃	総監部	海自佐世保地方総監部	23-7111
	佐世保特別地域気象観測所	千尽町	自動	長崎地方気象台	長崎地方気象台	(095) 811-4861
相浦川	相浦雨量観測所	相浦町	自記	長崎県	相浦町（民間委託）	
	県北振興局	木場田町	〃	〃	県北振興局建設部	23-4211
	佐世保川	八幡町	〃	佐世保市	佐世保市役所土木部	24-1111
	佐世保国道維持出張所	田の浦町	〃	国土交通省	国土交通省佐世保国道維持出張所	38-3174
	県北ダム管理事務所	黒髪町	〃	長崎県	県北ダム管理事務所	32-6935
	宇久行政センター	宇久町平	〃	佐世保市	佐世保市宇久行政センター	(0959) 57-3111

### 検潮儀設置箇所

佐世保海上保安部検潮所	千尽町	フース式長期巻	管理者 海上保安部
-------------	-----	---------	-----------

過去10年間における本市年間降水量 【長崎地方気象台調べ】

(佐世保特別地域気象観測所) (単位：ミリ)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
2013	53.0	173.0	112.0	107.5	96.0	276.0	165.0	516.0	128.0	189.5	125.0)	80.5	2021.5
2014	42.5	111.0	142.5	79.5	129.0	123.5	432.0	754.0	136.5	103.5	90.0	78.5	2222.5
2015	86.5	44.5)	141.5	234.5	191.0	322.0	227.5	324.5	158.0	107.0	160.5	145.0	2142.5
2016	84.0	77.0	68.0	247.5	246.5	569.0	286.5	109.5	607.5	198.0	132.0	140.0	2765.5
2017	40.5	78.0	39.0	212.0	112.5	143.0	328.0	136.5	191.5	271.5	21.0	34.0	1607.5
2018	73.5	57.5	174.5	103.5	178.5	293.5	503.0	111.0	251.5	78.5	70.5	92.5	1988.0
2019	29.5	68.0	96.0	124.5	77.5	137.5	312.5	570.0	155.5	66.0	34.0	182.0	1853.0
2020	141.0	116.0	174.5	88.5	207.5	664.0	836.5	132.5	283.5	58.5	58.5	42.0	2803.0
2021	38.0	102.5	126.5	94.0	295.0	171.0	67.0	989.5	165.0	6.0	108.5	60.0	2223.0
2022	48.5	21.5	147.0	198.5	33.0	171.5	143.0	329.5	371.0	46.0	28.5	43.0	1581.0

<データに付加する記号の意味>

- ・ 値以外に何も付加していない場合は、正常値であることを示している。
- ・ 値の後の“( )”は、準正常値を意味し、品質に軽微な問題があるか、または統計値を求める対象となる資料の一部が許容範囲内で欠けている場合であることを示している。

過去10年間における雨量と被災額（土木関係）

年別	降雨量（単位：ミリ）		被災		
	最大日雨量	最大時雨量	件数	被害額 (単位：千円)	適用（単位：千円）
21	170.5	79.5	231	213,494	公災 98,112 単災 115,382
22	110.5	60.5	84	49,472	公災 16,319 単災 33,153
23	178.5	44.0	156	97,000	公災 31,000 単災 66,000
24	144.0	55.5	62	43,327	単災 43,327
25	116.5	79.0	127	77,147	公災 6,444 単災 70,703
26	197.0	63.5	252	180,592	公災 16,327 単災 164,265
27	119.0	53.5	95	89,040	公災 6,567 単災 82,473
28	244.5	59.5	278	236,628	公災 43,975 単災 192,653
29	161.0	63.0	82	45,973	公災 2,863 単災 43,110
30	344.5	85.5	190	185,643	公災 58,675 単災 126,968

## 第18節 土砂災害危険箇所等災害応急対策計画

【土木部・農林水産部・保健福祉部・子ども未来部・教育委員会・消防局】

この計画は、土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）の災害応急対策に関する事項を定めるものとする。

### 1 危険箇所及び指定区域

- (1) 土砂災害危険箇所（第2編第3章第4節のとおり）
- (2) 指定箇所
  - ア 砂防指定地（国指定）
  - イ 地すべり防止区域（国指定）
  - ウ 地すべり等危険箇所（県指定）
  - エ 急傾斜地法指定箇所（県指定）
  - オ 土砂災害（特別）警戒区域（県指定）

### 2 予想される災害

連続的降雨又は集中豪雨、地震等による山崩れ、地すべり、がけ崩れに伴う家屋の倒壊・埋没及び人的災害の発生

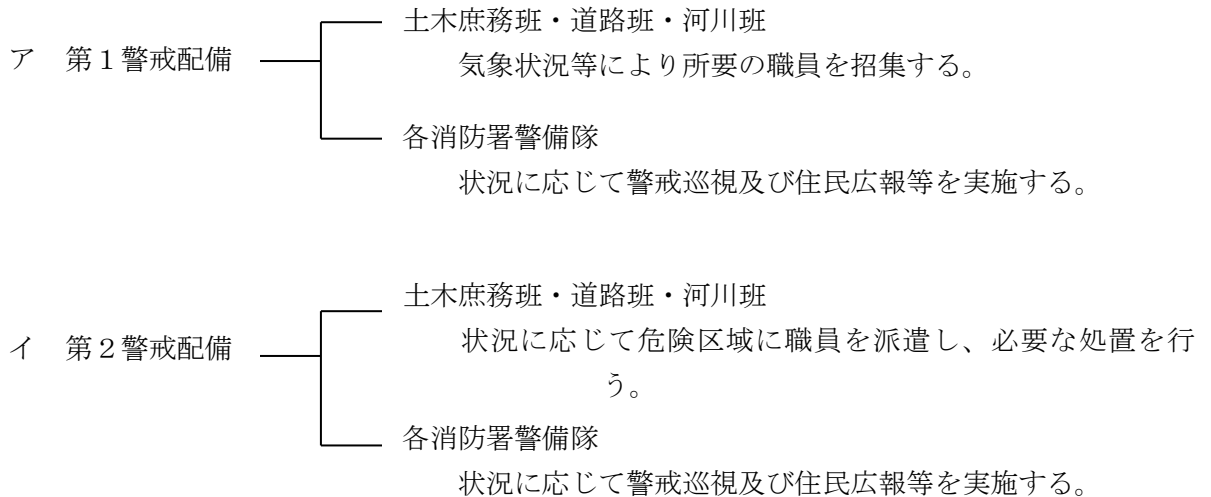
### 3 警戒配備及び応急対策

気象注意報及び警戒配備基準雨量により、危険区域内に災害発生のおそれがあると認められた場合、警戒本部本部対策班に内申し災害警戒本部を設置する。

#### (1) 警戒配備基準雨量

区 分	前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40mm～100mmあった場合	前日までの降雨がなかった場合
第1警戒配備	当日の日雨量が50mmを超えたとき	当日の日雨量が80mmを超えたとき	当日の日雨量が100mmを超えたとき
第2警戒配備	当日の日雨量が50mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを超え、時雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき

(2) 警戒配備体制



(3) 情報収集及び伝達

気象注意報、警報、危険区域の状況等警戒体制に必要な情報の収集、伝達及び報告を迅速かつ確実に実施する。

なお、土砂災害警戒区域における避難情報（高齢者等避難・避難指示）の伝達方法は、第1表のとおりとする。

(4) 緊急避難

災害発生又は発生のおそれがある場合は、第3編第1章第4節避難計画に基づき、必要な措置を講じる。

(5) 緊急対策

ア 前兆現象による斜面の亀裂等を発見した場合、各消防署警備隊は雨水により促進しないようシート等による保護や水流の変更を行うなど未然防止に努める。

イ 対策措置に必要な資材は、水防倉庫備蓄資材を使用する。（第3編第1章第17節）

ウ 災害発生に際して、公共施設等の機能保全とともに二次災害防止に努める。

4 土砂災害時の避難場所

土砂災害時の避難場所については、第3編第1章第4節第2表避難予定場所一覧表による。

5 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（「土砂災害防止法」という。）第8条第1項第4号に定める施設とは、次に定める施設とする。

なお、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、第2表のとおりとする。

要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの）

(ア) 病院、診療所又は助産所（病床を有する施設）

(イ) 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、厚生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者更生援護施設

(身体障害者を収容するものに限る。)、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設

(ウ) 幼稚園、小中学校、盲学校、聾学校又は養護学校

## 6 その他

ぼた山の崩壊や浅所陥没が発生又は発生するおそれがある場合についても、上記に準じて必要な措置を講じる。

砂防指定地一覧表

番号	河川名		所在地	指定関係事項			着工 竣工 年度
	幹川名	溪流名		告示年月日	告示番号	面積(ha)	
1	福石川	福石川	木風町	S41. 5. 26	第1596号	0. 83	S39~S40
2	〃	〃	〃	S24. 12. 2	第 907号	0. 06	S24~S25
3	〃	〃	〃	S25. 9. 15	第1048号	0. 45	S26~S26
4	日字川	本川	黒髪町	S25. 9. 15	第1048号	0. 12	S25~S27
5	〃	黒髪川	〃	S37. 11. 14	第2864号	4. 90	S36~S36
6	〃	西龍川	木風町	S39. 9. 17	第2687号	4. 46	
7	相浦川	本川	柚木町	S25. 9. 15	第1048号	16. 85	S25~S28
8	〃	本川	〃	S29. 3. 29	第 281号	10. 51	S29~S29
9	〃	高尾川	柚木岡免	S32. 11. 13	第1408号	1. 69	S32~S32
10	〃	牟田川	潜木町	S37. 11. 14	第2864号	2. 90	S36~S36
11	〃	小野川	小野町	S37. 11. 14	第2864号	24. 35	S36~S37
12	〃	石ヶ倉川	里美町	S41. 8. 30	第2989号	4. 34	S41~S42
13	〃	弥佐山川	〃	S41. 8. 30	第2989号	0. 89	S41~S41
14	〃	流合川	上宇戸免	S42. 3. 22	第 711号	4. 50	S42~S43
15	小佐世保川	小佐世保川	小佐世保町	S31. 3. 3	第 356号	0. 30	S23~S31
16	佐世保川	佐世保川	春日町	S36. 9. 29	第2210号	4. 14	S35~S35
17	〃	赤木川	赤木町	S32. 9. 6	第1085号	7. 33	S32~S32
18	宮村川	宮村川	宮町	S34. 9. 5	第1653号	7. 10	S34~S35
19	〃	宮田川	瀬道町	S42. 3. 22	第 711号	1. 66	
20	相浦川	大野川	松瀬町	S42. 11. 30	第3938号	1. 48	
21	日字川	西龍川	木風町	〃	〃	1. 25	S42~S43
22	〃	太田川	黒髪町	〃	〃	4. 23	
23	御船川	御船川	鶺鴒渡越町	〃	〃	1. 28	S42~S43
24	小佐世保川	小佐世保川	小佐世保町	〃	〃	1. 75	S42~S
25	相浦川	相浦川	上宇戸町	〃	〃	20. 40	S45~S
26	牟田川	潜木川	潜木町	〃	〃	5. 70	
27	〃	谷川	下岳免	〃	〃	6. 30	
28	日字川	犬尾川	黒髪町	S43. 2. 16	第 198号	6. 58	S42~S43



番号	河川名		所在地	指定関係事項			着工 竣工 年度
	幹川名	溪流名		告示年月日	告示番号	面積(ha)	
29	〃	猫山川	〃	〃	〃	4.68	
30	小森川	日出川	桑木場町	〃	〃	6.30	
31	相浦川	久保仁田川	下宇戸町	S44. 3.13	第 553号	9.80	S44～S45
32	〃	白木川	上柚木町	〃	〃	5.30	S44～S45
33	〃	赤瀬川	高花町	〃	〃	5.50	
34	〃	小川内川	菰田町	〃	〃	1.40	S44～S
35	〃	矢峰川	矢峰町	S47. 3.29	第 604号	2.08	S47～S
36	〃	池野川	松瀬町	〃	〃	1.50	S47～S47
37	金田川	金田川	重尾町	〃	〃	7.60	S47～S48
38	日宇川	猫山川	黒髪町	S50. 5.27	第 898号	2.28	S50～S52
39	相浦川	高尾川	柚木元町	〃	〃	2.29	S50～S54
40	日宇川	西龍川	大和町	S54. 4.18	第 886号	0.63	S54～S
41	佐々川	鍋田川	世知原町長田代	S29. 3.29	第 281号	10.51	S28～S28
42	〃	〃	世知原町太田	S31.12.17	第2008号	10.41	S31～S31
43	〃	北川内川	世知原町北川内	S31. 3. 3	第 356号	2.45	S30～S31
44	〃	佐々川	世知原町開作	〃	〃	2.98	S30～S31
45	〃	龍の氏川	世知原町上野原	S42. 3.22	第 711号	4.5	S42～S43
46	〃	南谷川	世知原町開作	S42.11.30	第3938号	12.6	S45～S46
47	〃	佐々川	世知原町上野原	S42.11.30	第3938号	1.26	S42～S43
48	〃	〃	世知原町開作	S42.11.30	第3938号	6.0	S45～S46
49	〃	猿谷川	世知原町太田	S42.11.30	第3938号	6.0	
50	〃	路木場川	世知原町栗迎	S44. 3.13	第 553号	11.76	S44～S45
51	〃	佐々川	世知原町檜巻・ 上野原	H 8. 3.21	第 729号	2.06	H 7～H16
52	〃	路木場川	世知原 栗迎・筈瀬	H11. 7. 2 H12.10.18	第1455号 第2027号	4.84 2.02	H11～H16
53	竹田川	竹田川	小佐々町西川内	S43. 2.16	第198号	4.5	S43
54	大石川	大石川	小佐々町西川内	S43. 2.16	第198号	2.75	S44～S45
55	竹田川	東ノ木川	小佐々町西川内	S47. 2.14	第190号	2.08	S46～S47
56	上矢岳川	上矢岳川	小佐々町矢岳	S47. 2.14	第190号	2.42	S45～S46

番号	河川名		所在地	指定関係事項			着工 竣工 年度
	幹川名	溪流名		告示年月日	告示番号	面積(ha)	
57	宮田川	宮田川	小佐々町楠泊	S47. 3. 29	第604号	2.86	S47～S48
58	福井川	橋川原川	吉井町直谷	H19. 3. 8	第291号	0.95	H18～H20
59	江迎川	小川内川	江迎町	S44. 3. 13	第553号	7.47	S44～S44
60	〃	嘉例川	江迎町	S47. 3. 29	第604号	14.19	S46～S47
61	〃	小迎川	江迎町猪調	S48. 5. 22	第1099号	10.30	S48～S50
62	〃	野田川	江迎町	S34. 12. 14	第2460号	16.68	S34～S35
63	〃	本川	江迎町	S37. 11. 14	第2864号	5.00	S36～S38
64	歌ヶ浦川	歌ヶ浦川	鹿町町	S47. 3. 29	第604号	3.60	S47～S49
65	鹿町川	鹿町川支川	鹿町町	S42. 3. 2	第711号	8.80	S42～S43
66	福井川	堂ノ前川	江迎町	H19. 11. 5	第1469号	0.53	S19～
67	小佐世保川	小佐世保川	小佐世保町	S24. 12. 2	第 907号		
68	宮村川	寺辺田川	城間町	H23. 7. 20	第 762号	2.7	
69	福石川	福石川	福石町	R2. 9. 15	第 867号	1.09	
70	松山川	松山川	松山町	R3. 3. 16	第 198号	2.42	
71	江迎川	野田川	江迎町	S38. 11. 14	第2831号	7.52	
72	小森川	中原川	中原町	R3. 12. 13	第1513号	0.57	
計						369.53	

急傾斜地法指定箇所一覧表

番号	地区	区名	位置	地						形			区域の指定長崎告示番号	区域の指定年月日	備考	施工区分	
				勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物	公共的施設	県				市	
1	真申		棚方町	60	550	20.0	1.4	5.7	62	神社 1	市道 550m	第 278号 S45. 5. 6	概成		○	○	
2	松山		松山町	58	480	26.0	1.4	3.1	80	通産事務所 1	市道 320m	第 278号 S45. 5. 6	宅地規制区域一部概成		○	○	
3	清水		清水町	50	200	15.0	0.5	1.6	66			第 278号 S45. 5. 6	宅地規制区域概成		○		
4	宮田		宮田町	45	430	30.0	1.8	3.1	58			第 278号 S45. 5. 6 第 318号 H 5. 3. 26	宅地規制区域概成		○		
5	高梨(2)		高梨町	70	210	20.0	0.5	1.7	50	市営アパ一ト2	市道 215m	第 278号 S45. 5. 6	宅地規制区域 R2年度から拡大事業予定		○	○	
6	大和		大和町	37	400	28.0	1.5	2.5	68	公民館 1	国道 70m 市道 330m	第 278号 S45. 5. 6	概成		○	○	
7	柳町		相浦町	45 52	800 36.4	25 11.5	2.8 0.16	4.6 0.11	53 6			第 454号 S45. 7. 10 未指定	概成		○	○	
8	西ノ浜		相浦町	45	1192	30.0	4.8	9.6	105	公民館 1	市道 230m	第 45号 R2. 1. 24	一部概成		○	○	
9	蛭子第1		相浦町	40	900	35.0	4.5	8.3	70	公民館 1		第 454号 S45. 7. 10	概成		○		
10	築町		相浦町	45	330	38.0	1.7	4.4	50		市道 190m	第 454号 S45. 7. 10	概成		○		
11	蛭子第2		相浦町	45	640	25.0	2.2	4.9	52			第 454号 S45. 7. 10	概成		○		
12	高梨		高梨町	43	320	20.0	0.9	2.3	52			第 454号 S45. 7. 10	宅地規制区域概成		○		
13	大黒		大黒町	40	230	20.0	0.6	1.5	51			第 454号 S45. 7. 10	宅地規制区域概成		○		
14	棚方		棚方町	45	310	20.0	5.4	7	32		市道 60m	第 381号 S46. 5. 11	一部概成(監視中)		○		
15	鵜渡越		鵜渡越町	40	120	20.0	1.2	1.6	9		市道 120m	第 381号 S46. 5. 11	宅地規制区域概成		○		
16	原分		原分町	60	150	20.0	0.7	1.5	24			第 381号 S46. 5. 11	監視中		○		
17	瀬戸越		瀬戸越町	50	520	25.0	1.4	2.7	56	公民館 1		第 381号 S46. 5. 11	宅地規制区域監視中		○		
18	保立		保立町	50 53	140 55	20.0 28.1	0.6 0.02	0.9 0.19	9 14			第 381号 S46. 5. 11 第 1104号 H11. 1. 12	宅地規制区域一部概成(監視中)		○		
19	名切		名切町	45	90	20.0	0.3	0.47	8			第 381号 S46. 5. 11	宅地規制区域拡大概成		○		

番号	地区	区名	位置	地						形				公共的施設	区域の指定長崎県告示番号 年月日	備考	施工区分	
				勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜地崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物	公共的施設	示番号	年月日				備考	県
20	福石		福石町	70	70	11.0	0.07	0.29	10	公民館1 神社1			第381号 S46.	5.11	概成		○	
21	三川内		三川内本町	50	520	30.0	3.8	7.2	11	支所1 病院1 交番1 消防 分団1 神社1			第381号 S46.	5.11	概成		○	
22	福田		福田町	40	145	16.0	0.26	0.68	23	病院1			第137号 S48.	2.20	宅地規制区域 概成		○	
23	山祇		山祇町 須田尾町	50	40	12.0	0.06	0.23	14				第144号 S51.	2.27	宅地規制区域 概成		○	
24	小島		小島町	45	50	14.0	0.09	0.28	5	簡易郵便局1	県道 50m		第728号 S50.	9.23	概成		○	
25	大和(2)		大和町	60	120	17~23	0.2	0.91	13	公衆浴場1	市道 50m 普通河川 80m		第143号 S51.	2.27	宅地規制区域 概成		○	
26	三川内(2)		三川内町	40	170	10.0	0.17	1.05	15				第842号 S52.	9.24	拡大 概成		○	
27	長坂		長坂町	50	70	10.0	0.07	0.62	6				第843号 S52.	9.24	概成		○	
28	柿の浦		針尾西町	60	150	20.0	0.33	1.2	26	公民館1			第233号 S54.	3.27	概成		○	
29	大潟(1)		大潟町	70	140	18.0	0.25	0.76	16				第233号 S54.	3.27	概成		○	
30	御船		御船町	60	60	16.0	0.1	0.6	10	寺院1 公民館1	県道 70m 市道 70m		第477号 S55.	6.6	宅地規制区域 概成		○	
31	大潟(2)		大潟町	60 65	200 38	20~45 15~21	0.65 0.87	1.05 1.23	11 43	教会1 幼稚園1	市道 130m		第477号 S55. 第759号 S60.	6.6 8.23	概成		○	
32	今福		今福町	85	55	19.0	0.05	0.24	7	寺院1	市道 60m		第477号 S55.	6.6	宅地規制区域 概成		○	
33	鹿子前		鹿子前町	40	60	40.0	0.22	0.37	5				第477号 S55.	6.6	概成		○	
34	椎木		椎木町	40	30	16.0	0.09	0.3	6				第1028号 S55.	12.23	概成		○	
35	白仁田		白仁田町	50	92	26.0	0.37	0.5	12				第584号 S56.	6.9	概成		○	
36	鹿子前(2)		鹿子前町	45	200	23.0	0.6	1.3	14		市道 220m		第1007号 S55.	12.19	概成		○	
37	今福(2)		今福町	40	110	14.5	0.21	0.45	13				第951号 S56.	10.9	宅地規制区域 概成		○	
38	若葉		若葉町	70	60	13.0	0.08	0.3	11				第1204号 S56.	12.25	宅地規制区域 概成		○	
39	相浦本町		相浦町	70	110	12.5	0.18	0.52	12	保育園1			第147号 S57.	2.16	概成		○	

番号	地区	名位	位置	地形						公共的建物	公共的施設	区域の指定長崎県告示番号 年月日	備考	施工区分	
				勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜地崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)					県	市
40	稲荷	稲荷町		70	80	14.5	0.13	0.45	10		市道 30m	第 873号 S57.10. 8	宅地規制区域 概成	○	
41	須佐	須佐町		80	94	18.5	0.16	0.4	57			第 116号 S58. 2. 4 第 680号 H 2. 7. 6	宅地規制区域 概成	○	
42	大和(4)	大和町		50	130	10.0	0.15	0.54	15		河川 100m	第 328号 S58. 4. 1	宅地規制区域 概成	○	
43	白木	白木町		40	100	21.5	0.23	0.48	28		河川 35m	第1379号 H10.12.22 第 728号 S60. 8.16	宅地規制区域 概成	○	
44	比良	比良町		75	85	5~7	0.05	0.21	6	校舎 1	水路 75m	第 729号 S60. 8.16	宅地規制区域 概成	○	
45	三浦	三浦町		90	57	12.0	0.07	0.13	10	教会 1	国道 51m	第1012号 S62.11. 6	概成	○	
46	名切(2)	名切町		80	60	8~13	0.054	0.28	13			第 601号 S61. 7.11	宅造規制区域 概成	○	
47	金比良	金比良町		60	40	10~15	0.055	0.15	8			第 601号 S61. 7.11	宅造規制区域 概成	○	
48	春日(1)	春日町		38	52	21.0	0.12	0.13	12			第1007号 S62.11. 6	宅造規制区域 概成	○	
49	春日(2)	春日町		54	35	6.5	0.03	0.08	8		市道45m	第1008号 S62.11. 6	宅造規制区域 一部概成(監視中)	○	
50	赤崎	赤崎町 小島町		47	120	30.0	0.35	0.42	10		県道60m	第1025号 S62.11.13	概成	○	
51	大和(5)	大和町		49	40	8.0	0.04	0.09	7			第1009号 S62.11. 6	宅造規制区域 概成	○	
52	天神	天神町		49	80	12.1	0.13	0.22	13			第1026号 S62.11.13	宅造規制区域 一部概成 H31年度から拡大事業中	○	
53	名切(3)	名切町		52	70	10.2	0.08	0.13	9			第1027号 S62.11.13	宅造規制区域 概成	○	
54	早岐	早岐三丁目 陣の内町		38 45	50 120	10.2 16.3	0.07 0.14	0.14 0.23	8 9			第1011号 S62.11. 6 第 802号 H11. 7.30	一部概成 監視中	○	
55	大和(6)	大和町		38	68	17.0	0.14	0.28	11			第1010号 S62.11.6	宅造規制区域 概成	○	
56	矢岳	矢岳町		58	120	20.0	0.28	0.4	28		県道50m市道40m普 通河川 110m	第1128号 S62.12.15	宅造規制区域 概成	○	
57	鹿子前(3)	鹿子前町		40	190	18.0	0.54	0.89	22			第1129号 S62.12.15	概成	○	
58	祇園	祇園町		47	218	11.0	0.16	0.42	31			第 469号 H 1. 4.18	宅造規制区域 概成	○	
59	鯛ノ浦	針尾西町		56	376.6	12.2	0.56	0.86	30			第 657号 H 1. 6.30	概成	○	

番号	地区	区名	位置	地形							公共的建物	公共的施設	区域の指定長崎県告示番号 年月日	備考	施工区分	
				勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜地崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	県					市	
60	大崎		針尾北町	42	189	12.3	0.41	0.61	13			第1013号 H 2. 10. 30	概成		○	
61	西今福		今福町	51	187	28.7	0.44	0.65	28			第 281号 H 2. 3. 20	宅造規制区域 概成 拡大 (R3から事業予定)		○	
62	白南風		白南風町	51	61	10.6	0.09	0.15	8			第1031号 H 1. 10. 24	宅造規制区域 概成		○	
63	若葉(2)		若葉町	57 58	35 75	13.1 16.0	0.05 0.4	0.08 0.12	6 11			第1032号 H 1. 10. 24 第1150号 H 1. 11. 24	宅造規制区域 概成		○	
64	中今福		今福町	57	110	17.0	0.22	0.27	16			第 2号 H 3. 1. 4	宅造規制区域 概成 拡大 (R3から事業予定)		○	
65	木場田		木場田町 比良町	38	160	26.0	0.56	0.57	26	診療所 1		第1012号 H 2. 10. 30	宅造規制区域 概成		○	
66	大和(7)		大和町	37	185	16.1	0.49	0.67	28		市道 100m	第 863号 H 2. 9. 11	宅造規制区域 概成		○	
67	東大久保		東大久保町 比良町	43	120	19.6	0.24	0.35	37			第1114号 H 2. 11. 27	宅造規制区域 概成		○	
68	黒髪		黒髪町	45	71	11.5	0.15	0.26	7			第 48号 H 2. 1. 23	宅造規制区域 概成		○	
69	白岳(1)		白岳町	47	45	22.7	0.14	0.18	5			第1033号 H 1. 10. 24	概成		○	
70	白岳(2)		白岳町	45	65	24.0	0.19	0.26	5			第1028号 H 1. 10. 24	宅造規制区域 概成		○	
71	勝海		勝海町	59	84	25.0	0.15	0.2	5			第 75号 H 2. 1. 30	概成		○	
72	西今福(2)		今福町	58 46	62 58	7.9 13.8	0.12 0.07	0.15 0.12	6 8			第1030号 H 1. 10. 24 第 283号 H 5. 3. 23	宅造規制区域 概成		○	
73	大瀧(3)		大瀧町	36	75	14.0	0.09	0.18	6			第 74号 H 2. 1. 30	概成		○	
74	梅田		梅田町	40	14.2	7.0	0.015	0.02	6			第1029号 H 1. 10. 24	宅造規制区域 概成		○	
75	棚方(2)		棚方町	35	110	21.0	0.44	1.13	5			第 670号 H 2. 7. 3	概成		○	
76	名切(4)		名切町	53	228	11.6	0.21	0.85	38		市道 80m	第 706号 H 2. 7. 17	宅地規制区域 概成		○	
77	須佐(2)		須佐町	85	55	14.7	0.01	0.09	12			第 860号 H 2. 9. 11	宅地規制区域 概成		○	
78	稲荷(2)		稲荷町	65	32	9.2	0.03	0.08	7			第 861号 H 2. 9. 11	宅地規制区域 概成		○	
79	椎木(2)		椎木町	48	300	22.6	0.62	0.94	51			第1116号 H 2. 11. 27	概成		○	

番号	地区	名位	位置	地						形			区域の指定長崎県告示番号 年月日	備考	施工区分		
				勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物	公共的施設	県			市		
80	瀬戸越(2)		瀬戸越町	63	214	18.9	0.2	0.49	32				第1115号 H 2. 11. 27	概成		○	
81	大和(8)		大和町	49	95	16.0	0.3	0.63	17			市道 203m	第219号 H 2. 3. 9	宅地規制区域		○	
				45	165	23.0	0.33	0.43	38					第420号 H28. 5. 20	拡大		○
				46	88	185.0	0.13	0.20	6					第167号 R 3. 3. 5	概成		○
82	祇園(2)		祇園町	56	50	15.0	0.05	0.08	5			第286号 H 5. 3. 23	概成		○		
83	戸尾		戸尾町	72	43	10.4	0.02	0.05	6			第290号 H 5. 3. 23	宅地規制区域		○		
84	勝富		勝富町	55	15	11.8	0.01	0.04	7		市道 15m	第287号 H 5. 3. 23	宅地規制区域		○		
85	天神(2)		天神四丁目	35	68	16.1	0.14	0.19	9			第285号 H 5. 3. 23	宅地規制区域		○		
86	天神(3)		天神四丁目	52	101	17.7	0.12	0.22	10			第1105号 H 4. 12. 8	宅地規制区域		○		
87	神島		神島町	44	80	20.7	0.14	0.24	20	公民館 1		第1104号 H 4. 12. 8	宅地規制区域		○		
88	大塔(1)		大塔町	50	145	19.4	0.2	0.54	25		公園 1 市道 210m	第1103号 H 4. 12. 8	宅地規制区域 一部概成(監視中)		○		
89	大塔(2)		大塔町	38	100	21.5	0.17	0.26	13		市道 160m	第261号 H 4. 3. 21	概成		○		
90	南風崎		南風崎町	35	190	23.9	0.36	0.63	10		河川 50m 市道 90m	第289号 H 5. 3. 28	一部概成 監視中		○		
91	瀬戸越(3)		瀬戸越町	46	85	22.4	0.16	0.27	12			第1101号 H 4. 12. 8	概成		○		
92	有福		有福町	45	185	10.3	0.25	0.6	10			第1102号 H 4. 12. 8	概成		○		
93	八幡		八幡町	37	54	16.5	0.07	0.1	10			第293号 H 5. 3. 23	一部概成 監視中		○		
94	長坂(2)		長坂町	48	230	27.3	0.56	0.74	42		河川 200m 市道 85m	第259号 H 4. 3. 21	一部概成 監視中		○		
95	有福(2)		有福町	55	64	11.0	0.07	0.12	8		市道 65m	第294号 H 5. 3. 23	概成		○		
96	潮見		潮見町	78	48	12.8	0.02	0.06	6			第295号 H 5. 3. 23	宅地規制区域 概成		○		
97	須佐(3)		須佐町	79	50	10.5	0.02	0.08	8		市道 50m	第291号 H 5. 3. 23	宅地規制区域 概成		○		
98	大瀧(4)		大瀧町	48	52	11.2	0.04	0.12	6			第297号 H 5. 3. 23	一部施工済		○		
				45	34	17.9	0.04	0.08	3				第694号 H16. 4. 30	概成		○	
99	熊野		熊野町	56	26	24.0	0.1	0.25	11			第628号 H 5. 6. 1	一部概成 監視中		○		

番号	地区	区名	位置	地形							形			区域の指定長崎県告示番号	年月日	備考	施工区分	
				勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物	公共的施設	県				市	
100	花園		花園町	45	83	5.0	0.08	0.18	25		市道 90m		第764号	H 5. 7. 23	一部概成 監視中	○	○	
101	折橋(1)		折橋町	43	280	19.4	0.54	0.85	75	公民館 1	河川 295m 市道 230m		第839号	H10. 6. 26	宅地規制区域 概成	○	○	
102	三川内(3)		三川内町	52	28	6.3	0.01	0.08	6				第288号	H 5. 3. 23	一部概成 監視中 拡大 (R3から事業予定)	○	○	
103	赤崎(2)		赤崎町	42	110	18.2	0.14	0.22	21				第284号	H 5. 3. 23	概成	○	○	
104	長坂(3)		長坂町	42	106	11.2	0.11	0.29	9				第541号	H 6. 5. 2	概成	○	○	
105	山手		山手町	50	97.5	10.8	0.03	0.15	9				第565号	H 6. 5. 20	宅地規制区域 概成	○	○	
106	松山(2)		松山町	42	28	14.0	0.04	0.07	5		市道 37m		第629号	H 5. 6. 1	宅地規制区域 概成	○	○	
107	高島		高島町	47	67.5	16.3	0.06	0.16	5				第627号	H 5. 6. 1	概成	○	○	
108	折橋(2)		折橋町	53	157	25.0	0.39	0.47	20		河川 100m 市道 20m		第912号	H10. 7. 24	概成	○	○	
109	赤崎(3)		赤崎町	64	55	10.2	0.03	0.17	10				第853号	H10. 7. 7	概成	○	○	
110	長尾		長尾町	52	24	10.7	0.01	0.05	7		市道 13m		第855号	H10. 7. 7	宅地規制区域 概成	○	○	
111	今福(5)		今福町	50	16	10.3	0.01	0.07	5				第854号	H10. 7. 7	宅地規制区域 概成	○	○	
112	瀬戸越(4)		瀬戸越町	49	168	17.4	0.13	0.33	22		国道 85m		第856号	H10. 7. 7	宅地規制区域 概成	○	○	
113	赤崎(18)		赤崎町	39	220	16.1	0.35	0.49	15		県道 53m		第1050号	H10. 9. 18	概成	○	○	
114	船越		船越町	50	330	14.0	0.86	1.04	19		市道 88m		第130号	H10. 2. 6	概成	○	○	
115	瀬戸越(5)		瀬戸越町	56	88.5	21.0	0.08	0.14	7		市道 84m		第1132号	H10.10. 2	概成	○	○	
116	須佐(4)		須佐町	54	55.6	12.8	0.04	0.1	9		市道 39m		第530号	H11. 4. 2	概成	○	○	
117	塩浸		塩浸町	48	90	8.2	0.05	0.11	6	公民館 1	市道 47m		第860号	H 9. 6. 24	概成	○	○	
118	八幡(2)		八幡町	81	41.7	16.4	0.01	0.06	12				第1051号	H10. 9. 18	宅地規制区域 概成	○	○	
119	俵町		俵町	63	60	8.2	0.05	0.16	9		市道 20m		第931号	H10. 8. 4	概成	○	○	



番号	地区名	位置	地 形							公共的建物	公共的施設	区域の指定長崎県告示番号 年月日	備考	施工区分	
			勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜地崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	県					市	
120	城間	城間町	62	65	12.0	0.04	0.17	5		市道 60m	第1052号 H10. 9. 18	概成		○	
121	日宇	日宇町	43	26	22.7	0.03	0.08	7		市道 34m	第 857号 H 9. 6. 24	一部概成 監視中	○		
122	椎木(3)	椎木町	58	65	6.1	0.03	0.1	6		市道 27m 河川 10m	第1040号 H10. 9. 16	概成	○		
123	母ヶ浦	母ヶ浦町	62	68	14.3	0.09	0.13	8		河川 67m	第1056号 H 9. 8. 12	概成	○		
124	口の尾	口の尾町	43	80	17.4	0.13	0.21	5		市道 102m	第1057号 H 9. 8. 12	概成	○		
125	神島(2)	神島町	60	60	12.0	0.06	0.14	23			第 57号 H10. 1. 16	概成	○		
126	赤崎(13)	赤崎町	55	80	16.0	0.07	0.16	10			第 58号 H10. 1. 16	概成	○		
127	木風	木風町	60	200	32.0	0.7	1.20	28		河川 150m	第1162号 H14. 10. 11	概成	○		
128	大宮(5)	大宮町	70	84	10.0	0.04	0.12	13	病院 1		第 801号 H11. 7. 30	概成	○		
129	三川内(4)	三川内町	50	127	16.1	0.13	0.26	8	神社 1		第 460号 H13. 3. 30	概成	○		
130	東今福	今福町	37	120	15.0	0.18	0.36	12			第 67号 H11. 1. 18	概成	○		
131	日野	日野町	48	120	20.0	0.24	0.25	13		市道 100m	申請予定	概成	○		
132	松川	松川町	50	35	12.0	0.03	0.1	6			第1251号 H11. 12. 21	概成	○		
133	折橋(3)	折橋町	56	45	8.8	0.03	0.1	7			第1250号 H11. 12. 21	概成	○		
134	黒髪(2)	黒髪町	50	50	6.2	0.03	0.1	5			第 887号 H11. 8. 31	概成	○		
135	東浜	東浜町	45	900	30.0	2.35	0.98	20	職業訓練校 1	市道 240m	第352の21号H17. 3. 31	概成	○		
136	名切(5)	名切町	45	130	18.0	0.4	0.38	20		市道 130m	第 266号 H15. 3. 7	概成	○		
137	保立(2)	保立町	45	80	16.0	0.17	0.29	13		市道 80m 河川 80m	第1161号 H14. 10. 11	概成	○		
138	日宇(3)	日宇町	50	50	17.0	0.08	0.1	6		河川 50m	第 696号 H16. 4. 30	概成	○		
139	鯛の浦(2)	針尾西町	55	55	10.0	0.15	0.33	6	公民館 1	市道 100m	第352の22号H17. 3. 31	概成	○		

番号	地区名	位置	地							形			区域の指定長崎県告示番号	年月日	備考	施工区分	
			勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物	公共的施設	県				市	
140	名切(6)	名切町	43	54	23.0	0.88	1.32	7				申請予定			概成		○
141	祇園(3)	祇園町	80	25.5	12.4	0.02	0.03	6				市道 33m			概成		○
142	黒髪(3)	黒髪町	57	103	8.0	0.08	0.19	8				市道 120m			一部概成 予定		○
143	八幡(3)	八幡町	55	19	8.0	0.02	0.03	6				市道 30m			概成		○
144	日字(2)	日字町	30	60	30.0	0.18	0.32	5				市道 80m			概成		○
145	藤原	藤原町	60	40	13.0	0.05	0.07	6							概成		○
146	大和(1)	大和町	35	80	13.0	0.1	0.12	13				市道 100m			一部概成		○
147	母ヶ浦(2)	母ヶ浦町	50 41	269 120	26.8 30.0	0.54 0.36	0.88 0.46	22 7				市道 130m			概成		○
148	梅田(2)	梅田町	45	60	10.0	0.06	0.14	5	高校 1						概成		○
149	庵浦(2)	庵浦町	40	63	20.0	0.13	0.37	6							概成		○
150	鹿子前(15)	鹿子前町	37	140	16.0	0.22	0.81	22							概成		○
151	東浜(2)	東浜町	75	205	22.0	0.77	0.73	24							概成		○
152	小野	小野町	37 60	135 51	16.5 11.2	0.54 0.42	0.99 1.01	31 1				市道 116m			概成		○
153	椎木(4)	椎木町	43	114	24.5	0.26	0.33	7				市道 88m			概成		○
154	山手(2)	山手町	55	33.8	7.9	0.02	0.04	6				里道 河川 38.0m 41.0m			概成		○
155	城山	世知原町檜巻	35	180	20.0	0.645	1.5695	15							概成		○
156	矢櫃	世知原町矢櫃	45	122	17.0	0.23	0.31	9							概成		○
157	太田	世知原町太田	33	190	14.8	0.3	0.4	9	消防詰所公民館1			市道 17m			概成		○
158	楠泊	小佐々町楠泊	74	122	18.0	0.224	0.422	10							概成		○
159	矢岳	小佐々町矢岳	72	205	11.0	0.248	0.74	13							概成		○

番号	地区名	位置	地										形		区域の指定長崎県告示番号	年月日	備考	施工区分							
			勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜地崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物	公共的施設	市道	里道	公園	小佐世保川78m				国道115m	国道210m	市道150m	市道70m	市道30m	市道260m	市	県
160	西郷	小佐々町小坂	45	184	25.4~27.8	0.5	0.66	7	市道	190m	第100号	H18. 1. 24	H31年度から事業中	○											
161	平	宇久町平	50	383	10.0	0.4022	0.92	63	市道	169m	第961号	S46.12. 7	概成	○											
162	神浦	宇久町神浦	69	136	5.5~8.3	0.66	0.43	15			第531号	S60. 6. 11	概成	○											
163	門平	宇久町平	42	25	7.6~9.1	0.019	0.0541	7			第26号	H 2. 1. 12	概成	○											
164	下山	宇久町小浜	49	32	7.3	0.024	0.06	5			第1125号	H 4. 12. 8	概成	○											
165	屋敷	宇久町神浦	45	126	17.0	0.47	1.01	16	市道	220m	第203号	H 8. 2. 27	概成	○											
166	早苗	早苗町	45	72	14.0	0.1	0.16	9			第1087号	H20.12.19	一部概成 事業休止	○											
167	東山	東山町	40	30	6.2	0.02	0.06	5			申請予定		概成	○											
168	大湯(5)	大湯町											事業休止	○											
169	陣の内	陣の内町	35	140	18.2	0.11	0.19	12	市道	85m	第1088号	H20.12.19	概成	○											
170	日字(4)	日宇町	45	102	12.0	0.11	0.18	17	市道 里道	36m 102.2m	第549号	H23. 5. 20	概成	○											
171	新田(5)	新田町	38 68	270 91.6	21.0 34.1	2.70 0.06	5.40 0.13	15 14			第805号 第880号	H21. 9. 4 H23.10. 7	概成	○											
172	日野(1)	日野町	45	160	20~40	1.6	3.2	17	公園	1	第682号	H21. 7. 7	概成	○											
173	小佐世保	小佐世保町	55	76	24.0	0.12	0.18	13			第550号	H23. 5. 20	概成	○											
174	瀬戸越2丁目(2)	瀬戸越二丁目	50 70	115 255	17.9 14.9	0.16 0.62	0.26 1.46	23 19	派出所 1	国道 国道	第681号 第860号	H21. 7. 7 H24.10. 2	概成	○											
175	白岳(3)	白岳町	50~80	140	22.0	0.56	1.12	22			第718号	H21. 7. 24	概成	○											
176	東臼/浦(1)	小佐々町小坂	70	59.5	30.3	0.11	0.14	6	市道	70m	第8号	H22. 1. 8	概成	○											
177	松原(3)	吉井町直谷	35	96	13.0	0.16	0.22	8	市道	30m	第869号	H21.10.16	概成	○											
178	瀬戸越(7)	瀬戸越一丁目	52	159	19.1	0.29	0.56	22	市道	260m	第769号	H27. 7. 31	概成	○											
179	早岐(2)	早岐二丁目	60	160	14.7	0.32	0.34	11			第879号	H23.10. 7	概成	○											

番号	地区	名	位置	地						形			公共的施設	区域の指定長崎県告示番号	年月日	備考	施工区分	
				勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物	県					市	
180	上川内		江迎町上川内	45	325	30.0	0.91	1.46	24	旅館 1	国道 297m 鉄道 40m	第197号-2	S48. 3. 15	概成		○		
181	志戸氏		江迎町志戸氏	43~44	62	13.5 ~13.9	0.08	0.14	5		国道 74m	第352号-23	H17. 3. 31	概成		○		
182	猪調		江迎町猪調	30~80	226	30.6 ~35.0	0.34	0.74	23	公民館 1	国道 220m	第352号-24	H17. 3. 31	概成		○		
183	岩下		江迎町田ノ元	40	300	30.0	0.9	1.4	22			第 686号	S46. 8. 31	概成		○		
184	杉谷		鹿町町鹿町	30	120	34.0	0.34	0.69	8			第 345号	S46. 4. 30	概成		○		
185	永田		鹿町町下歌ヶ浦	35~64	350	9.2 ~21.9	0.6	0.87	13		市道 301m	第352号-25	H17. 3. 31	概成		○		
186	朝地露		鹿町町長串	34	100	50.0	0.52	1.72	5		市道 90m	第 714号	S53. 9. 5	概成		○		
187	大加勢		鹿町町下歌ヶ浦	45	225	32.0	0.51	0.78	21	公民館 1	県道 130m 市道 143m	第 900号	H 1. 9. 12	概成		○		
188	猪調(1)		江迎町猪調	38	134	25.5	0.35	0.44	21		市道 170m 普通河川 25m	第 37号	H22. 1. 15	概成		○		
189	日字(5)		日字町	35~50	126	15.0 ~19.0	0.16	0.24	25			第 547号	H23. 5. 20	概成		○		
190	日野(8)		日野町	45 44	173 73	34.1 38.8	0.55 0.19	1.27 0.24	12 3		市道 95m, 73m 里道 80m	第 548号 第 36号	H23. 5. 20 H28. 1. 15	概成		○		
191	長畑(1)		長畑町	70	103	28.0	0.39	0.45	12	公民館 1		第 946号	H24. 11. 9	概成		○		
192	日野(15)		日野町	50	130	16.25	0.13	0.19	5		市道 85m 河川 85m	第 230号	H25. 3. 5	概成		○		
193	折橋(4)		折橋町	50	33	6.0	0.02	0.03	5			第 501号	H26. 4. 22	概成		○		
194	吉福		吉福町	50	110	30.6	0.24	0.35	5		市道 78m	第 307号	H26. 3. 7	概成		○		
195	勘場(2)		吉井町直谷	54	80	19.2	0.1	0.18	7		県道 60m	第 500号	H26. 4. 22	概成		○		
196	長坂(16)		小島町	42	270	16.0	0.56	0.73	8		県道 30m	第 336号	H27. 3. 13	概成		○		
197	大瀧(10)		大瀧町	60	114	13.1	0.13	0.31	9			申請予定		概成		○		
198	三川内(11)		三川内町									申請予定		概成		○		
199	相浦(13)		相浦町	54	82	12.7	0.06	0.1	6			第 816号	H28. 11. 22	概成		○		

番号	地区	区名	位置	地						形			公共的施設	区域の指定長崎県告示番号	年月日	備考	施工区分	
				勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物	県					市	
200	日宇(7)		日宇町	53	44	17.4	0.04	0.25		4	病院2	市道 39m	第 625号	H28. 8. 19	概成		○	
201	石坂(2)		石坂町	45	110	15.0	0.2	0.25		14			第 530号	H28. 7. 1	H26年度から事業中		○	
202	陣の内(2)		陣の内町	40 40	138 162	30 40	0.78 0.72	0.90 0.79		18 12	中学校 1	市道 125.8m 市道 108.0m	第 516号 第 896号	H26. 4. 30 H27. 9. 25	概成		○	
203	有福(3)		有福町										申請予定		H24年度から事業中		○	
204	白岳(11)		白岳町										申請予定		H25年度から事業中		○	
205	黒髪(4)		黒髪町										申請予定		事業休止		○	
206	梅田(3)		梅田町										申請予定		H26年度から事業中		○	
207	針尾北(4)		針尾北町										申請予定		概成		○	
208	瀬戸越3丁目(1)		瀬戸越三丁目	65	84	10.0	0.07	0.12		14		市道 68m	第 20号	H30. 1. 12	概成		○	
209	鹿子前		鹿子前町	30	54	15.0	0.10	0.14		5			第 733号	H26. 7. 25	概成 災関事業		○	
210	松瀬(2)		松瀬町	32	203	25.0	0.70	0.80		31		市道300m 里道70m 二級河川220m	第842号	H30. 12. 11	H27年度から事業中		○	
211	瀬戸越(6)		瀬戸越町	48	171	22.0	0.35	0.44		25		市道 70m 里道 80m	第489号	H30. 6. 29	H27年度から事業中		○	
212	山手(15)		山手町	44	30	23.0	0.13	0.16		13	山手小学校(体育館)	市道 30m	第503号	R2. 7. 10	概成		○	
213	矢岳(5)		矢岳町	30~75	122	10~20	0.26	0.36		23	矢岳町公民館	市道 60m	第 64号	R2. 2. 4	H27年度から事業中		○	
214	日宇(9)		日宇町	45	109	17.6	0.22	0.08		9		市道 35m	第469号	R1. 12. 24	H27年度から事業中		○	
215	幸和(1)		江迎町猪調	40	82.4	14.7	0.13	0.19		7		国道 53m	第 224号	H29. 3. 17	概成		○	
216	勝海(5)		勝海町	30~67	270	10~32	0.59	0.70		23		国道85m 市道360m	第 478号	R3. 6. 25	概成		○	
217	小島(9)		小島町	45	226	26.0	0.35	0.21		20		県道137m 市道29m	第778号	R2. 12. 11	H27年度から事業中		○	
218	名切(16)		名切町										申請予定		H27年度から事業中		○	
219	相浦(2)		相浦町	37	218	18.0	0.44	0.62		16		市道 175m 二級河川 140m	第 725号	H30. 11. 6	H27年度から事業中		○	

番号	地区名	位置	地							形			公共的施設	区域の指定長崎県告示番号 年月日	備考	施工区分	
			勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜面の面積(ha)	公共的建物	人家(戸)	公共的施設				県	市
220	小西浦	小佐々町楠泊	54	76	16.0	0.08	0.13	32	保育所 1			第867号	H30.12.18	概成		○	
221	神島(3)	神島町										申請予定		H28年度から事業中		○	
222	針尾西(1)	針尾西町	32	107	9.7	0.17	0.23	7		市道 55m		第279号	R4.3.29	概成		○	
223	長坂(15)	長坂町	46	96.3	21.4	0.10	0.14	14		市道 60m		第240号	H31.3.19	概成		○	
224	折橋(11)	折橋町										申請予定		H28年度から事業中		○	
225	藤原(9)	藤原町	46	47	6.2	0.03	0.04	6				第340号	R4.5.10	概成		○	
226	鹿子前(15)	鹿子前町	44	56	13.8	0.08	0.12	8		市道 50m		第504号	R2.7.10	概成		○	
227	花高(4)	権常寺町										申請予定		H31年度から事業中		○	
228	大和(1)(3)	大和町										申請予定		概成		○	
229	有福(55)	有福町										申請予定		一部概成、地域防災がけ崩れ(H29年度)		○	
230	白岳(5)	白岳町										申請予定		H30年度から事業中		○	
231	大黒(2)	大黒町										申請予定		H30年度から事業中		○	
232	黒髪(122)	黒髪町										申請予定		H30年度から事業中		○	
233	有福(4)	有福町	43	45.5	23.2	1.2	1.3	6		市道 76m		第468号	R1.12.24	H30年度から事業中		○	
234	戸尾	戸尾町										申請予定		H30年度から事業中		○	
235	鹿子前(6)	鹿子前町	57	83.6	16.0	0.11	0.14	16				第733号	R3.11.2	H31年度から事業中		○	
236	折橋(5)	折橋町										申請予定		H31年度から事業中		○	
237	勝海(2)	勝海町	45	30	12.2	0.03	0.06	9				第89号	R4.2.15	概成		○	
238	熊野(9)	熊野町										申請予定		H31年度から事業中		○	
239	平第二	宇久町平												R1年度から地域防災がけ崩れ事業中		○	

※地がけのみの場合指定不要

番号	地区	名	位置	地 形							区域の指定長崎県告示番号	年	月	日	備考	施工区分			
				勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜地崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物						公共的施設	県	市	
240	日野		日野町										申請予定				R2年度から事業中	○	
241	吉福	(2)	吉福町										申請予定				R2年度から事業中	○	
242	庵浦	(1)	庵浦町										申請予定				R2年度から事業中	○	
243	有福	(76)	有福町										申請予定				R2年度から事業中	○	
244	赤崎	(8)	赤崎町										申請予定				R2年度から事業中	○	○
245	権常寺		権常寺町										申請予定				R2年度から事業中	○	○
246	高梨	(2)	高梨町										申請予定				R2年度から事業中	○	○
247	黒髪	(3)	黒髪町										申請予定				R2年度から事業中	○	○
248	白南風	(2)	白南風町										申請予定				R3年度から事業予定	○	○
249	黒髪	(67)	黒髪町										申請予定				R3年度から事業予定	○	○
250	日宇	(19)	日宇町										申請予定				R3年度から事業予定	○	○
251	長坂	(9)	長坂町										申請予定				R3年度から事業予定	○	○
252	指方		指方町										申請予定				R3年度から事業予定	○	○
253	東浜	(11)	東浜町										申請予定				R3年度から事業予定	○	○
254	浦の田		宇久町平														概成		○
255	鹿子前	(4)	鹿子前町										申請予定				R4年度から事業予定	○	○
256	陣の内	(13)	陣の内町										申請予定				R4年度から事業予定	○	○
257	日宇	(25)	日宇町										申請予定				R4年度から事業予定	○	○
258	下歌ヶ浦	(11)	鹿町町										申請予定				R4年度から事業予定	○	○
259	田の元	(4)	江迎町										申請予定				R4年度から事業予定	○	○

※地がけのみの場合指定不要

番号	地区名	位置	地						形			区域の指定長崎県告示番号	備考	施工区分	
			勾配(度)	長さ(m)	高さ(m)	急傾斜面の面積(ha)	急傾斜地崩壊危険区域面積(ha)	人家(戸)	公共的建物	公共的施設	県			市	
260	赤崎(57)	赤崎町											R4年度から事業予定	○	
261	大和(9)	大和町											R4年度から事業予定	○	
262	早苗(22)	早苗町											R4年度から事業予定	○	
263	早苗(31)	早苗町											R4年度から事業予定	○	
264	白岳(16)	白岳町											R4年度から事業予定	○	
265	若葉(2)	若葉町											R4年度から事業予定	○	
266	権常寺(9)	権常寺町											R4年度から事業予定	○	
267	須田尾(13)	須田尾町											R4年度から事業予定	○	
268	松瀬(16)	松瀬町											R4年度から事業予定	○	
269	高島地区	高島町											R4年度から事業予定	○	
270	日宇(79)	日宇町											R4年度から事業予定	○	
271	杉谷地区	鹿町町											R4年度から事業予定	○	
272	鹿子前(20)	鹿子前町											R4年度から事業予定	○	
273	長坂(33)	長坂町											R4年度から事業予定	○	
274	日宇(23)	日宇町											R4年度から事業予定	○	
275	今福	今福町											R4年度から事業予定	○	
276	西の浜	相浦町											R4年度から事業予定	○	
277	白木(16)	白木町											R4年度から事業予定	○	
278	平原	小佐々町 平原											R4年度から事業予定	○	



地すべり防止区域一覧表（国土交通省所管）

番号	地すべり地域名	区域面積 (ha)	家屋戸数 (戸)	区域の指定		地すべりの概要 発生年月日その他
				告示年月日	告示番号	
1	大野	54.09	42	S. 35. 9. 13	第1940号	昭和28年6月活動 H8より防止工事施行中
2	東下岳	10.10	2	S. 35. 9. 13	第1940号	昭和28年6月活動 39～41年施工 63～監視中
3	柚木小舟	66.32 33.84	110 22	S. 35. 3. 4 S. 51. 2. 27	第 313号 第 200号	昭和47年7月活動 S47～H6年施工 概成 監視中
4	松山	7.68	44	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 S31年施工
5	塔の崎	16.43	10	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 S32年施工
6	潜木	8.84	6	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 S31～32年施工
7	徳道	10.20	6	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 S30年施工
8	白岳町	5.01	36	H. 19. 10. 1	第1254号	昭和31年頃より活動 現在静止
9	新行江	11.25	8	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 現在静止
10	三川内桑木場	9.03	3	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和32年頃より活動 現在静止
11	坊の上	14.57	27	S. 36. 5. 17	第1063号	大正末期より活動 S36～38年施工
12	奥山	10.88	17	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 現在静止
13	寺辺田	11.95	16	S. 36. 5. 17	第1063号	昭和28年頃より活動 現在静止
14	須田尾	6.62	97	S. 37. 11. 14	第2854号	大正12年頃より活動 S36～37年施工
15	三本木	29.37 35.36	5 11	S. 37. 12. 6 S. 51. 2. 27	第2999号 第 200号	大正14年頃より活動 36～37年施工 S42～45年施工 昭和47年7月活動 S61～H4年施工 概成 監視中
16	上浦	24.83 9.70	23 13	S. 39. 9. 30 H. 3. 3. 30	第2783号 第 943号	昭和23年頃より活動 現在活動中 39～43年施工 S55～H4年施工 概成
17	烏帽子岳	16.43	10	S. 43. 9. 17	第2710号	昭和35年 2月, 昭和37年 2月, 一部崩壊 S41～45年施工
18	横尾	14.40	193	S. 52. 10. 13	第1371号	昭和49年7月亀裂発生 概成 監視中
19	野崎	6.39 17.51	47 81	S. 61. 3. 25 H. 3. 3. 30	第 807号 第 915号	昭和60年6月活動 S60～H9年施工 概成
20	小舟	64.20	53	S. 62. 3. 16	第 703号	昭和61年7月活動 S62～H9年施工 概成 監視中 H28年災害関連緊急地すべり対策事業
21	原分	2.21	44	H. 3. 3. 30	第 914号	H2～H8年施工 概成 監視中
22	三川内	8.15	43	H. 4. 4. 9	第 986号	平成3年 6月活動 H3年施工 概成 監視中
23	柚木元	5.09	0	H. 7. 11. 24	第1856号	平成5年8月活動 H3～H10年施工 概成 監視中
24	高花	54.98	28	H. 7. 11. 24	第1856号	一部崩壊 H7～H9年施工 概成
25	原分 (2)	2.19	33	H. 10. 5. 29	第1299号	平成9年7月活動 平成9年施工 概成 監視中

番号	地 域 名	区域面積 (ha)	家屋戸数 (戸)	区 域 の 指 定		地 域 名 の 概 要 発 生 年 月 日 そ の 他
				告示年月日	告示番号	
26	日 野	2.15	36	H. 14. 3. 25	第 230号	平成12年6月活動 H12～H13年施工 概成
27	長 田 代	205.66	142	S35. 8. 25	第1714号	南部昭和28年、北部昭和31年9月 (保安林と重複)
28	木 浦 原	55.60	17	S35. 9. 13	第1940号	昭和26年、平成30年7月
29	筥 瀬	14.85	16	S35. 9. 13	第1940号	昭和17年 (保安林と重複)
30	念 田	24.94	14	S35. 9. 13	第1940号	昭和26年
31	上 吉 田	21.41	0	S35. 9. 13	第1940号	大正12年 昭和7年、8年8月
32	楠 泊	5.16	29	S36. 5. 17	第1063号	昭和26年
33	平 原	5.13	3	S43. 9. 17	第2710号	昭和40年
34	白 の 浦	6.91	19	H 3. 3. 30	第 918号	
35	東 奥 川 内	11.05	6	H 4. 4. 9	第 986号	平成3年
36	田 の 元	8.63	0	H 7. 11. 24	第1856号	平成5年
37	末 橋	37.04	51	S35. 9. 13	第1940号	昭和23年7月、28年6月、33年8月
38	鷺 尾 岳	69.00	27	S34. 11. 15	第2216号	昭和26年、32年 (保安林と重複)
		21.50	14	H13. 4. 17	第 502号	平成11年8月
39	長 坂	9.76	32	S38. 10. 11	第2604号	昭和28年6月
40	長 串	10.37	131	S36. 5. 17	第1063号	昭和26年
		11.04	0	H 3. 2. 8	第143号	
41	大 屋	16.81	204	S36. 5. 17	第1063号	大正10年

#### ボタ山調書

番号	ボタ山名	位置	人家 (戸)	公共施設の種類
1	柚木炭鉱 (池野)	松瀬町	1 3	道路 100m
2	烏帽子炭鉱 (本坑)	小佐世保町	0	山林 0.28ha 道路 100m
3	潜竜炭鉱 潜竜 (松原)	吉井町直谷	7 0	道路 50m 河川 100m
		江迎町田ノ元	2 0 0	山林 5ha 耕地 2ha 鉄道1000m 河川 100m
4	潜竜炭鉱 前岳 (前岳)	吉井町前岳	7	道路 50m 河川 50m 鉄道 50m
5	高峰炭鉱 高峰 (高峰)	吉井町高峰	0	道路 30m 河川100m 墓 10
6	日鉄御橋炭鉱 御橋一坑 (橋川内)	吉井町橋川内	1 0 0	墓 1

番号	ボタ山名	位置	人家(戸)	公共施設の種類
7	鹿町炭鉱(小佐々水選)	小佐々町平原	8	道路100m 河川 200m
8	江迎炭坑(砂ばん坑)	江迎町七腕	22	山林10ha 耕地5ha 宅地 1ha 道路1000m 鉄道500m 河川1000m
9	中里炭坑(本坑)	上本山町 下本山町	0	河川110m

山崩れ災害一覧表

(農林水産省所管)

番号	山崩れ地域名	位置	被害予想区域の現状		備考
			住家戸数	公共施設等の名称	
1	高尾地区	柚木元町	1		監視中
2	横浦地区	小佐々町 横浦	4	市道白ノ浦長崎山線L=500m	概成(H18, H20) 監視中
3	西川内地区	小佐々町 西川内	45	主要地方道 佐々鹿町江迎線L=500m	概成(H19~H20) 監視中
4	前平地区	吉井町 福井	12	主要地方道佐世保吉井松浦線 二級河川(福井川) 市道内裏馬場川線L=500m	概成(H20~H21) 監視中
5	寺島地区	宇久町 寺島	5	地区公民館	概成(H21) 監視中
6	池ノ谷地区	浅子町 池ノ谷	8	保育所 市道浅子池ノ谷線L=300m	施工中(H21~H30) 監視中
7	網屋地区	浅子町 網屋	5	市道浅子池ノ谷線L=100m	概成(H22) 監視中
8	楠泊地区	小佐々町 楠泊	11	市道中祝浦線L=110m 祝ヶ浦川(普通)	概成(H22) 監視中
9	立石地区	吉井町 立石	70	国道204号L=800m 市道上立石線・田原線L=800m	施工中(H23~H32) 監視中
10	山の田地区	烏帽子町 田代町	67	道路L=12,410m	概成(H19~H22) 監視中
11	川谷地区	里美町 下宇戸町	70	道路L=12,460m	概成(H19~H22) 監視中
12	八尋地区	折橋町		折橋配水池 市道野広線	概成(H18~H22) 監視中
13	猪調地区	江迎町 猪調	30	猪調小学校南東 500m	H5~H7年度対策工事 概成(監視中)

14	赤坂地区	江迎町 赤坂	2	国道204号線L=200m	H11～H12年度対策工事 概成（監視中）
15	白林地区	江迎町 末橋	1		H12年度対策工事 概成（監視中）
16	志戸氏地区	江迎町 志戸氏	7	国道204号線L=200m	監視中
17	大屋谷地区	鹿町町 大屋	2 0		監視中
18	下山地区	鹿町町 鹿町	5 0		監視中
19	山ノ上地区	鹿町町 長串	3		監視中
20	芳ノ元地区	鹿町町 上歌ヶ浦	5 0		監視中
21	葉江ノ本地区	鹿町町 上歌ヶ浦	3 0		監視中
22	大加勢地区	鹿町町 下歌ヶ浦	2 0		監視中
23	深江地区	鹿町町 深江	2		監視中
24	下歌ヶ浦地区	鹿町町 下歌ヶ浦	0		監視中
25	橋ノ本地区	鹿町町 鹿町	1 9		H13～H14年度対策工事 概成（監視中）
26	歌ヶ浦地区	鹿町町 歌ヶ浦	1	地区公民館	H25～H27年度対策工事 概成（監視中）
27	松山地区	松山町	5		監視中
28	春明地区	吉井町 春明	5 3	市道春明線 地区公民館	監視中
29	高島地区	高島町	3 2		H23～H28年度対策工事 概成（監視中）
30	直谷地区	吉井町 直谷	9	主要地方道佐世保吉井松浦線 吉井北小学校	H24～H25年度対策工事 概成（監視中）
31	中通地区	中通町	1		H28年度対策工事 概成（監視中）
32	新行江地区	新行江町	1		H30年度対策工事 概成（監視中）
33	其川地区	白仁田町	1		H30年度対策工事 概成（監視中）
34	直谷地区	吉井町 直谷	1		R1年度対策工事 概成（監視中）

35	橋ノ元地区	鹿町町 鹿町	1		R1年度対策工事 概成（監視中）
36	下歌ヶ浦地区	鹿町町 下歌ヶ浦	2		R1年度対策工事 概成（監視中）

地すべり等危険地域（小規模地すべり）

番号	地すべり 地域名	区域 面積 (ha)	家屋 戸数 (戸)	区域の指定		地すべりの概要 発生年月日その他
				告示年月日	告示番号	
1	早岐	0.13	2	S. 63. 3. 22	長崎県告示 第277号	昭和61年 7月 亀裂発生 概成 監視中
2	重尾(4)	2.94	4	S. 63. 3. 22	長崎県告示 第278号	昭和61年 7月 亀裂発生 概成 監視中
3	陣ノ内	1.39	13	S. 63. 3. 22	長崎県告示 第279号	昭和61年 7月 亀裂発生 概成 監視中
4	南風崎	2.19	8			昭和62年 8月 亀裂発生 監視中
5	新行江(2)	3.59	8	H. 2. 7. 6	第682号	過年の降雨で亀裂発生 H1～H8年施工 概成 監視中
6	重尾(5)	1.52	3			過年の降雨で亀裂発生 概成 監視中
7	鳥越	0.39	3			概成 監視中
8	神島	0.35	12	H26年度申請予 定		平成11年 6月 地すべり原因で一部斜面が 崩壊。概成 監視中
9	指方	0.48	5			平成11年 8月 豪雨により亀裂拡大。概 成 監視中

地すべり等危険地域調書

（次の県条例適用）

1～8「地滑り等危険地域における家屋の移転の助成に関する条例」（昭和32年長崎県条例第32号）

9～11「長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例」（昭和47年長崎県条例第57号）

番号	地区名	所在地	地区面積 (ha)	指定年月日	家屋数
1	桑木場	桑木場	0.22	S33. 3. 4 長崎県告示第114号	1戸
2	白岳	白岳町	0.77	〃	2
3	須佐	須佐町	0.19	〃	3
4	松瀬岡	松瀬町	4.07	〃	10
5	柚木岡	柚木町	10.7	〃	35
6	上浦	江上町	8.1	S40. 10. 15 長崎県告示第791号	25
7	牧の地	牧の地町	5.63	S43. 4. 5 長崎県告示第215号	9

8	江上	江上町	5.24	S45. 6. 9 長崎県告示第376号	16
9	黒島	黒島町	0.97	S47. 12. 5 長崎県告示第832号	6
10	白仁田	白仁田町	1.5	S47. 12. 19 長崎県告示第864号	4
11	矢峰	矢峰町	0.1	S51. 9. 17 長崎県告示第745号	1

(農林水産省所管)

番号	地すべり名	地区面積	指定年月日	摘要
1	元触地区地すべり	34.58	S33. 6. 農林省告示第504号	概成 監視中
2	筒井地区 "	24.50	S34. 6. 農林省告示第504号	" "
3	賞観岳地区 "	78.00	S34. 8. 農林省告示第1010号	微動 監視中
4	筒井西地区 "	29.78	S38. 6. 農林省告示第716号	概成 監視中
5	牧の地地区 "	74.20	S37. 11. 農林省告示第1447号	微動 施工中(H29~H31)
6	知見寺地区 "	110.00	S37. 8. 農林省告示第1010号	概成 監視中
7	八尋地区 "	60.00	S38. 5. 農林省告示第688号	" " (H18~H23)
8	平松地区 "	46.10	S37. 2. 14 農林省告示第199号	" " (H19~H24)
9	菰田小川内地区 "	190.65	S45. 3. 10 農林省告示第287号 S59. 1. 14 農林水産省告示第89号	" " (H19, H22~H23, H31~R2)
10	上本山地区 "	100.08	S45. 3. 31 農林省告示第458号	概成 監視中
11	馬責地区 "	42.70	S52. 3. 26 農林省告示第309号	" "
12	瀬戸越地区 "	12.04	S61. 3. 17 農林省告示第408号	" "
13	皆瀬地区 "	11.38	S63. 6. 23 農林省告示第861号	" "
14	西下岳地区 "	17.30	S59. 12. 13 農林水産省告示第2402号	監視中 災害復旧事業一部施工済
15	八の久保地区 "			微動 監視中
16	白仁田地区 "			" "
17	岳野地区 "			" "
18	毛谷地区 "	25.47	H9. 2. 21 農林水産省告示第291号	概成 監視中
19	相当地区 "	15.00	H15. 3. 11 農林水産省告示第328号	概成 監視中
20	北川内地区 "	23.30	S55. 3. 17 農林水産省告示第363号	" "
21	太田地区 "	17.16	S41. 5. 18 農林水産省告示第611号	" "
22	平山地区 "	64.00	S38. 11. 9 農林省告示第1,422号	施工中 微動(H 8~H31)
23	樽川内地区 "	47.00	S37. 8. 4 農林省告示第1,010号	" " (H22~H31)
24	五蔵地区 "	173.50	S38. 11. 9 農林省告示第1,422号	概成 監視中
25	牧の岳地区 "	37.57	S37. 11. 19 農林省告示第1,447号	" "
26	内裏地区 "	6.11	H11. 7. 21 農林水産省告示第931号	" "
27	梶木場地区 "	71.64	H13. 3. 26 農林水産省告示第465号	" "
28	上野原地区 "	141.09	S50. 3. 22 農林省告示第307号	" "
29	粕山地区 "	44.86	S59. 4. 5 農林水産省告示第782号	" "
30	槍巻地区 "	49.40	S49. 5. 10 農林水産省告示第386号	" "
31	田原地区 "	6.46	S41. 9. 28 農林水産省告示第1149号	" "

32	大瀬地区	〃	61.86	S34. 6. 5 農林水産省告示第504号 S61. 1.24 農林水産省告示第156号	概成 監視中 (H20～H29, R2～R6)
33	中尾地区	〃	14.30	S37. 11.19 農林水産省告示第1447号	H9～H13対策工事実施済(排水ボーリング・アンカー擁壁工)監視中
34	奥川内地区	〃	102.50	S39. 4.27 農林省告示第445号 S44. 3.31 農林省告示第466号	S39～S54対策工事実施 H5県単地すべり工事実施(監視中)
35	宮ノ前地区	〃	236.70	S41. 5.18 農林省告示第609号 S45. 3.31 農林省告示第467号	監視中

※1～7, 9, 12, 13, 18, 22～33は林野庁所管

土砂災害（特別）警戒区域一覧表

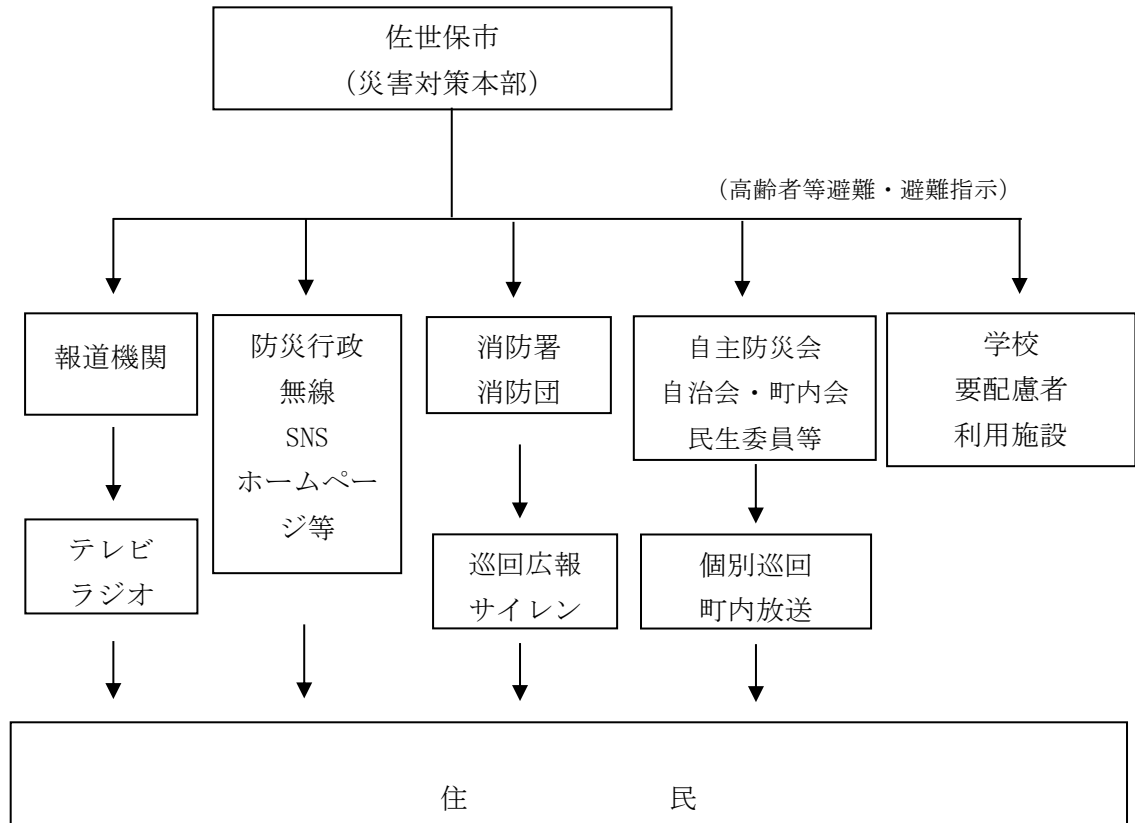
所在地	土石流 (箇所)		急傾斜地崩壊 (箇所)		地すべり		区域の指定	
	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	指定告示年月日	告示番号
瀬戸越一、二、三、四丁目、瀬戸越町、矢峰町、楠木町、松原町、知見寺町、原分町、松瀬町、大野町	18	17	131	129	0	0	H21. 3. 31	長崎県告示第441号
俵町、宮田町、八幡町、中通町、保立町、石坂町、清水町、福田町、比良町、木場田町、谷郷町、東大久保町、西大久保町	5	5	87	82	0	0	H22. 3. 12	長崎県告示第234号
赤木町、梅田町、春日町、桜木町、横尾町	8	8	94	94	0	0	H22. 3. 19	長崎県告示第261号
峰坂町、山祇町、白南風町、須田尾町、潮見町、若葉町、福石町、干尽町、田代町、山手町、名切町、高梨町、小佐世保町、須佐町、白木町、松川町、戸尾町、三浦町、松山町、折橋町、花園町、熊野町、祇園町、島瀬町、本島町、島地町、宮地町、高天町	19	19	309	280	0	0	H23. 2. 18	長崎県告示第162号
日字町、大和町、白岳町、黒髪町、大塔町、卸本町、大岳台町、もみじが丘町	38	37	576	548	0	0	H24. 3. 23	長崎県告示第364号
塩浸町、下の原町、桑木場町、三川内新町、三川内町、三川内本町、新行江町、新替町、心野町、横手町、木原町、江永町、吉福町、口の尾町	70	69	254	252	0	0	H24. 3. 30	長崎県告示第401号
柚木町、柚木元町、上柚木町、筒井町、小舟町、潜木町、高花町、川谷町、下宇戸町、里美町、戸ヶ倉町	28	26	301	288	0	0	H24. 4. 10	長崎県告示第441号
有福町、江上町、指方町、ハウステンボス町	28	28	287	284	0	0	H26. 3. 14	長崎県告示第377号
平松町、上原町、陣の内町、勝海町、田の浦町、早苗町、早岐二丁目、早岐三丁目、花高一丁目、花高二丁目、花高三丁目、花高四丁目、権常寺町、重尾町、浦川内町、広田町、広田一丁目、広田二丁目、広田三丁目、中原町、崎岡町	41	40	320	313	0	0	H26. 3. 25	長崎県告示第427号
南風崎町、城間町、瀬道町、萩坂町、奥山町、宮津町、長畑町	31	29	146	146	0	0	H26. 3. 28	長崎県告示第442号



所在地	土石流 (箇所)		急傾斜地崩壊 (箇所)		地すべり		区域の指定	
	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	指定告示 年月日	告示番号
稲荷町、藤原町、木風町、大宮町、大黒町、東山町、天神町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神五丁目、十郎新町、東浜町	4	4	242	224	0	0	H26. 6. 24	長崎県告示 第640号
松原町	0	0	1	1	0	0	H26. 6. 27	長崎県告示 第656号
松原町 (解除)	0	0	-1	-1	0	0	H26. 6. 27	長崎県告示 第657号
針尾東町、針尾西町、針尾北町、針尾中町	5	5	344	339	0	0	H27. 3. 20	長崎県告示 第362号
鹿子前町 (平成25年災害関連事業地区)	0	0	1	0	0	0	H27. 4. 24	長崎県告示 第512号
勝海町	0	0	1	1	0	0	H27. 10. 27	長崎県告示 第995号
勝海町 (解除)	0	0	-1	-1	0	0	H27. 10. 27	長崎県告示 第996号
長坂町、矢岳町、今福町、鶯渡越町	13	12	105	101	0	0	H28. 3. 22	長崎県告示 第268号
御船町、金比良町、神島町	0	0	31	27	0	0	H29. 1. 6	長崎県告示 第3号
大和町	0	0	2	2	0	0	H29. 1. 6	長崎県告示 第4号
大和町 (解除)	0	0	-2	-2	0	0	H29. 1. 6	長崎県告示 第5号
大塔町	0	0	3	3	0	0	H29. 1. 6	長崎県告示 第6号
大塔町 (解除)	0	0	-4	-4	0	0	H29. 1. 6	長崎県告示 第7号
小島町、赤崎町、鹿子前町	15	15	255	250	0	0	H29. 2. 28	長崎県告示 第159号
船越町、下船越町、庵浦町、野崎町、俵ヶ浦町	12	12	223	211	0	0	H29. 3. 3	長崎県告示 第175号
光町、棚方町	13	13	55	55	0	0	H31. 3. 15	長崎県告示 第227号
宇久町	2	2	59	56	0	0	R1. 8. 23	長崎県告示 第241号

所在地	土石流 (箇所)		急傾斜地崩壊 (箇所)		地すべり		区域の指定	
	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	指定告示 年月日	告示番号
鹿町町、黒島町、高島町	36	34	157	157	0	0	R2. 1. 21	長崎県告示 第40号
大宮町	0	0	1	0	0	0	R2. 2. 14	長崎県告示 第93号
大宮町 (解除)	0	0	-1	-1	0	0	R2. 2. 14	長崎県告示 第94号
浅子町、相浦町、大湊町、中里町、吉岡町、下本山町、岳野町、上本山町、牧の地町、踊石町、八の久保町、皆瀬町、菰田町、十文野町、小川内町、白仁田町、野中町	31	30	462	453	0	0	R2. 3. 10	長崎県告示 第184号
竹辺町、新田町、小野町、母ヶ浦町、椎木町、星和台町、日野町、小佐々町、吉井町、世知原町、江迎町	211	201	663	656	0	0	R2. 3. 17	長崎県告示 第225号
旧佐世保市、江迎町、鹿町町、小佐々町、世知原町、吉井町	0	0	0	0	240	0	R2. 3. 27	長崎県告示 第260号
白岳町 (解除)、大岳台町 (解除)、天神二丁目 (解除)、大和町 (解除)	0	0	-11	-11	0	0	R4. 1. 14	長崎県告示 第25号
白岳町、大岳台町、卸本町、日宇町			4	4			R4. 7. 22	長崎県告示 第500号
白岳町 (解除)、大岳台町 (解除)、卸本町 (解除)、日宇町 (解除)			-4	-4			R4. 7. 22	長崎県告示 第501号
大岳台町 (解除)			-1	-1			R4. 7. 22	長崎県告示 第502号
白岳町 (解除)	-2	-2	-1	-1			R4. 10. 11	長崎県告示 第641号

第1表（土砂災害警戒区域における避難情報の伝達方法）



第2表(土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設)

〔本庁管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	高田外科医院	木場田町6-26	23-8111
2	診療所	長富歯科医院	若葉町7-34	31-4530
3	診療所	泉歯科	若葉町24-24	33-2955
4	病院	耀光リハビリテーション病院	山手町855-1	25-3210
5	診療所	兵働歯科医院	万徳町1-8	25-8135
6	診療所	増元内科	万徳町7-21	22-1181
7	診療所	いけだ小児科	万徳町8-15	24-6981
8	診療所	佐世保重工業株式会社佐世保造船所診療所	立神町1	25-9115
9	診療所	犬塚内科循環器医院	神島町1-1	22-4075
10	病院	佐世保記念病院	鹿子前町104	28-1111
11	支援センター(子)	佐世保こども・女性・障害者支援センター	万徳町10-3	24-5080
12	高校	久田学園佐世保女子高等学校	比良町21-1	22-4349
13	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム花ぞ野	折橋町54-34	29-3001
14	介護老人保健施設	松寿園	小佐世保町2-1	26-0678
15	グループホーム	サポートピア花木	藤原町5-1	34-8251
16	デイサービス	デイサービスきかぜ	木風町1281-1	34-3003
17	介護老人保健施設	介護老人保健施設 すいざん荘	赤崎町74-2	26-0555
18	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム あすなる	赤崎町80-1	76-8888
19	グループホーム	グループホーム咲花多	赤崎町1018-2	28-0022
20	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 白寿荘	鹿子前町904-1	28-1181
21	福祉施設(障)	社会福祉法人つばさ会 赤木学園	赤木町549	24-1011
22	福祉施設(障)	あすなる作業所、あおぞら作業所	干尽町3-101	33-1223
23	福祉施設(障)	ゆいホーム	須佐町16-33	22-1945
24	福祉施設(障)	生活介護事業所のびのび	熊野町 177-1	25-8112
25	老人福祉センター	やすらぎ荘	花園町10-35	22-9257
26	児童クラブ	山手児童クラブ	折橋町10-25	23-0832
27	児童クラブ	児童クラブ いちにのさん山手	折橋町31-21	80-3802
28	児童クラブ	ぼちぼちくらぶ	小佐世保町18-1	22-9898
29	児童クラブ	あおぞらランド(教育センター内)	保立町12-31	24-7811
30	児童クラブ	くすのき児童クラブ	保立町12-9 1階	090-8834-4502
31	児童クラブ	桜山児童クラブ	東大久保町212	23-3336
32	児童クラブ	赤崎児童クラブ	鹿子前町330	28-7887
33	児童クラブ	赤崎さんさんクラブ	鹿子前町917-1	070-2412-5910
34	保育園	天竜保育園	折橋町10-25	23-0832
35	保育園	アトム保育園	花園町205-2	25-0415
36	保育所型認定こども園	島地シティ夜間保育園	島地町5-10	23-0030
37	保育所型認定こども園	森のほいくえん	小佐世保町428-10	24-6887
38	保育園	天神保育園	天神二丁目272-49	31-2664
39	保育園	ひばり保育園	十郎新町80-1	31-0963
40	保育園	御船保育園	御船町1-13	22-8637
41	幼稚園型認定こども園	いしだけ幼稚園	船越町1892-1	28-4528
42	児童発達支援センター	すぎのこ園	干尽町3-101	32-7791

〔相浦支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	吉田医院	相浦町228	47-2566
2	診療所	なんり歯科医院	相浦町186	47-2447
No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)

3	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅ゆうあいホーム長坂	長坂町681-24	29-2233
4	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅ゆうあいホームれんげ	長坂町684-30	29-2288
5	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム あかりの里	日野町731-2	42-2800
6	有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム あかり	日野町731-2	80-1285
7	認知症対応型通所介護	ドリームケア 大潟	大潟町149-7	47-4003
8	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム あいのうら	相浦町606-1	48-6001
9	通所介護	デイサービス あいのうら	相浦町606-1	48-6001
10	グループホーム	グループホーム あたご	相浦町138-2	26-2288
11	福祉施設(障)	通所生活介護事業所ハート・らんど にじいろ 放課後等デイサービス事業所 にじいろキッズ	大潟町50-1	59-5552
12	福祉施設(障)	グループホーム ここな	大潟町725-87	59-4059
13	福祉施設(障)	生活支援事業所のびのび 就労継続支援事業所のびのび	相浦町350	47-6645
14	福祉施設(障)	ゆめホーム	新田町515-1	56-3858
15	児童クラブ	相浦ひまわり学童クラブ	相浦町1889番地	47-3950
16	保育所	日野保育園	日野町780-5	28-3264
17	保育所	相浦保育園	相浦町153-1	472338
18	保育所	椎木保育園	椎木町300-2	474990
19	幼稚園型認定こども園	東相浦幼稚園	新田町618-13	47-3400

〔早岐支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	吉田歯科	勝海町1	39-1188
2	ケアハウス	ケアハウス光の子	上原町749-1	39-3230
3	サービス付き高齢者向け住宅	エルダーガーデン早岐壹番館	勝海町140-1	38-5525
4	サービス付き高齢者向け住宅	エルダーガーデン早岐貳番館	勝海町140-1	76-7740
5	児童センター	佐世保市立広田児童センター	重尾町63	39-5366
6	児童クラブ	学童教室 花高コスモスクラブ	花高2丁目7-1	090-7449-2416
7	幼稚園	広田幼稚園	広田一丁目34-52	38-3998

〔日宇支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	日宇記念医院	日宇町2107	31-4606
2	診療所	横尾内科医院	日宇町2564	31-7788
3	グループホーム	グループホーム胡桃	黒髪町4522	34-8833
4	介護老人保健施設	介護老人保健施設 長寿苑	日宇町2835	32-3800
5	地域密着型通所介護	つくも福祉グループ みはらし	大和町1507-2	32-7337
6	児童クラブ	学童くらぶふらっと	大和町205-7	59-6441

〔大野支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	病院	長崎労災病院	瀬戸越2丁目12-5	49-2191
2	診療所	尾崎脳神経外科	瀬戸越町1299	49-4328
3	グループホーム	ゆうあいホームさわやか	瀬戸越2丁目1788	37-8835
4	グループホーム	グループホームやみね	矢峰町82-1	40-5345
No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
6	児童クラブ	がんばりクラブ	田原町7-20	49-3006
7	児童クラブ	きくのか学童クラブ	瀬戸越4丁目1401	22-0737
8	児童クラブ	きくのか第2学童クラブ	瀬戸越4丁目1401	22-0737

9	児童クラブ	ぽっぽ学童教室	大野町231-1	49-4380
10	保育園	大野保育所	瀬戸越2丁目3-6	49-3825
11	保育所型認定こども園	ぽっぽ保育学院	大野町231-1	49-4380
12	幼稚園型認定こども園	大野幼稚園	田原町7-20	49-3006
13	幼稚園型認定こども園	東大野幼稚園	松原町15	49-5644
14	幼稚園型認定こども園	菊の香幼稚園	瀬戸越4丁目1401	22-0737

〔中里・皆瀬支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	井上脳神経外科医院	吉岡町1005-1	41-0033
2	福祉施設(障)	山崎貸家(共同生活援助事業所りんりん)	下本山町307-3	59-8770

〔柚木支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	高校	県立ろう学校佐世保分教室	小舟町60	46-0881
2	児童クラブ	柚木児童クラブ	柚木町2372	46-0484
3	幼稚園型認定こども園	柚木幼稚園	柚木町2372	46-0484

〔三川内支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	病院	三川内病院	三川内本町290	30-8011
2	児童クラブ	三川内児童クラブ	口の尾町698	30-8501
3	保育園	江永保育園	江永町580	30-8802
4	保育園	三川内保育園	塩浸町13-2	30-8740

〔針尾支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	麻生胃腸科外科医院	針尾東町29-5	58-4360
2	有料老人ホーム	介護付有料老人ホームかもん	針尾東町1072-1	58-2530
3	福祉施設(障)	佐世保祐生園	針尾西町267	58-2139

〔江上支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	小規模多機能型居宅介護	希望の家	有福町 536-44	27-3232

〔宮支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	さとう医院	城間町961	59-3111
2	福祉施設(障)	鐘のなる丘サービス事業所 鐘のなる丘障害者生活介護サービスセンター グループホーム鐘のなる丘	南風崎町559	26-9855
3	福祉施設(障)	チームまるしえ	瀬道町1145	55-8666
4	福祉施設(障)	チームハーベストキッチン	瀬道町1146	59-3500
5	福祉施設(障)	チームわらびの里	瀬道町1197	59-2102
6	児童クラブ	Youキッズクラブ	城間町305-2	59-2515
7	幼稚園型認定こども園	深信幼稚園	城間町305-2	59-2515

〔吉井支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	まつせ耳鼻咽喉科クリニック	吉井町立石246-5	64-3511
No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
2	診療所	医療法人智松会 松瀬診療所	吉井町直谷1202-6	64-4177

3	診療所	医療法人ウェルネス おおさと整形外科リハビリテーション科	吉井町直谷1260	64-3110
4	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム サンフラワー	吉井町直谷368-6	64-4516
5	通所介護	サンフラワー デイサービスセンター	吉井町直谷368-6	64-4517
7	グループホーム	グループホーム ゆたんぼ・喜笑	吉井町直谷1278-1	64-4712
8	福祉施設(障)	潤心	吉井町直谷372-2	64-3741
9	福祉施設(障)	高岩ホーム(北松事業所)	吉井町直谷1007-200	64-2565
10	福祉施設(障)	くにみ	吉井町直谷246-3	64-3741
11	福祉施設(障)	アシタバ	吉井町直谷1249-4	64-3386
12	児童クラブ	しいのき児童クラブ	吉井町直谷798-1 (しいのきの館内)	64-3230
13	児童クラブ	吉井ひまわり児童クラブ	吉井町前岳27番の3 (吉井南小学校内)	80-1150
14	保育所	吉井北保育園	吉井町直谷1065-1	64-2027
15	保育所	ひとみ保育園	吉井町立石290-1	64-2324

〔世知原支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	ななえ歯科クリニック	世知原町栗迎105-7	73-9030
2	病院	医療法人敬仁会 松浦病院	世知原町栗迎9-1	76-2201
3	通所介護	佐世保市社協 せちばる通所介護事業所	世知原町栗迎83-5	76-2279
4	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム パールホーム	世知原町栗迎1	76-2315
5	養護老人ホーム	グリーンホーム	世知原町栗迎1	76-2450
6	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム たんぼぼ	世知原町栗迎41-13	78-2080
7	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム 竹の子	世知原町栗迎89-48	73-9000
8	有料老人ホーム	高齢者住宅 竹の子ホーム	世知原町栗迎89-48	73-9000
9	グループホーム	グループホーム あじさい	世知原町筥瀬778-3	73-3077
10	福祉施設(障)	グループホームせちばる	世知原町栗迎1	73-3232
11	福祉施設(障)	就労継続支援B型事業所 ハートピア工房	世知原町筥瀬778-3	73-3200
12	福祉施設(障)	グループホームみらい	世知原町筥瀬777-4	73-3232
13	福祉施設(障)	グループホームやなせ	世知原町筥瀬777-8	73-3232
14	児童クラブ	世知原児童クラブ	世知原町栗迎104-17 (世知原健康館内)	76-2144
15	保育所	世知原保育園	世知原町栗迎263	76-2062
16	保育所	ゆりかご保育園	世知原町栗迎89-9	76-2246

〔小佐々支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	通所介護	佐世保市社協 こさざ通所介護事業所	小佐々町楠泊1530-3	41-5050
2	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム こさざ	小佐々町黒石579	68-3550
3	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム ひかり	小佐々町小坂254-4	41-3888
4	サービス付き高齢者向け住宅	シーサイドハウス	小佐々町小坂254-4	41-3888
5	児童クラブ	くすっ子クラブ	小佐々町楠泊526 (楠栖小学校内)	090-9577-8450
6	保育所	楠栖保育所	小佐々町楠泊591	69-2619
7	保育所	純心保育園	小佐々町楠泊411-5	69-2657
8	幼保連携型認定こども園	小佐々幼稚園・保育園	小佐々町臼ノ浦73-5	68-2066

〔江迎支所管内〕

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	病院	地方独立行政法人 北松中央病院	江迎町赤坂299	65-3101
2	病院	医療法人十全会 潜竜徳田循環器科内科整形外科病院	江迎町田の元467	66-9221
3	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 老福荘	江迎町赤坂282-24	65-2607
4	生活支援ハウス	生活支援ハウス槇の木庵	江迎町赤坂282-24	65-2607
5	地域密着型通所介護	デイサービスセンター老福荘	江迎町赤坂282-24	65-2277
6	グループホーム	グループホーム まさき	江迎町猪調1062-3	66-9388
7	福祉施設(障)	潜竜ホーム(北松事業所)	江迎町猪調1044-6	66-8512
8	福祉施設(障)	たんぼぼホーム(北松事業所)	江迎町猪調1044-7	66-8806
9	福祉施設(障)	岩下ホーム(北松事業所)	江迎町田ノ元503-18	66-8292
10	福祉施設(障)	ぼたんホーム(北松事業所)	江迎町三浦76-3	73-1001
11	児童クラブ	江迎青い実幼児園児童クラブ	江迎町猪調915	66-8822
12	児童クラブ	江迎児童クラブ	江迎町長坂50番地1	65-2415
13	幼保連携型認定こども園	江迎青い実幼児園	江迎町猪調915	66-8822
14	幼稚園	潜竜聖母幼稚園	江迎町田ノ元503-6	66-9427
15	認可外保育施設	なでしこ保育所	江迎町小川内34-4	65-3104
16	認可外保育施設	のりみ園	江迎町田ノ元467-2	66-9221

[鹿町支所管内]

No	施設種別	施設名	所在地	連絡先(電話)
1	診療所	鹿町歯科診療所	鹿町町下歌ヶ浦527-31	77-4011
2	診療所	川野医院	鹿町町下歌ヶ浦981-3	77-5517
3	ケアハウス	ケアハウスかしの木	鹿町町下歌ヶ浦109-2	73-2006
4	養護老人ホーム	養護老人ホームしかまち	鹿町町下歌ヶ浦109-7	73-2500
5	グループホーム	グループホーム輝	鹿町町土肥ノ浦21-7	73-1010
6	介護老人保健施設	つつじの郷	鹿町町下歌ヶ浦109-1	73-2004
7	グループホーム	九十九の里	鹿町町下歌ヶ浦802-8	73-2555



### 1 消防活動計画

風水害等における被害を軽減するため、次の消防活動対策を図る。

#### (1) 消防隊の組織

##### ア 消防隊の組織

佐世保市消防職員及び消防団員をもって消防隊を組織する。

イ 消防隊の組織は第1表のとおりとする。

#### (2) 消防活動に係る対策

##### ア 情報収集体制の充実強化

災害発生直後の情報の空白域を解消し、効率的な消防活動等に必要な災害情報の収集を行うため、消防署・消防団の情報体制等の強化を図る。

##### イ 情報伝達体制の充実強化

収集した災害情報を迅速的確に伝達するため、防災関係機関との連携、充実強化を図る。

##### ウ 消防活動拠点の整備

消防活動の中核となる消防署所の耐震性等を強化し、消防力の弱い地域及び消防行政需要の増大している地域に消防署所の適正配置・整備を図る。

##### エ 消防活動困難区域の解消

災害時の進入道路の状況等により、消防活動が困難となる地域に対し、消防水利、道路の整備等を強く働きかけ、消防活動困難地域の解消を図る。

##### オ 消防団体制の整備

消防団の活動体制を整備、充実し、広域災害に対応できる活動能力の向上を高めるとともに、消防隊との連携を強化する。

また、消防団活動の拠点となる消防団格納庫の適正配置化を推進するとともに、老朽化した格納庫の建替え並びに整備拡充を図る。

##### カ 消防水利の整備

既存消防水利の機能維持を図るほか、市街地の進展や地域の火災危険等を考慮し、消防活動に有効な消防水利を整備するとともに、他用途水源の活用など多角的な消防水利の確保を図る。

##### キ 消防活動体制の整備強化

消防機動力、装備資機材等の充実を図り、地域の特性に応じた消防力を整備、増強するとともに、広域災害に備え他の防災機関との連携を強化し、活動体制の充実を図る。

##### ク 消防活動基準の整備

風水害等の被害予想に対応した消防活動要領の基準等を整備し、職員の教育訓練を徹底し活動要領の習熟を図る。

##### ケ 消防車両の整備

消防活動に必要な消防車両は、車両更新基準に基づき計画的に整備を図る。なお、更新にあたっては、地域の特性及び社会情勢の変化等を考慮する。

#### (3) 非常招集

消防職員・団員の非常招集は、次により発令する。

- ア 災害が発生し大きな被害がでる恐れがある場合は、事前計画に基づき非番職員の非常招集を行い、消防隊の増強を図る。
- イ 職員は、予め定められた所属部署に参集するものとする。
- ウ 消防団員は、予め定められた分団詰所に参集するものとする。
- エ 災害により、電気、有線通信等が広域にわたって途絶している場合は、第3配備非常招集が発令されたものとする。

#### (4) 出動計画

##### ア 出動の種類

消防隊の出動は、災害の規模及び進展等に応じて第1、第2、第3出動とする。また、災害の状況等により特殊車両その他の車両を出動させる必要がある場合には特命出動とする。

- イ 複数の出動要請に消防隊数が不足をきたすときは、災害実態、場所及び人命危険等を勘案して出動事案のトリアージを行う。

#### (5) 他の機関に関する応援出動要請

災害が著しく拡大し、現有消防力のみでは、消防活動が困難であると判断したときは、応援協定等に基づく市町村長等及び県内消防相互応援隊又は緊急消防援助隊派遣のため都道府県知事等に直ちに応援出動を要請する。

#### (6) 消防活動

##### ア 現場指揮本部の設置

災害状況から判断して、消防隊の適切な指揮運用を図るため必要があるときは、現場指揮本部を設置する。現場指揮本部の設置に関する事項は別に定める。なお、現場指揮本部の指揮者は、災害現場全体にわたり、次に掲げる情報収集に努め、その状況を消防対策部に逐次速報する。また、必要に応じて、電気、ガス、水道事業者その他関係機関と連絡を密にし、災害防除の方法を決定するとともに、作業分担等を明確にする。

別表2を削除災害状況から判断して、消防隊の適切な指揮運用を図るため必要があるときは、現場指揮本部を設置する。

(ア) 現場指揮本部の構成員及び任務その他必要な事項は第2表のとおりとする。

(イ) 現場指揮本部は、旗をもって示し、その様式は別に定める。

(ウ) 現場指揮本部の指揮者は、災害現場全体にわたる情報収集に努め、その状況を消防対策部に逐次速報する。

- a 災害現場の状況
- b 災害の被害状況
- c 二次災害の危険性
- d 応援隊の要否
- e 死傷者の有無
- f 出動消防隊数及び活動状況
- g その他必要な事項

##### イ 人命救助の優先

各級指揮者は、人命に危険があると認められる災害に対し時機を失せず人命救助を最優先に活動を行う。

##### ウ 警戒区域等の設定

(ア) 消防法に定める火災警戒区域及び消防警戒区域、水防法第14条の警戒区域（以下「警戒区域等」という。）の設置は次による。

a 警戒区域等の範囲は、災害の規模に応じた適切なものであること。

b 警戒区域等の設定を行った時は、関係者以外の者の立ち入りを禁止し若しくは制限し又は退去等の措置をとること。

c 警戒区域等の設定の期間は、災害の危険がなくなるまでとする。

(イ) 前(ア)の警戒区域等を設定したときは、火気使用の禁止等に関する広報その他必要な措置を講ずる。

(ウ) 警戒区域等は、消防活動の円滑、災害拡大防止のため積極的に設定し、警察機関等の協力を最大限に求める。

#### エ 資機材の収用等

現場指揮本部の指揮者は、災害現場において土地の使用、使用制限その他工作物等の処分等、公用負担の措置をとるときは、消防対策部に速やかにその状況を報告するとともに、必要な措置を実施する。

#### オ 避難措置

災害の状況により住民の安全確保が困難であると判断されるときは、一時避難の措置をとり、災害対策本部及び警察機関に通報し、避難について協議を行う。

#### カ 災害拡大の通報

災害の著しい拡大が認められるときは、自己隊の取りえる措置を付加して、状況を消防対策部へ直ちに通報する。

#### キ 他機関からの協力

排水、給水等の活動について、他機関からの協力要請があったときは、直ちに消防対策部を経由して災害対策本部へ報告し、必要な指示を受ける。

ただし、緊急の場合で指示を受ける暇がないときは、事後に報告するものとする。

#### ク 緊急輸送車両の確認

災害応急対策のため緊急輸送等の要務に使用する車両は、災害対策基本法第76条に規定する確認を受け、標章及び確認証明書を備えておく。

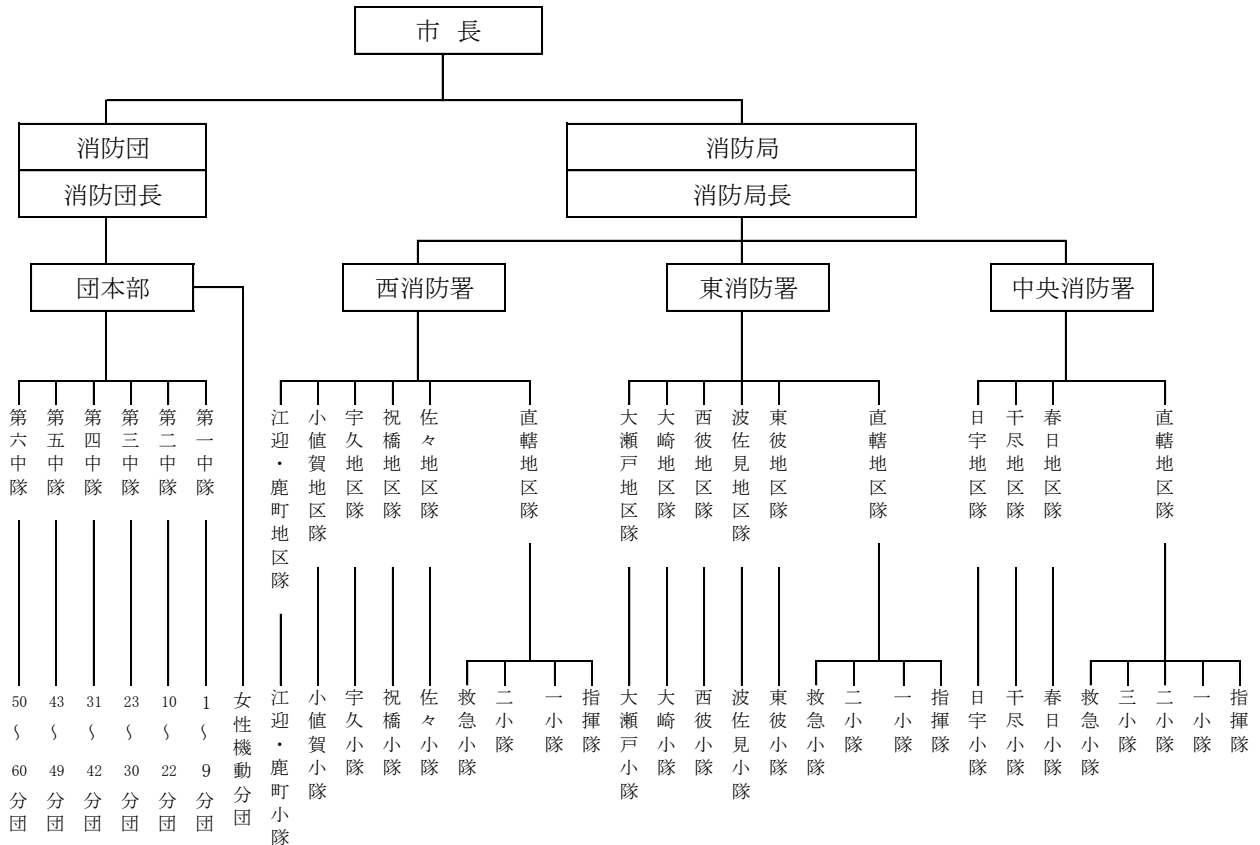
#### ケ 報告

一現場での災害活動を行い又は終了するときは、消防対策部に必ず報告し、活動部隊の行動を明確にする。

(7) 他機関との協力

消防活動時の緊急路の確保、規制道路の必要等に応じ、警察機関、道路管理者と連絡協調を図り、関係協力機関と協定を結ぶ等、緊急措置の充実を推進する。

第1表 消防隊組織表



第2表 現場指揮本部編成表

現場指揮本部	消防署長	分担	要員	任務
		指揮班	指揮隊	1 災害情報の収集 2 災害活動全般の指揮 3 救護活動の手配 4 資機材等の手配 5 その他消防活動に必要な事項に関すること。
		連絡班	警防課 救急救助係	1 救護者搬送医療機関の手配 2 防災関係機関との連絡・調整 3 災害対策本部・消防対策部との連絡 4 他市町村消防の応援・支援隊との活動調整 5 その他連絡・調整に関すること。
広報班	予防課 広報係	1 現場広報 2 その他避難者の誘導・把握に関すること。		

## 2 消防災害警備実施計画

消防の警備体制を確立するため、次の措置を図る。

### (1) 警備体制の充実

風水害等の状況に応じ、事前に職員の配備を行う。

#### ア 警戒配備

気象警報が発令され第1配備非常招集がなされるまでの招集（第1段階、第2段階）

#### イ 第1配備

災害が発生するおそれのある場合又は軽易な災害が発生した場合

#### ウ 第2配備

局地的な災害又は相当な災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合

#### エ 第3配備

広域にわたる大きな災害が発生し、又は発生のおそれがある場合

### (2) 配備体制の計画

配備体制は、予想される災害規模等に応じ、別に定める。

### (3) 配備招集

配備招集は、次の人員を確保する。

#### ア 第1配備非常招集

情報連絡その他必要な人員を招集する。

#### イ 第2配備非常招集

アのほか非番職員の半数以上を招集する。

#### ウ 第3配備非常招集

職員の全員を招集する。

#### エ 消防団の招集

風水害等により必要があるときは、次の各号に定めるところにより消防団の招集を行う。

##### (ア) 第1配備非常招集

情報連絡その他必要な人員として、各分団3名以上を招集する。招集人数については、分団の管内状況を鑑み決定する。

##### (イ) 第2配備非常招集

前号のほか班長以上の団員を招集する。

##### (ウ) 第3配備非常招集

団員全員を招集する。

#### オ 招集の伝達

(ア) 招集が発令された場合は、直ちに各課、署、団に一斉伝達（エマコール等）により通知する。

(イ) 招集の発令が通知された場合各課、署、消防団等は、有線連絡により、所要の職団員に招集を行う。

(ウ) 各職団員は、気象情報に注意し、警備体制が発令されることを予測して自ら連絡を行うようにする。

### (4) 災害危険箇所の把握

災害危険箇所の把握は、次により推進する。

ア 災害危険地域の調査

災害時における避難誘導、被害の軽減等、災害整備に資するため防災関係機関と協力して、地すべり、がけくずれ、河川、溜め池、ボタ山、海岸等の災害が発生するおそれのある危険箇所を把握する。

イ 警備対策事前検討

降雨期、台風期その他必要な場合は、関係機関と警備対策について事前協議を行い警備対策の確立を図る。

ウ 資機材の準備

災害用資機材について定期的に点検を行うとともに、災害の発生が予想される時は関係部局と連絡を密にし、水防倉庫の備蓄資機材等の活用を確保を図る。

(5) 警備実施に関する事項

災害警備は、配備体制に応じ次により行う。

ア 第1 配備非常体制

第1 配備非常体制をとったときは、おおむね次の各号による。

(ア) 情報収集と伝達

- a 気象台、県市等、関係機関からの気象情報等の収集
- b 気象情報及びその他の予報、警報等の部内及び関係機関への連絡
- c 命令、指示事項の伝達の徹底
- d その他警備実施上必要と認められる事項の報告及び伝達

(イ) 警備実施体制の確立

災害の状況に応じ、警備要員の招集、警備隊の編成等警備実施体制の確立を図る。

(ウ) 通信機関の点検整備

災害時における通信連絡の確保を図るため、有線、無線、通信機器等の点検整備を行う。

(エ) 車両及び装備資機材の点検整備

災害警備活動に備えて車両及び災害用装備資機材の点検整備を行う。

イ 第2 配備非常体制

第2 配備非常体制をとったときは、(1)に掲げるほか、おおむね次の各号による。

(ア) 警備要員の招集及び編成配置

第2 配備非常招集を発令し、非番職員の半数以上及び所要の消防団員を招集して警備隊を編成配置する。

(イ) 監視警戒の実施

気象状況及び災害情報等により災害の発生のおそれのある危険地域等に監視警戒員を配置して、特に次の事項について重点的にパトロールを実施して実態の把握につとめる。

- a 河川、海等の水位、潮位の状況
- b 堤防、地すべり、がけくずれ、海岸線等の危険地域の状況
- c 道路、橋梁等消防隊の出動に関係ある状況
- d 災害を被るおそれのある重要施設、建築物等の状況
- e 水防施設の状況
- f その他警備上必要な事項

ウ 第3 配備非常体制

第3 配備非常体制をとったときは(1)及び(2)に掲げるほか、次の各号による。

(ア) 警備要員の招集及び増強編成

第3 配備非常招集を発令し、非番職員の全員及び所要の消防団員を招集して各班警備要員の増強を行い、臨時的部隊編成を行う。

(イ) 警報及び防災信号の伝達

災害の発生のおそれのある場合は法令の規定により発せられる警報及び避難の指示等のため使用される防災に関する信号の伝達は、迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線のサイレンを吹鳴し、又は広報伝達の方法により地域住民に周知徹底を図り、適切な防災措置の実施を図る。

(ウ) 住民の緊急避難

a 災害が発生するおそれがある場合において、緊急の必要があるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを促す。

b 避難のため、立ち退くべきことを促そうとする場合においては避難すべき理由、及び必要ある場合はその避難先を示す。

c 避難のため立ち退きを促そうとするときは、災害対策本部にその旨を報告する。

なお、報告のいとまがないときは事後直ちに報告する。

エ 損壊時の通報

道路、水防施設等の損壊、決壊等が確認された時は、直ちに道路管理者等に通報し、関係機関との連絡協調を確立する。

オ 通信機器の配備

災害時における通信連絡体制の確保を図るため警備実施上重要な地域に移動無線局、携帯無線機を重点的に配備する。

(6) 災害情報の収集体制の強化

災害警備に必要な情報は、警察機関、気象官署、河川管理者、道路管理者等を通じて収集するほか、相互の支援体制を強化する。

## 第20節 救急業務計画

【消防局・保健福祉部】

### 1 目的

この計画は、風水害等による救急事故の発生にともない、救急業務を迅速、円滑に行い、救急体制の強化を確立する。

### 2 現場指揮本部の設置

- (1) 災害による死傷者の状況から必要があると認めるときは、現場指揮本部を設け消防対策部の任務の一部を行わせることができる。
- (2) 現場指揮本部の編成、組織等は第19節1消防活動計画に準ずる。

### 3 現場指揮本部の任務

現場指揮本部は、次の措置を行う。

- (1) 被災情報の収集連絡
- (2) 受入れ医療機関の選定
- (3) 消防対策部及び災害対策本部との連絡
- (4) 救急応援部隊の要請連絡
- (5) 救急資機材等の調達要請
- (6) 応急救護所の設置
- (7) その他必要な事項

### 4 出動救急隊の編成

- (1) 救急隊の編成は、別に定める。
- (2) (1)の救急隊は、災害の状況により非番等の職員を招集して増強する。

### 5 救急隊の任務

救急隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 医療機関、救護所その他の場所への傷病者の搬送
- (2) 消防対策部及び現場指揮本部への被災状況等の報告
- (3) 応急救護所での応急救護（トリアージ等を含む。）
- (4) その他救急活動上必要な事項

### 6 消防団の任務

消防団の任務は、次のとおりとする。

- (1) 現場における救急、救助の支援
- (2) 現場の警戒及び避難誘導等
- (3) 災害規模が大きい場合の負傷者搬送
- (4) その他救急活動上必要な事項



## 7 応援派遣要請

災害の状況により多数の負傷者が発生し、消防機関だけでは対応が困難であると認められるときは、応援協定等に基づく市町村長等及び県内消防相互応援隊又は緊急消防援助隊派遣のため都道府県知事等に直ちに応援出動を要請する。

## 8 応援派遣要請の通報事項

救急応援を要請するときは、概ね次の事項を通報する。

- (1) 被害の状況、程度及び範囲
- (2) 応援派遣を要する期間
- (3) 応援を必要とする人員、車両、船舶、航空機等の概数
- (4) 応援を希望する区域及び活動の内容
- (5) その他参考事項

## 9 救急資機材等の調達

第19節の資機材の準備を準用する。

## 10 救急体制の整備

現場救護、搬送体制等を充実するため、救急隊員の技能管理、救急用資機材の整備、その他救急資機材の改善等を図る。

## 11 保健福祉部との連携

- (1) 多数の負傷者が生じた場合は、医療機関の協力要請を迅速に行うため、保健福祉部等と連携を密にして病院前救護体制が確立するよう協力体制を構築する。
- (2) 災害による負傷者の発生状況から、救急用資機材等を現場、その他の場所に輸送・供給できる体制を推進する。

## 12 応急手当普及啓発業務

### (1) 普及啓発業務

負傷者（病者を含む）を応急に救護するために必要な知識、技術の普及啓発を効果的に推進する。

### (2) 普及啓発業務の指針

普及啓発業務を計画的、効果的に推進するため普及啓発指針を策定し、地域の特性に応じた業務の推進を確立する。

### (3) 広報業務

普及啓発業務の効果的推進を図るため、市広報、マスコミ等を活用し、救急に関する広報を行う。

## 13 救護体制の強化

災害時の応急救護体制を確立するため、医療機関、民間患者搬送事業者、自衛隊救護班等の応急救護機関と定期的な情報交換の機会を設ける。

災害に際し、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する場合の計画である。

### 1 災害派遣要請の基準

災害に際し、人命又は財産の保護及び災害の応急措置を市の組織等を活用しても、なお、事態を收拾することができない場合又は緊急を要する場合、自衛隊の災害派遣を要請する。

### 2 派遣要請の要領

#### (1) 派遣要請方法

ア 市長が自衛隊の災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした文書をもって知事に申し出をする。ただし、急を要する場合は、口頭又は電話等で要請する。この場合、事後手続きとして、速やかに文書を知事に提出する。

イ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

ウ 通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

#### (2) 「派遣要請書」記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

### 3 派遣部隊の受入態勢

(1) 現場に責任者をおき、派遣部隊指揮官と協議して作業の推進をはかる。

(2) 派遣部隊の救援活動が迅速に実施できるよう、作業に必要な資材、器材は災害対策本部で準備する。

(3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の準備をする。

(4) 班は部隊到着後及び必要に応じ、次の事項を県災害対策本部の総務対策班（危機管理課）に報告する。

ア 派遣部隊長の官職氏名

イ 隊員数

ウ 到着日時

エ 従事している作業の内容及び進捗状況

オ その他参考となる事項

### 4 撤収要請

(1) 市長は、災害の救援が、市の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の長と協議し部隊の撤収について文書をもって知事に要請する。

要請はとりあえず電話で行い、事後速やかに撤収要請書を提出する。

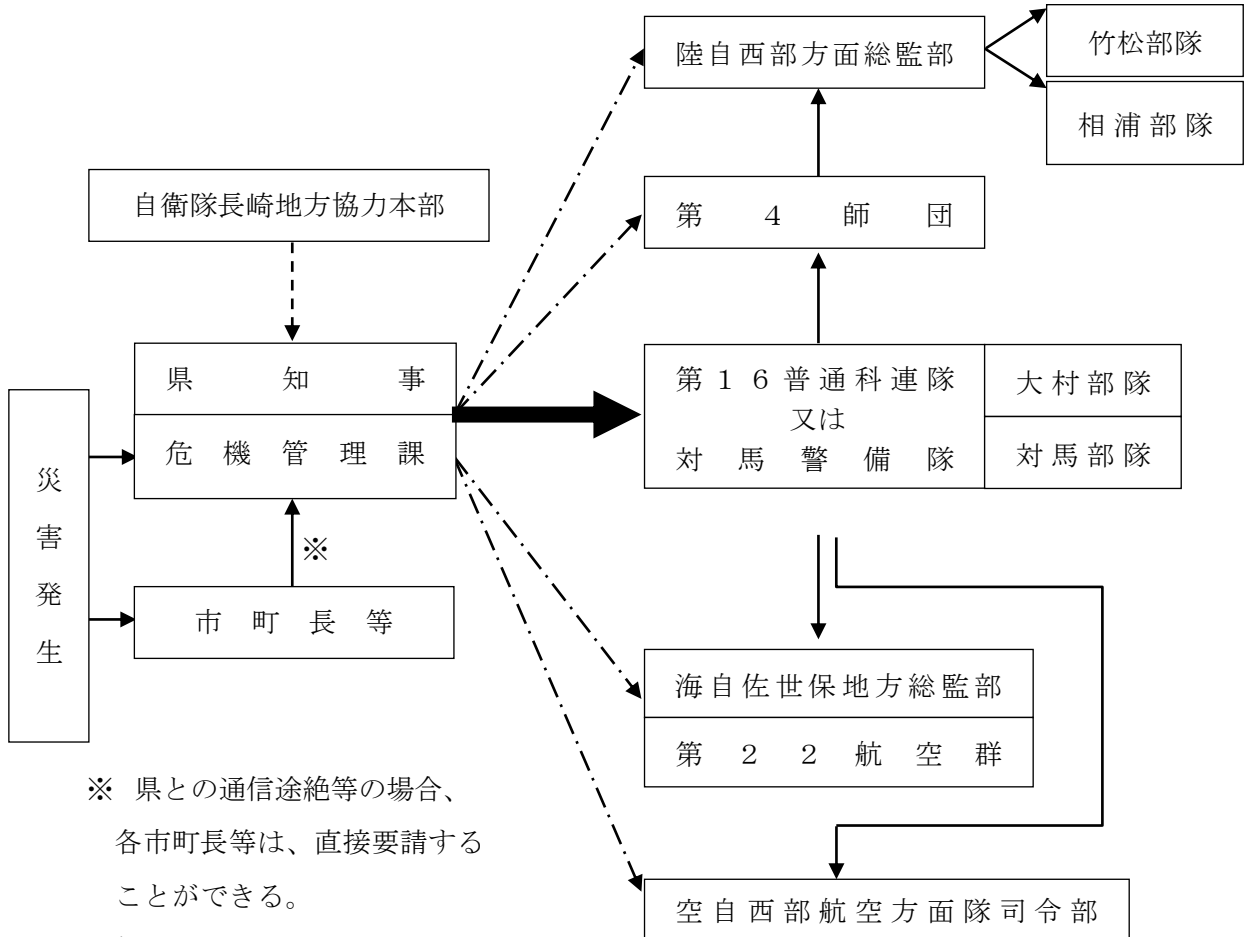
#### (2) 撤収要請事項

- ア 撤収日時
- イ 撤収要請の事由
- ウ その他

5 自衛隊派遣要請の際の連絡先

区分	所在地（電話）	担当	備考
第16普通科連隊	大村市西乾馬町416 (0957)52-2131	第 3 科 (内 2 3 8) 第 2 科 (内線226) 当直司令 (内 2 0 2)	派遣要請 情報連絡 夜間・休日当直
水陸機動団	佐世保市大潟町678 (0956)47-2166	第 3 科 (内2098)	防衛班長
佐世保地方総監部	佐世保市平瀬町 (0956)23-7111	第3幕僚室 (内3222)	
自衛隊長崎地方協力本部	長崎市出島町2-25防衛省合同庁舎内 (095)826-8844	総務課	
第22航空群	大村市今津町9 (0957)52-3131	運用幕僚	

### 自衛隊派遣要請系統図



※ 県との通信途絶等の場合、各市町長等は、直接要請することができる。

凡例

- ▶ 法令による系統
- - -▶ 県（市町）部隊間の連絡
- · -▶ 災害の状況に応じ要請

## 第22節 電力施設災害応急対策計画

【九州電力送配電・九州電力】

電力施設災害応急対策については、九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所・九州電力株式会社佐世保営業所が主体となり応急対策にあたるものとする。

その具体的事項については、九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所・九州電力株式会社佐世保営業所の非常災害対策部運営基準によるものとする。

### 1 目的

この基準は、非常災害対策措置要則（系技則第1号）及び長崎エリア非常災害対策本部運営基準（送配長支則第1号）に基づき、非常災害時における対策活動の円滑な推進を図るため、佐世保配電事業所・営業所非常災害対策部（以下対策部）の運営に関する細部取扱に定め、非常災害時における対策活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

本規定区分は2社共通規程（九州電力送配電株式会社及び九州電力株式会社に適用）とする。

### 2 適用の範囲

この基準は、非常災害の発生が予想される場合の事前準備及び対策部設置後の運営に関して適用する。非常災害とは、次に掲げる事項に伴う大規模な供給支障、発電支障及び主要設備等の被害が予想される場合又は発生した場合に適用する。

- (1) 暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震、火山噴火等異常な自然現象
- (2) 災害、火災・爆発・油流出等重大な事故

### 3 非常災害に関する心得

非常災害対応時は、佐世保配電事業所、営業所が連携して対策部を組織し、非常災害の予防及び復旧等、電力の安定供給に万全を期すこととする。

- (1) 対策要員は非常災害に当り、いかなる場合においても人身安全の確保を第一義として行動する。
- (2) 対策要員は、社会生活における電気の果たす役割の重要性を認識し、それぞれの任務に応じ、非常災害対策活動に全力を尽くすものとする。
- (3) 対策要員は、非常災害対策活動において相互協力を旨とし、各対策組織及び組織間の応援業務に円滑に当たるものとする。
- (4) 対策要員は、別紙1（省略）を念頭におき、行動するものとする。

### 4 対策組織

#### 4-1 対策組織の名称

機 関	対策組織の名称
本 店	非常災害対策総本部（総本部）
九電長崎支店 九電送配長崎支社	非常災害対策本部（対策本部）
佐世保配電事業所・営業所 Q S S 佐世保 S C	非常災害対策部（対策部）

#### 4-2 対策部の構成と役割

- (1) 対策部の構成は、別表 1 「佐世保配電事業所・営業所非常災害対策部構成表」のとおり。
- (2) 各班には班長をおくものとする。
- (3) 各対策組織の役割は、別表 2 (省略) 「対策組織の役割」のとおりとする。

#### 4-3 対策部会議

対策部には、重要な災害対策活動に関する事項を協議するための組織として、災害対策部会議を置く。

対策部会議は対策部長（配電事業所長）及び各班長等〔営業所長、配電制御グループ長、託送業務グループ長、運営担当（総括副長）、指令担当（制御副長）、佐世保 S C 長、営業グループ長、情報チームリーダー（法人営業副長）〕をもって構成する。

#### 4-4 対策組織の要員

各対策班は、要員を発令体制に応じて定め、かつ要員の住所、氏名、連絡方法を把握しておく。

各対策班標準要員

発令 \ 班	総括	(情報チーム)	支援	広報	復旧
準備態勢	1名	1名	1名	2名	7名
非常体制	全員	全員	全員	全員	全員

### 5 防災体制の区分

非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が予想される場合	準備体制
災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合	非常体制

#### 6 防災体制の措置（省略）

#### 7 突発災害時の措置（省略）

#### 8 対策部の運営（省略）

#### 9 停電等に対する復旧見込み等の社外公表（省略）

#### 10 事業所建屋被災時の対策部の運営（省略）

#### 11 指令の使用区分及び指令者（省略）

#### 12 指令伝達及び情報連絡ルート（省略）

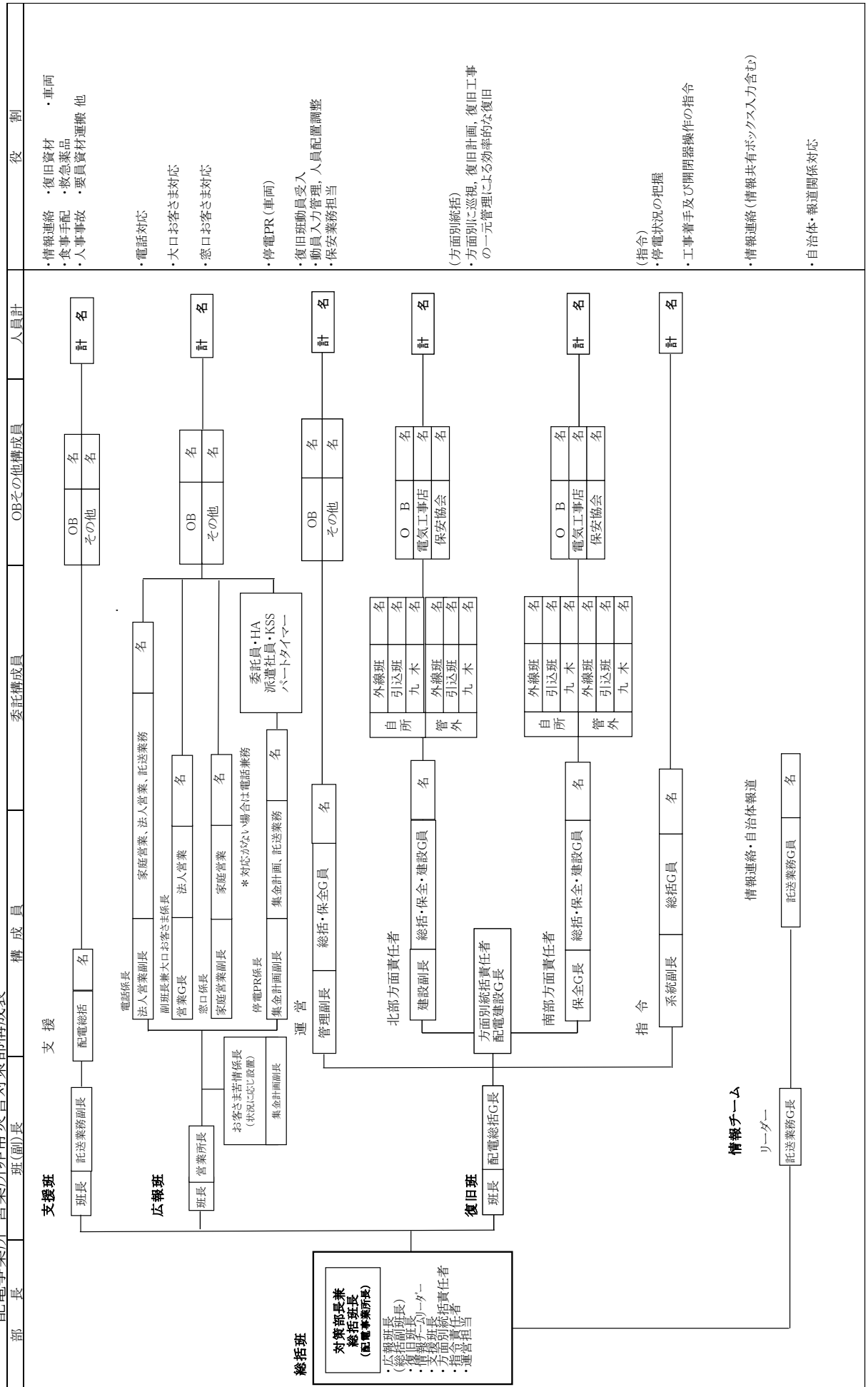
#### 13 事故、被害状況の報告（省略）

#### 14 非常災害に備えたその他の対策（省略）

#### 15 防災体制の教育及び訓練の実施（省略）

別表1

配電事業所・営業所非常災害対策部構成表



## 第23節 ガス施設災害応急対策計画

【西部ガス】

都市ガス施設災害応急対策については西部ガス株式会社長崎供給管理センターが主体となっており、その対策内容については、西部ガス株式会社の定める「防災業務計画」によるものとする。

### 西部ガス株式会社「防災業務計画」（抜粋）

#### 第1章 総 則

##### 第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法第39条第1項に基づき、ガス施設等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。

##### 第2節 防災業務計画の基本構想

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制の確立
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

##### 第3節 防災業務計画の運用

###### 1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法、ガス事業法、消防法、石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等との調整を図り運用する。

###### 2. 防災業務計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。



## 第2章 防災体制の確立

### 第1節 防災体制

#### 1. 非常体制

非常体制は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合とし、その種別及び基準は次の表の通りとする。

体制種別	基 準
第1 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合</li> <li>(2) 供給区域に大雨、洪水等の気象警報が発令され、被害又は被害予想が軽度又は局地の場合</li> <li>(3) 事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生した場合</li> <li>(4) 供給エリアの沿岸に大津波警報が発令された場合</li> <li>(5) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合</li> </ul>
第2 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合</li> <li>(2) 供給区域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、被害又は被害予想が中程度の場合</li> <li>(3) 供給区域に震度5弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合</li> </ul>
第3 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合</li> <li>(2) 事業所の所在する地域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、被害又は被害予想がはなはだしい場合</li> <li>(3) 供給区域に震度5強以上の地震が発生した場合</li> <li>(4) ガス漏えい及びガス事故等処理要領に定める特別出動体制では処理することが困難な事故が発生した場合又は予想される場合</li> </ul>
総合非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生した場合</li> <li>(2) 供給区域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、広域、大規模な災害が発生した場合</li> <li>(3) 供給区域に震度5強以上の地震が発生し、広範囲に被害が発生した場合</li> <li>(4) 供給区域に震度6弱以上の地震が発生した場合</li> </ul>

#### 2. 災害対策組織及び分担業務

本社及び各事業所等は、非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）及び分担業務をあらかじめ別図1から別図9の通り定める。

## 第2節 対策組織の運営

### 1. 非常体制の発令と解除

- (1) 各非常体制の責任者は発令基準に則り、当該所管内の非常体制を発令することができる。また、災害の発生のおそれなくなった場合または災害復旧が進行して必要が無くなった場合には、全部又は一部を解散する。

各非常体制の責任者は別表1に定める。

- (2) 第3非常体制が発令されたときは、直ちに「地区災害対策本部」を設置する。地区災害対策本部長は災害の状況に応じて、体制種別を変更することができる。

なお、福岡の体制については、各部門を被災地域の復旧活動に携わる地区災害対策本部と地区災害対策本部の支援及び災害対策に関する総括管理を行う災害対策連絡会議に分割する。また、被災地以外の各地区は災害派遣連絡部会を設置し、災害情報の収集及び要員派遣等の準備をする。

- (3) 総合非常体制が発令されたときは、直ちに「総合災害対策本部」を設置する。なお、福岡の体制については、復旧活動を統括する「総合災害対策本部」、被災地域の復旧活動に携わる「現地災害対策本部」並びに現地災害対策本部の支援及び災害対策に関する総括管理を行う「本社災害対策本部」に分割する。また、被災地以外の各地区は災害派遣連絡部会を設置し、災害情報の収集及び要員派遣等の準備をする。

### 2. 権限の行使

- (1) 対策本部が設置された場合、災害対策活動に関する一切の業務は対策本部のもとで行う。
- (2) 対策本部が設置された場合、対策本部長は職務上の権限を行使して活発に災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。
- (3) 対策本部長が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合、別表2に定める代行者が対策本部長に代わって指揮をとるものとする。

### 3. 動員

- (1) 各非常体制の責任者は非常体制を発令後、直ちにあらかじめ定める防災要員の動員を指令する。
- (2) 地震が発生し気象庁が発表した供給区域の震度が5弱以上の場合は、あらかじめ定めた社員の自動出動とする。

ただし、地震等災害による被災、傷病等の事情により出動困難な者はこの限りではない。

### 4. 指令伝達及び情報連絡の経路

各非常体制の指令伝達及び情報連絡の経路は、別図1から別図4の通りとする。

## 第3節 災害対策連絡会議等の設置

### 1. 災害対策連絡会議

- (1) 台風、洪水、高潮、地震、津波等により、ガスの供給に大きな影響を及ぼす被害が発生した場合もしくは予想され第3非常体制の発令を受けたときは、総務広報部長を議長とする関係各部門による「災害対策連絡会議」を直ちに設置する。
- (2) 「災害対策連絡会議」は、災害情報の収集及び外部対応を図ると共に「地区災害対策本部」の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

## 2. 災害対策連絡部会

- (1) 地区で災害が発生もしくは発生が予想され、第1又は第2非常体制の発令の連絡を受けた場合、防災保安部長（工場での被害の場合には生産部長）は「災害対策連絡部会」を設置する。
- (2) 「災害対策連絡部会」は、災害情報の収集及び外部対応を図ると共に、現地の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

## 3. 災害派遣連絡部会

- (1) 地区で災害が発生もしくは発生が予想され、第3又は総合非常体制の発令の連絡を受けた場合、被災地以外の地区の支配人は「災害派遣連絡部会」を設置する。
- (2) 「災害派遣連絡部会」は、災害情報の収集及び要員派遣等、現地の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

## 4. 動員

- (1) 地震が発生し気象庁が発表した供給区域の震度が5弱以上の場合は、あらかじめ定めた社員の自動出動とする。  
ただし、地震等災害による被災、傷病等の事情により出動困難な者はこの限りではない。

## 5. 指令伝達及び情報連絡の経路

災害対策連絡会議等が設置された場合の指令伝達及び情報連絡の経路は、別図5から別図9の通りとする。

## 第4節 社外機関との協調

### 1. 地方防災会議等への参加と協力

平常時には、担当部署（事業所）が地方自治体の防災会議等と、また災害時には対策本部等が地方自治体の災害対策本部等と緊密な連絡を保ち、この計画が円滑、適切に行われるよう努める。

#### (1) 地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員を推薦し参加させる。

#### (2) 地方自治体災害対策本部との協調

この計画が円滑かつ適切に行われるよう次の事項に関し協調を図る。

①災害に関する情報の提供及び収集

②災害応急対策及び災害復旧対策の推進

### 2. 防災関係機関との協調

- (1) 経済産業省、九州産業保安監督部、地方气象台、消防署、警察署等防災関係機関とは平常時から協調し、防災関係情報の提供、収集等相互連携体制を整備するよう努めるものとする。

- (2) 災害発生時には、内閣府、内閣情報調査室、経済産業省等の防災関係機関との連絡が相互に迅速にかつ確実にできるよう情報伝達のルート及び情報交換の為の収集・連絡体制を整備しておく。

### 3. 他ガス事業者等との協調

他ガス事業者等と協調し、要員及び資材等の相互融通等災害時における相互応援態勢の整備に努める。

## 第4章 災害応急対策

### 第1節 通報及び連絡

#### 1. 通報・連絡の経路

(1) 社内及び社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に出来るよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(2) 社内及び社外機関に対する通報・連絡の経路は、別図4及び別図10の通りとする。

#### 2. 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行うこととする。

### 第2節 災害発生時における情報の収集、連絡

#### 1. 情報の収集、報告

対策本部は、次に掲げる各号の情報を巡回点検、出社途上の調査等により把握する。

##### (1) 一般情報

###### ① 気象情報

② 一般被害情報：一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該供給区域内全般の被害情報

③ 対外対応状況：地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況

④ その他災害に関する情報：交通状況等

##### (2) 地震計情報

##### (3) ガス施設等の被害状況

##### (4) 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

##### (5) 社員の被災状況

##### (6) その他災害に関する情報

### 第3節 災害時における広報

#### 1. 広報活動

① 災害発生時、または災害の発生が予想される場合においては発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報活動を行う。

② 災害発生後、ガス供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

#### 2. 広報の方法

広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関・警察・消防等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施する。また、状況に応じて地方自治体とも連携を図る。

#### 第4節 対策本部等の要員の確保

##### 1. 対策要員の確保

- (1) 地震が発生し供給区域内の気象庁発表震度階が5弱以上の場合、自動出社する社員をあらかじめ定めておく。
- (2) 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策本部等の要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。
- (3) 非常体制が発令された場合は、対策本部等の要員はあらかじめ定められた要領に基づき速やかに対策本部等の指定された場所へ出動する。

##### 2. 他事業者等との協力

- (1) 関係工事会社等との間に災害発生時に出動要請できる体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。
- (2) 自社のみでは、早期復旧が困難であると考えられる場合には、被害を免れたガス事業者からの協力を得るため、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき日本ガス協会へ応援を要請する。

#### 第5節 災害時における緊急工事

##### 1. 緊急工事の基本方針

災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して迅速かつ適切な措置を講じる。

##### 2. 緊急工事における安全確保等

緊急工事に際しては二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全に十分配慮する。

#### 第6節 地震以外の自然災害時の供給停止判断

- (1) ガス施設の被害による二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を速やかに停止する。
- (2) 広範囲にわたる供給停止の判断は、第3非常体制が発令されたときは地区災害対策本部長、総合非常体制が発令されたときは現地災害対策本部長が行う。
- (3) 地区災害対策本部長又は現地災害対策本部長が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に備え、その職務を代行する者をあらかじめ指名しておく。
- (4) 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。

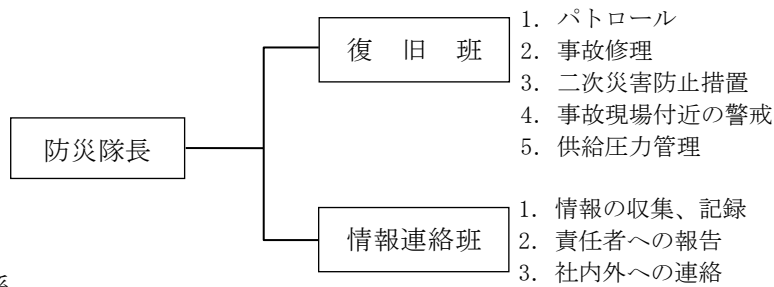
#### 第7節 地震時の供給停止判断

- (1) 地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認されたブロックでは、供給停止を行う。
  - ① S I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準値以上を記録した地域及び製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な地域については、直ちにガス供給停止を決定する。
  - ② S I 値があらかじめ定めた供給停止判断基準未満となった地域については、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況等から経時的に得られる被害状況により、二次災害の発生が予測される場合は、速やかにガス供給を停止する。
- (2) 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。

## (別図1) 第1非常体制の標準組織・分担業務

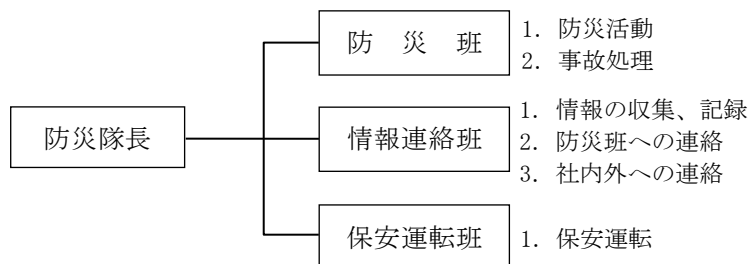
### ① 供給関係

関係者の一部動員によるパトロール又は事故処理ができる体制



### ② 製造関係

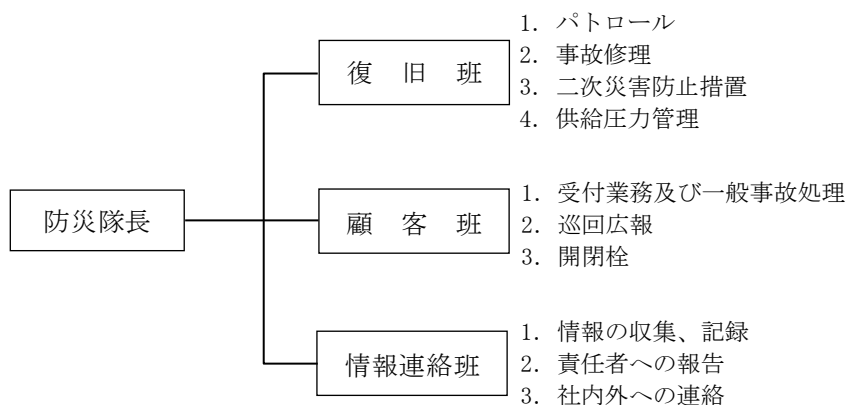
通常勤務担当で処理できる体制



## (別図2) 第2非常体制の標準組織・分担業務

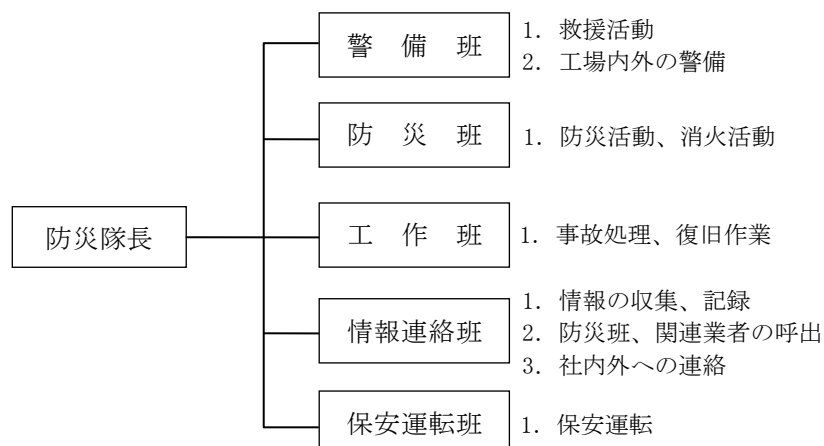
### ① 供給関係

関係者の動員によるパトロール又は事故処理及び広報ができる体制

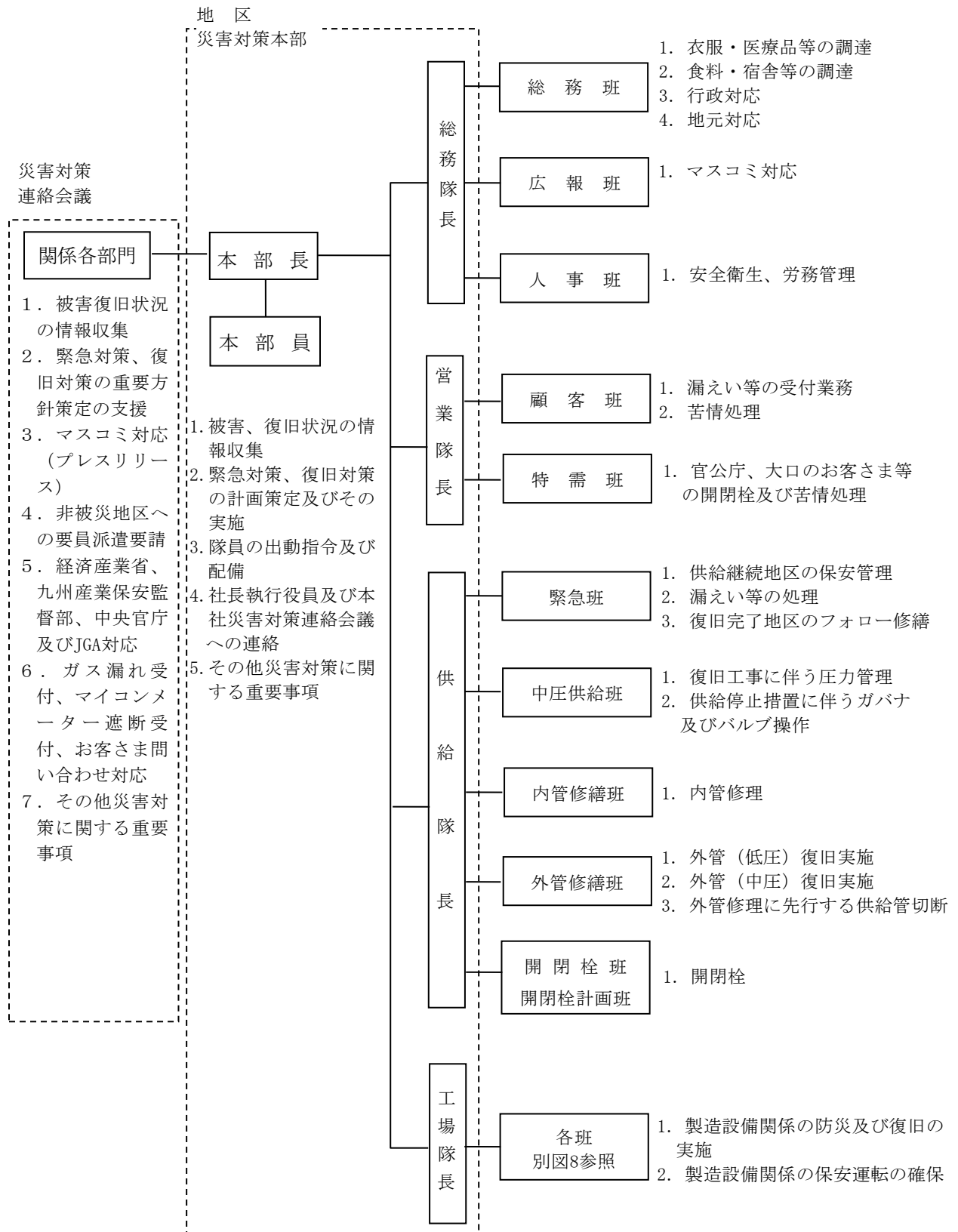


### ② 製造関係

関係者の動員により処理できる防災及び災害復旧体制



### (別図3) 第3非常体制の標準組織・分担業務



(注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できるものとする。

(注2) 地区災害対策本部において、本部員と各隊長を兼ねることができる。

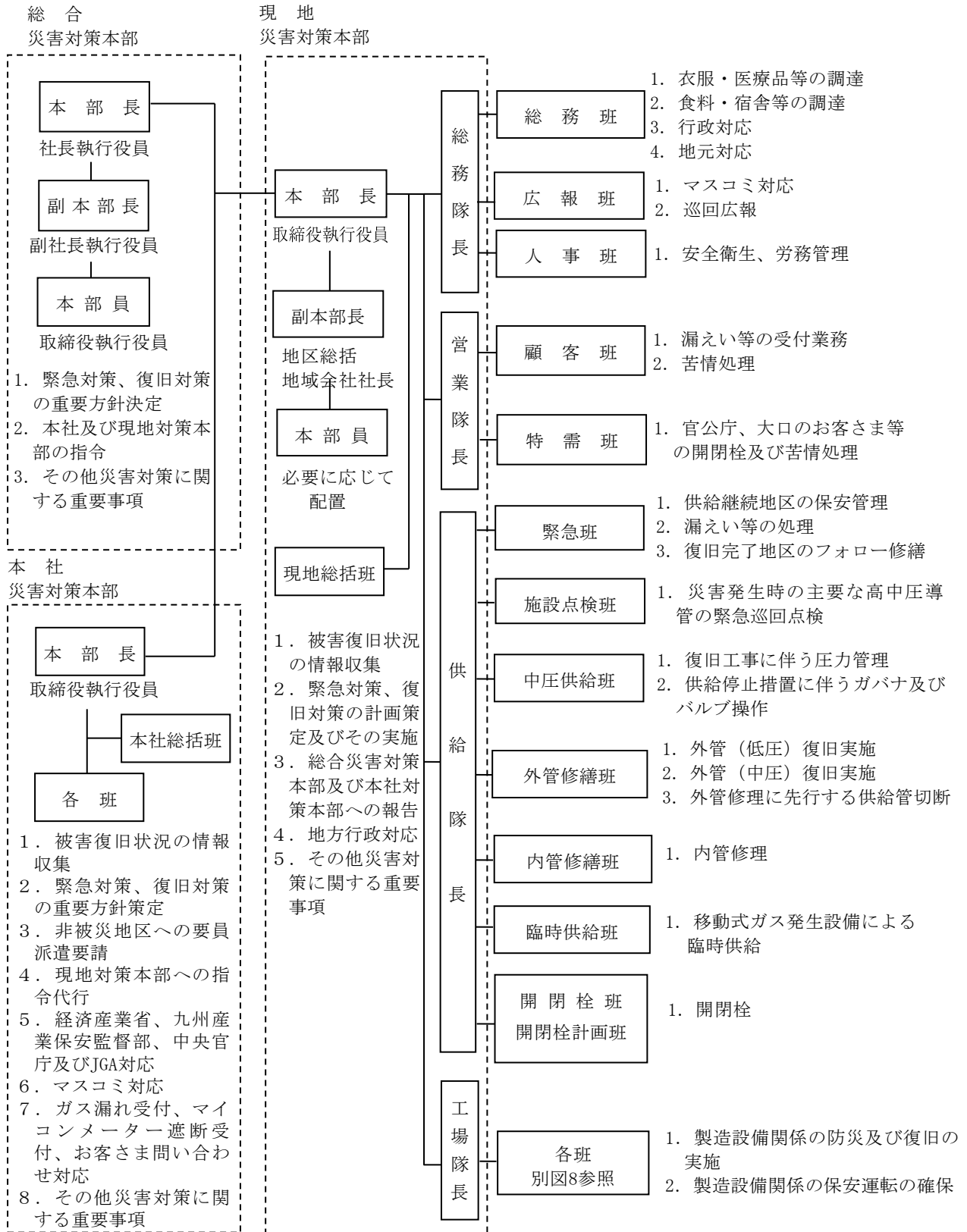
(注3) 災害対策連絡会議の体制は別図6参照

(注4) 工場隊の体制は、別図8参照

(注5) 災害対策連絡会議は、災害対策連絡部会と連携し対応にあたる。

## (別図4) 総合非常体制の標準組織・分担業務

総合災害対策本部、本社災害対策本部、現地災害対策本部を設置し、社内外の応援の下に総合的な災害対策を効果的に実施できる



(注1) 総合災害対策本部及び本社災害対策本部の体制は別図7参照

(注2) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できる。

(注3) 現地災害対策本部において、本部員と各隊長を兼ねることができる。

(注4) 災害派遣連絡部会は、本社災害対策本部と連携し対応にあたる。

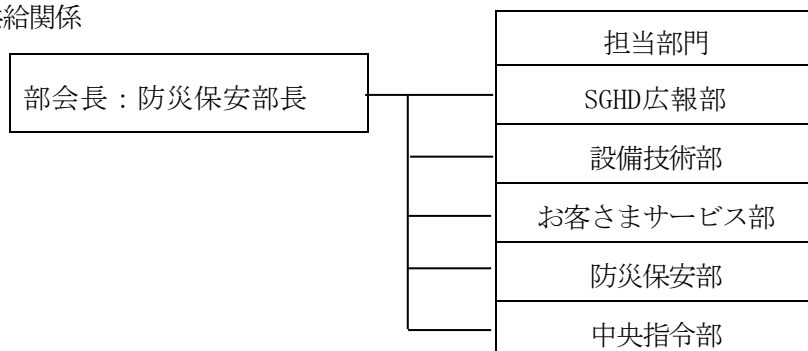


## (別図5) 災害対策連絡部会（本社）の構成

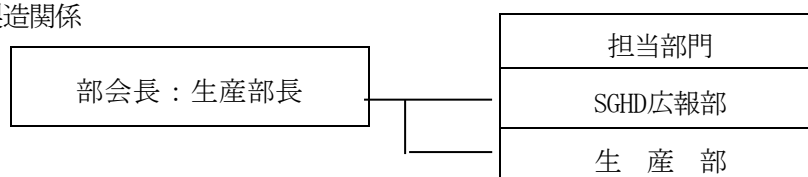
被害情報の収集及び外部対応を図ると共に、地区の防災活動に対して全面的に支援、補佐する。

### 【第1 非常体制が発令された場合】

#### ①供給関係



#### ②製造関係

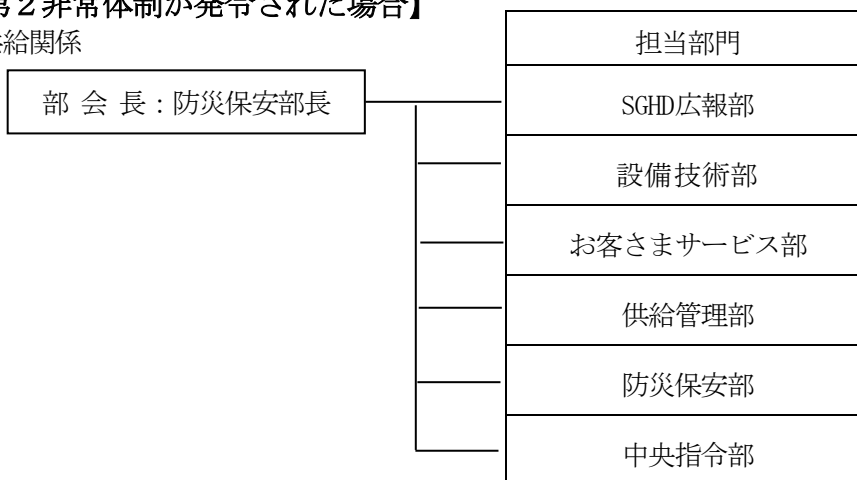


(注1) 部会長の判断により、必要に応じて他部門が部会スタッフとして参画する場合がある。

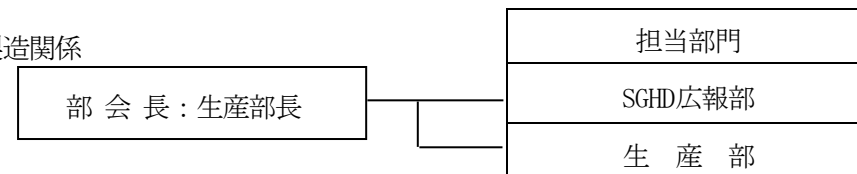
(注2) 地震発生時は防災保安部長を部会長、生産部長を副会長とした一つの災害対策連絡部会とする。

### 【第2 非常体制が発令された場合】

#### ①供給関係



#### ②製造関係



(注1) 部会長の判断により、各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

(注2) 災害対策連絡部会の分担業務は災害対策連絡会議と同じとする

(注3) 地震発生時は防災保安部長を部会長、生産部長を副会長とした一つの災害対策連絡部会とする。

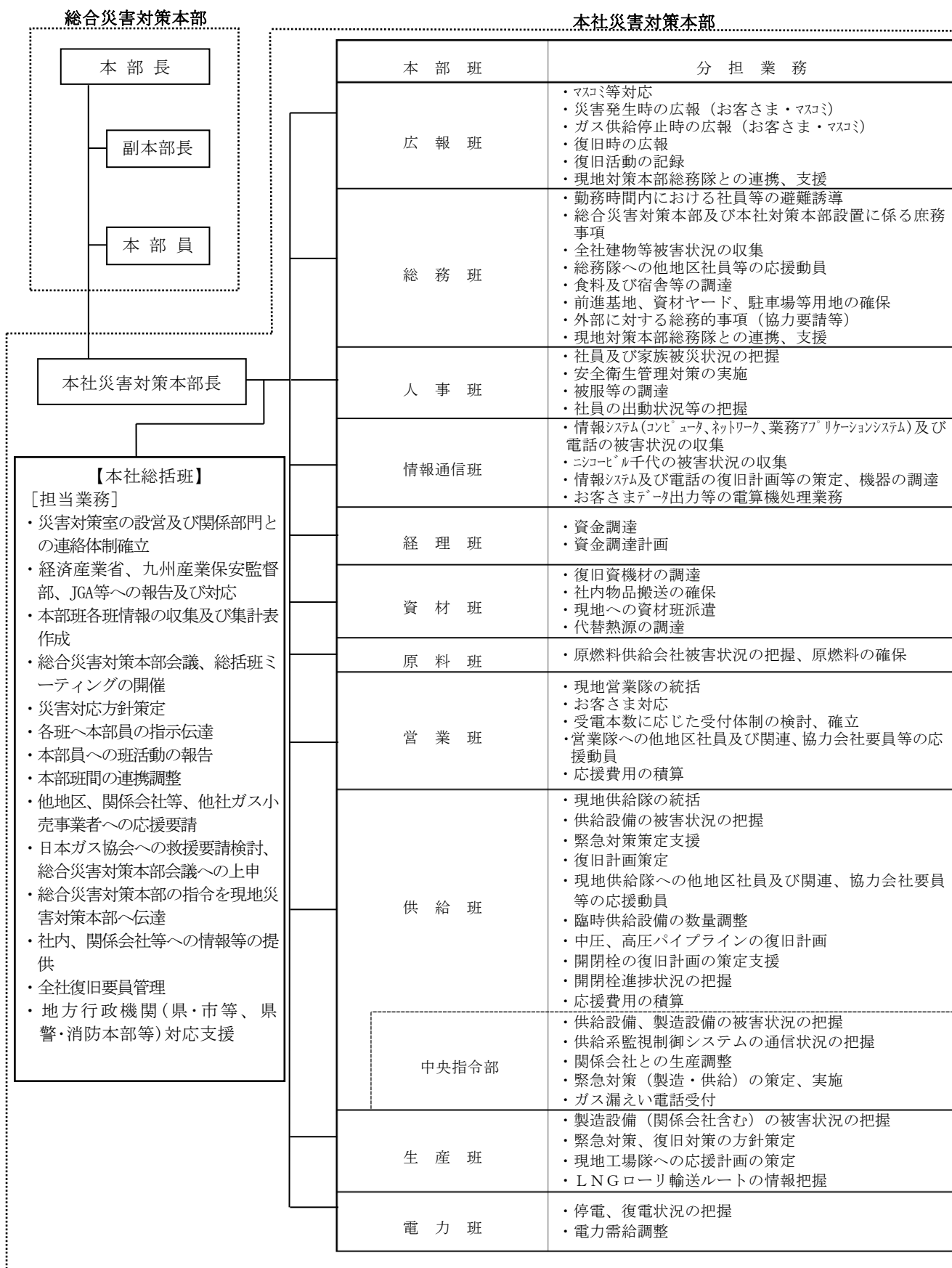
## (別図6) 災害対策連絡会議(本社)の構成(第3非常体制時)

災害情報の収集及び外部対応を図ると共に、地区災害対策本部の災害対策活動に対して全面的に支援、補佐する。

議長		本部班	分担業務
防災保安部長		広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスコム等対応</li> <li>・災害発生時の広報(お客さま・マスコム)</li> <li>・ガス供給停止時の広報(お客さま・マスコム)</li> <li>・復旧時の広報</li> <li>・復旧活動の記録</li> <li>・地区災害対策本部総務隊との連携、支援</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>【本社総括班】</b></p> <p>[担当業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策室の設営及び関係部門との連絡体制確立</li> <li>・経済産業省、九州産業保安監督部(常駐対応含む)、JGA等への報告及び対応</li> <li>・本部班各班情報の収集及び集計表作成</li> <li>・諸会議の開催</li> <li>・災害対応方針策定支援</li> <li>・各班へ議長の指示伝達</li> <li>・本部班間の連携調整</li> <li>・他地区、関係会社等、他社ガス小売事業者への応援要請</li> <li>・役員への報告</li> <li>・社内、関係会社等への情報等の提供</li> <li>・全社復旧要員管理</li> <li>・地方行政機関(県・市等、県警・消防本部等)対応支援</li> </ul>		総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間内における社員等の避難誘導</li> <li>・災害対策連絡会議設置に係る庶務事項</li> <li>・全社建物等被害状況の収集</li> <li>・地区災害対策本部総務隊への要員派遣を非被災地区と調整</li> <li>・食料及び宿舍等の調達</li> <li>・前進基地、資材ヤード、駐車場等用地の確保</li> <li>・外部に対する総務的事項(協力要請等)</li> <li>・地区災害対策本部総務隊との連携、支援</li> </ul>
		人事班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員及び家族被災状況の把握</li> <li>・安全衛生管理対策の実施</li> <li>・被服等の調達</li> <li>・社員の出勤状況等の把握</li> </ul>
		情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム(コンピュータ、ネットワーク、業務アプリケーションシステム)及び電話の被害状況の収集</li> <li>・ニコビル千代の被害状況の収集</li> <li>・情報システム及び電話の復旧計画等の策定</li> <li>・情報システム及び電話等の機器の調達</li> <li>・お客さまデータ出力等の電算機処理業務</li> </ul>
		経理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金調達</li> <li>・資金調達計画</li> </ul>
		資材班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧資機材の調達</li> <li>・資機材搬送</li> <li>・現地への資材班派遣</li> <li>・代替熱源の調達</li> </ul>
		原料班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原燃料供給会社被害状況の把握、原燃料の確保</li> </ul>
		営業班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地営業隊の統括</li> <li>・お客さま対応</li> <li>・お客さま対応状況の把握</li> <li>・受電本数に応じた受付体制の検討、確立</li> <li>・営業隊への他地区社員及び関連、協力会社要員等の派遣調整</li> <li>・応援費用の積算</li> </ul>
		供給班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地供給隊の統括</li> <li>・供給設備の被害状況の把握</li> <li>・緊急対策策定支援</li> <li>・復旧対策策定支援</li> <li>・臨時供給設備の数量調整</li> <li>・開閉栓の復旧計画の策定支援</li> <li>・開閉栓進捗状況の把握</li> <li>・応援費用の積算</li> </ul>
		中央司令部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・供給設備、製造設備の被害状況の把握</li> <li>・供給系監視制御システムの通信状況の把握</li> <li>・関係会社との生産調整</li> <li>・緊急対策(製造・供給)の策定、実施</li> <li>・ガス漏えい電話受付</li> </ul>
		生産班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造設備(関係会社含む)の被害状況の把握</li> <li>・緊急対策、復旧対策の方針策定</li> <li>・現地工場隊への応援計画の策定</li> <li>・LNGローリ輸送ルートの情報把握</li> </ul>
電力班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停電、復電状況の把握</li> <li>・電力需給調整</li> </ul>		

(注) 各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

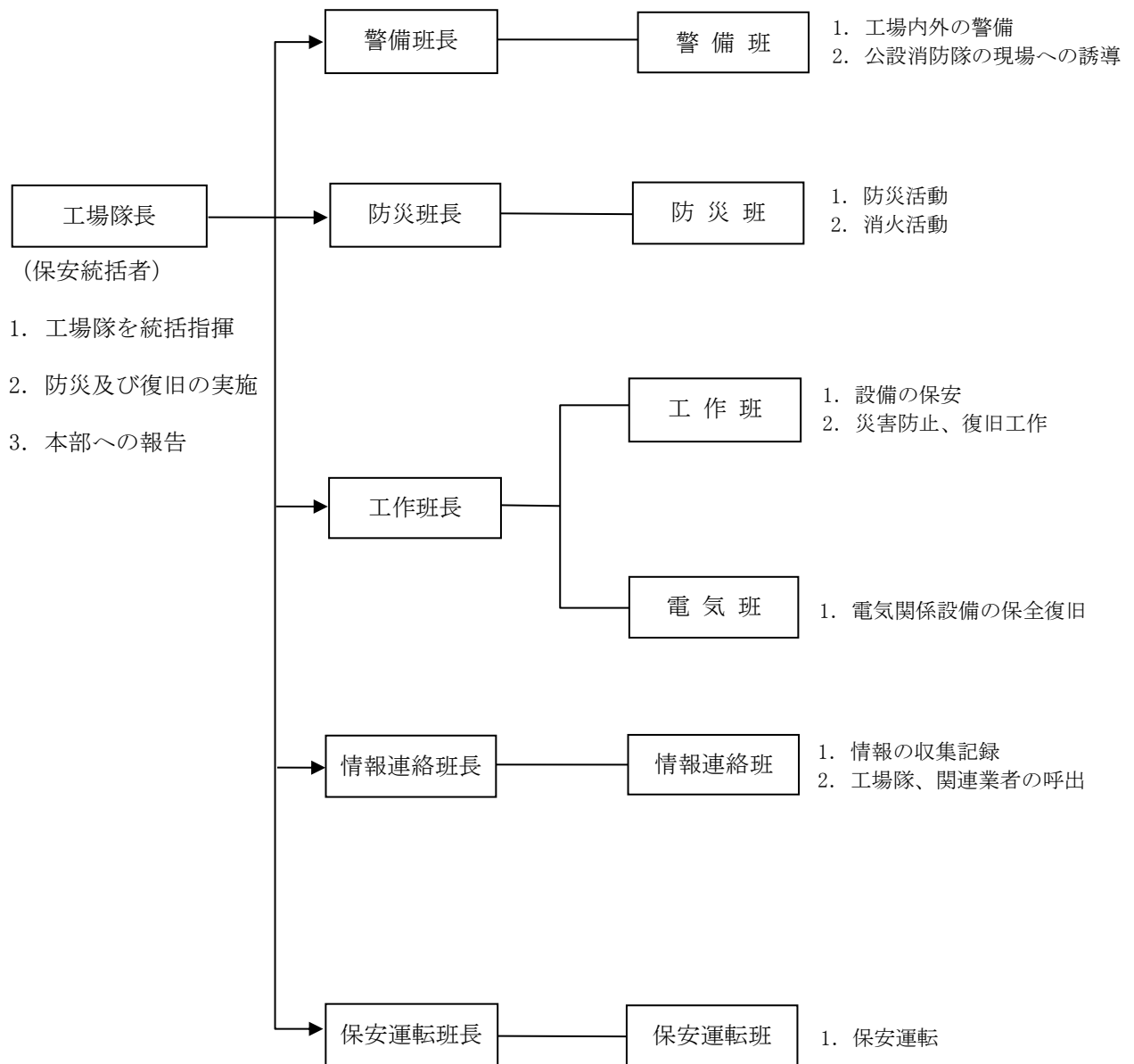
## (別図 7) 総合災害対策本部及び本社災害対策本部 (本社) の標準組織・分担業務



(注 1) 本部長は本部員部長の内、災害内容に応じて隊長を指名する。

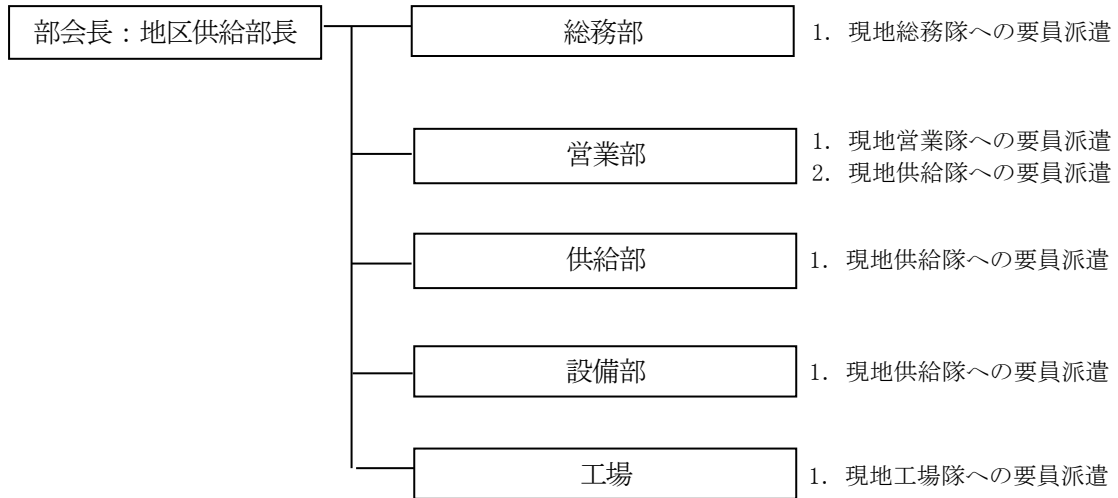
(注 2) 各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

## (別図8) 工場隊の標準組織・分担業務



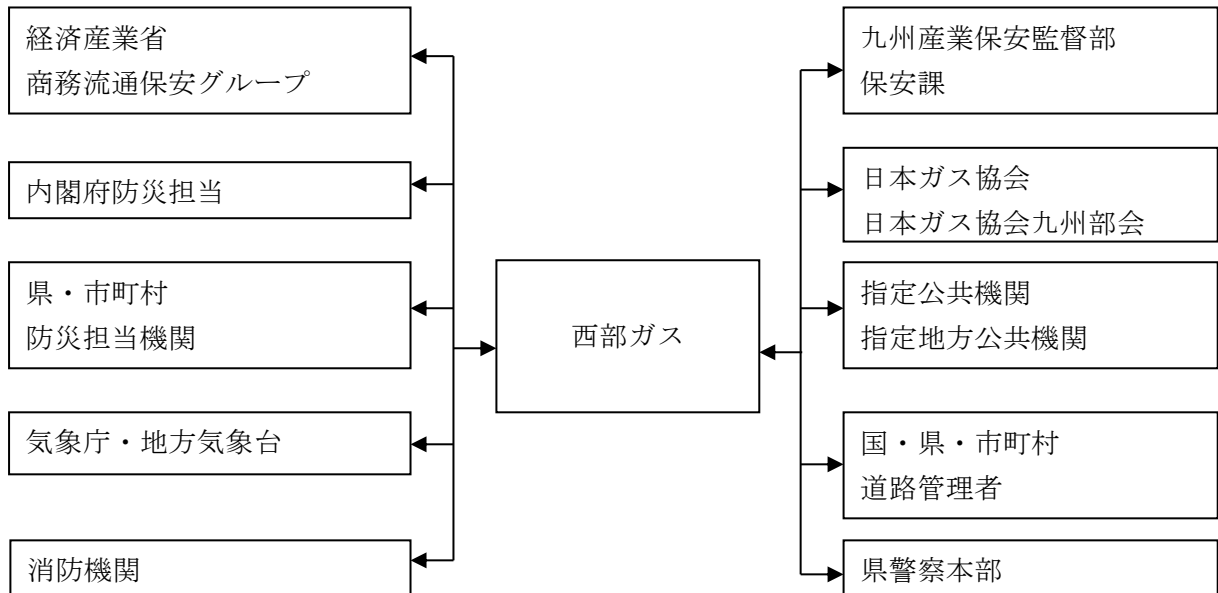
(注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は工場の規模や必要に応じて統合できるものとする。

### (別図 9) 災害派遣連絡部会の標準組織・分担業務



(注 1) 上記の体制は標準とし、各部門の編成は地区の組織に応じて編成する。

### (別図 10) 防災関係機関との連携関係図



## (別表1) 各非常体制の責任者

	第1非常体制	第2非常体制	第3非常体制	総合非常体制
福岡地区	福岡供給部保安G マネジャー	福岡供給部長	保安総括担当 執行役員	社長執行役員
北九州地区	北九州供給部保安G マネジャー	北九州供給部長	保安総括担当 執行役員	
熊本地区	熊本供給部保全G マネジャー 熊本工場長※	熊本供給部長 熊本工場長※	保安総括担当 執行役員	
長崎地区	長崎供給部保全G マネジャー 長崎工場長※	長崎供給部長 長崎工場長※	保安総括担当 執行役員	
佐世保	長崎供給部佐世保供給G マネジャー 佐世保工場長※	長崎供給部長 佐世保工場長※	保安総括担当 執行役員	
島原地区	長崎供給部島原事業所長	長崎供給部長	保安総括担当 執行役員	

※製造設備の損壊等により、ガス供給に影響を及ぼす場合又は及ぼす可能性がある場合

(注1) 第3非常体制の責任者は地区災害対策本部長であり、総合非常体制の責任者は総合災害対策本部長である。

## (別表2) 本部長代行者

総合災害対策本部	副社長執行役員
福岡地区災害対策本部	福岡供給部長
北九州地区災害対策本部	北九州供給部長
熊本地区災害対策本部	熊本供給部長
長崎地区災害対策本部	長崎供給部長
佐世保地区災害対策本部	長崎供給部長
島原地区災害対策本部	長崎供給部長

## 第24節 交通施設災害応急対策計画

【JR九州・松浦鉄道・土木部・企画部】

被災地における交通物資輸送等を確保するため、それぞれ次の対策を講ずる。

### 1 道路対策

- (1) 異常豪雨又は長期にわたる降雨等では、地すべり、崩土、落石又は路線の陥没や流失等の災害の発生が予想される。このため、予め予想される危険箇所については、道路パトロールによる監視を強化する。  
災害の発生の場合は、速やかに現地の被害状況を本部へ調査報告し、応急措置を実施する。
- (2) 交通の確保が最重点であるので、災害の復旧には全力をあげて迅速に処理を行う。この場合迂回路等の有無を充分調査し、迂回路がある場合はこれを利用して、交通の確保を図る。迂回路がない場合は、できるだけ短時間に復旧できるように処置を行う。
- (3) 被災の程度により、応急工事が不可能な場合や大規模な対策が必要な場合、又は、長大橋の流失等の場合は、自衛隊の派遣要請を知事に申請し、応急復旧に当たる。

### 2 鉄道対策

#### (1) JR関係

JR九州は異常気象時における列車運行の安全を確保するため、線路設備等の警備を行うとともに、必要な運転規制を行う。

また、災害発生時においては、早期復旧を図るため次のように対処する。

#### ア 災害警備

異常気象の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときは、必要な運転規制を行うとともに、災害の発生が予測される場合は、関係部長は関係社員を、風、雨、雷、その他の災害に対する線路、建造物、電力設備、信号保安設備等の警備に従事させる。

災害の発生が予想される箇所は、重点箇所に指定し、各箇所ごとに監視上の注意事項を定め、警備員に周知させる。

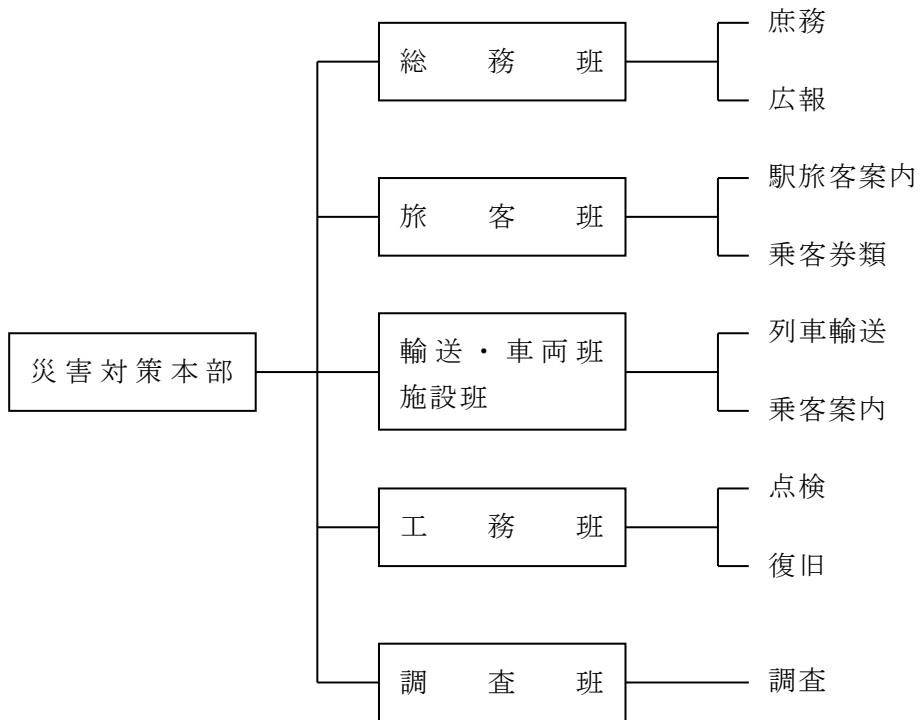
気象観測機器配備表

	雨量計	風速計
長崎鉄道事業部	早岐	早岐

イ 災害応急体制

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに列車の早期開通を図るため、災害対策本部を設置する。

災害対策本部の分担は次のとおり

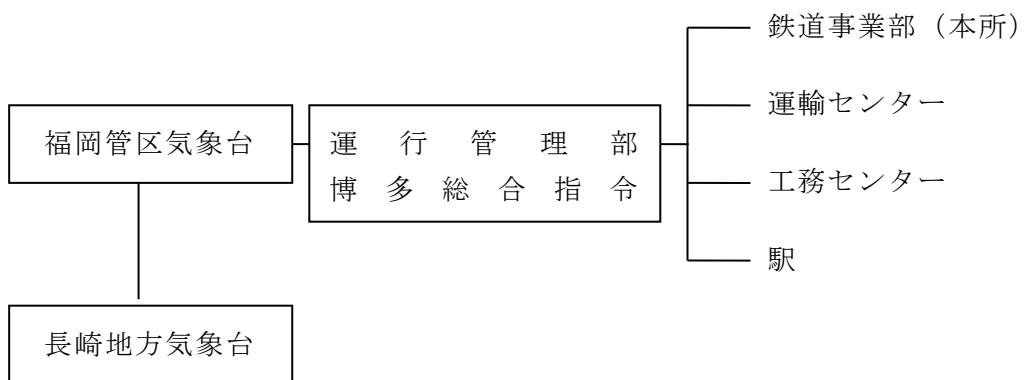


ウ 災害応急復旧工事

J R九州の災害応急復旧工事は、災害の規模に応じて、請負工事とする場合がある。

エ 鉄道気象通報の伝達系統

J R九州の鉄道気象通報の伝達系統は次のとおりである。





## (2) 松浦鉄道株式会社関係

### ア 災害警備

異常気象の伝達を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときは、列車運行の安全を図るため必要な運転規制を行うとともに、必要に応じ線路設備等の警備を行う。

### イ 災害応急

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じ、線路の早期開通に努める。

松浦鉄道株式会社における災害応急復旧体制は、別紙のとおりである。

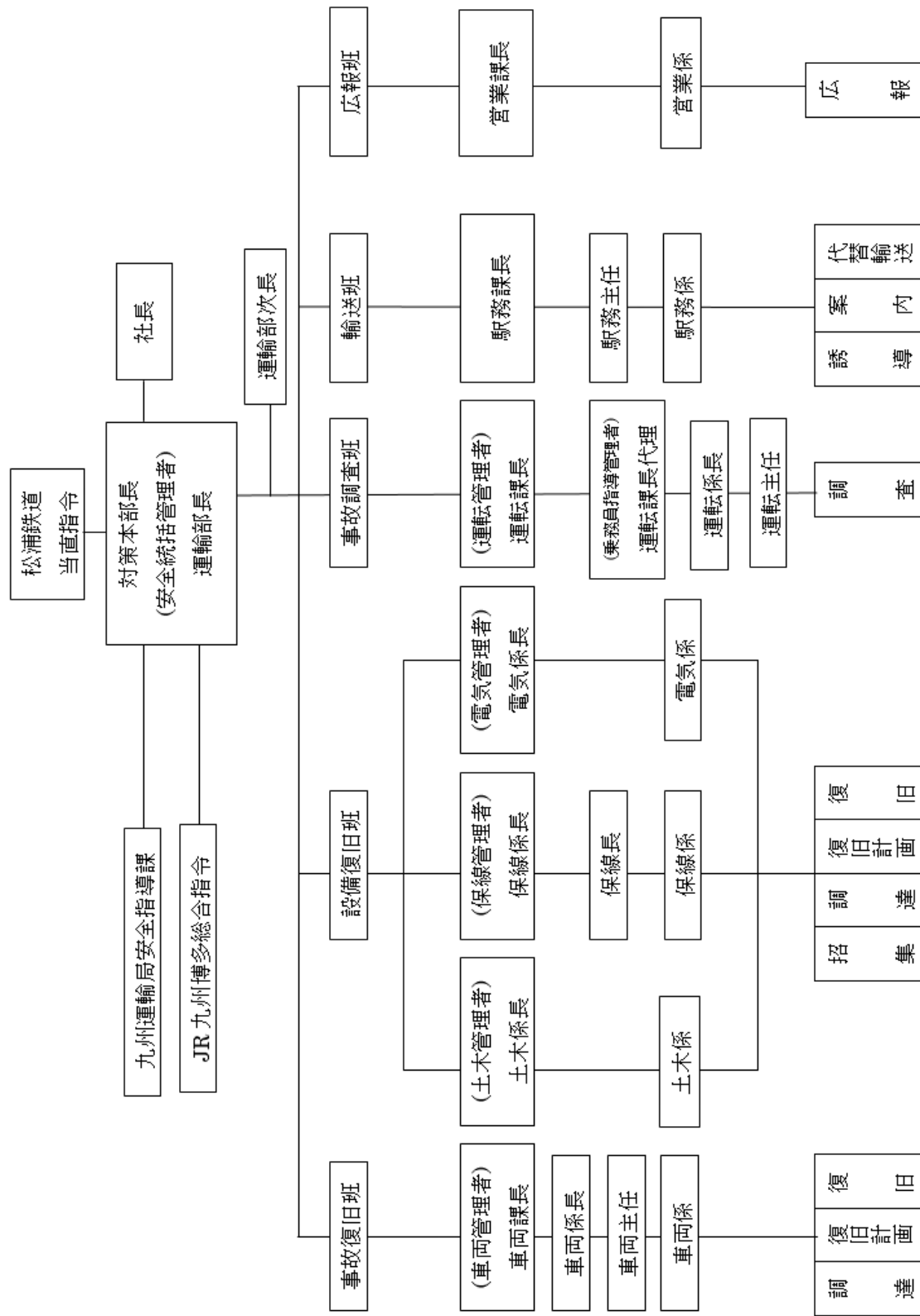
### ウ 災害応急工事

松浦鉄道株式会社の災害応急工事は、災害の規模に応じ対策本部を設置し復旧に努める。

## 3 相互連絡

鉄道事業者と市は相互に緊密な連絡を取ることとし、鉄道事業者は被災状況や応急復旧措置の内容について、市に対し速やかに通知する。

連絡及び復旧体制表



## 第25節 海上災害応急対策計画

【海上保安部・港湾部】

本市における海上応急対策は、下記により実施するものとする。

### 1 被災地変等応急対策

海上保安部においては、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、非常配備を発令し、必要ある場合は、対策本部を設置する。

#### (1) 非常配備

ア 職員を非常呼集し、非常配備に就ける。

イ 所属巡視船艇等の緊急出動態勢を整え状況に応じ現場に派遣、対応させる。

ウ 佐世保市、その他関係機関との連絡を緊密にし相互協力を図る。

エ 一般船舶の動静を把握し、必要な場合避難勧告、航路経路の変更、出入港の制限等を行う。

#### (2) 情報の収集、伝達

海上保安部は、次のとおり情報収集・伝達を行う。

ア 佐世保市その他の関係機関との連携を密にし、災害に関する情報の収集交換を行う。

イ 巡視船艇等を災害地に派遣し、情報収集に当てる。

ウ 民間からの災害情報は、災害対策本部その他関係機関に連絡する。

### 2 警報等の伝達周知

(1) 海上保安部は、船舶及び臨時諸施設等に対する警報等は次により伝達する。

ア 気象業務法による警報（地方海上警報、気象警報、高潮警報、波浪警報、津波警報）

イ 本部通信施設により無線通信、電話により放送

ウ 巡視船艇による巡回通報

エ 気象警報伝達網による通報

(2) 海上保安部は、船舶の避難を必要と認める場合は、関係機関と連絡し、安全な海域に避難するよう周知、指導を行う。

### 3 船舶、人命の救助

海上保安部は、海上において、遭難した人命、船舶等の救助及び陸上災害により海上に流出した行方不明者等の捜索救助を実施する。また遺体の収容、検視、引渡しをあわせて行う。

### 4 海上交通の安全確保

海上保安部は、海上交通の安全確保のため、次の措置をとる。

(1) 漂流物、沈没物、その他航路障害物については、直ちに必要な応急措置をとると共に、その場所が港内、又は港の境界付近にあっては、その所有者又は占有者に対し、除去を命じ、その他の海域にあっては除去の勧告を行う。

(2) 漂流物、沈没物等の所有者等が不明の場合は、水難救護法の規定により市と協議し引継ぎを行う。

(3) 船舶の交通に危険があると思われる場合は、港内において航路又は区域を指定して、船舶交通の制限又は禁止を行う。

(4) 必要に応じ航行警報等により、一般船舶への周知を図る。

## 5 緊急輸送の実施

海上保安部は、市等から災害救助関係要員、物資、資材等の海上輸送につき要請があった場合は、巡視船艇等により緊急輸送を行う。

## 6 治安の確保

海上保安部は、治安を維持するため、巡視船艇等を災害地域に派遣し、付近の警戒各種事犯の取締りを行う。

## 7 通信の確保

海上保安部は、次のとおり通信を確保する。

(1) 市等から、災害に関する重要な通報の発信を依頼された場合は、速やかに本部通信へ伝達する。

また、通信途絶の場合は、巡視船による通信代行を実施し、連絡の確保に努める。

(2) 防災活動を実施する場合に必要なときは、職員を派遣し、携帯無線機器等により、関係先との相互の通信確保に努める。

## 8 海上流出油事故対策

(1) 海上保安部は、油等による大規模な災害の発生に備え海上保安庁法並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、港湾管理者及び関係機関と緊密な連絡をとり、事故発生の際は必要に応じ、次の措置をとる。

ア 関係機関等への情報の速報

イ 応急的な油等の拡散防止及び施設の管理者及び船舶所有者等に対する防除指導・命令等

ウ 火災の発生防止

エ 付近船舶等の避難勧告

オ 港内においては、船舶交通の制限又は禁止、その他の海域においては、船舶進行の停止、航行経路の変更等の指導

カ 佐世保港内においては、船舶の危険物荷役の制限又は禁止

キ 関係機関等に対し、労務、設備、資材の確保について要請を行う。

ク 魚類養殖施設の緊急避難勧告

(2) 港湾部の流出油事故対策は、以下のとおりである。

ア 港湾管理者は港湾法に基づき、港湾区域内に流出した油の防除に必要な資機材（油吸着マット等）を備える。

イ 海上保安部と協力し、情報収集を行い関係機関及び関係住民へ連絡する。

ウ 漂流油等の流入防止

海上保安部から漂流油等の通報を受け、また自ら発見したときは、沿岸、港内、湾内、定置網、養殖施設等（以下「港内等」という。）への流入を防止するため、速やかに長崎県北部排出油等防除協議会（会長 佐世保海上保安部長）と連携を密にし、警戒体制に入り、いつでも流入防止対策が講じられるよう措置する。

エ 漂流油等の防除及び協力要請

前項の港内等への流入を防止することが出来ない場合、関係機関へ防除のために必要

な資機材（油吸着マット等）の提供、応援を依頼し、被害が最小限に止まるよう努力する。

オ 県及びその他の機関への汚染に係る必要な検査の依頼

油濁を受けた区域の水質調査等を実施し、二次的災害拡大の防止を図る。

## 9 在港船舶対策

港内にある船舶の災害防止と救助について、海上保安部においては次のとおり対策を講じる。

- (1) 災害が予想されるときは、関連情報の伝達、早期避難の勧告、荒天準備の指導等を行い、避難状況を把握する。
- (2) 災害により人命、船舶の救助を要するときは、速やかに巡視船艇等あるいは、海上保安官を派遣して救助作業を実施する。

## 第26節 特殊重大災害対策計画

【土木部・防災危機管理局・総務部・市民生活部・保健福祉部・消防局・農林水産部・港湾部・企画部】

この計画は、風水害等における災害だけでなく、事件、事故等に起因し、被害規模が一定以上のもので、緊急事態が発生した場合の対応措置についてあらかじめ定めるものである。

### 1 特殊重大災害の種類及び認定基準

#### (1) 特殊重大災害の種類

災害種別	災害の態様
航空機災害	ア 旅客機墜落による大規模事故 イ 人家密集地域への航空機墜落による大規模事故
船舶災害	ア 旅客船の衝突、沈没による大規模事故 イ 漁船、貨物船等の転覆、衝突等による大規模事故 ウ 重油等の大規模流出事故
列車・自動車災害	ア 交通事故による大規模事故 イ 列車衝突、転覆による大規模事故
大規模火災	ア 人口密集地域における大規模火災 イ 大型店舗、学校等多数人の往来する建物等における火災 ウ 広範囲における山林火災
危険物災害	ア ガス、火薬類等の爆発による大規模事故
その他災害	ア その他発生原因を問わず、事故、事件により大規模な被害が生じた場合

#### (2) 特殊重大災害の認定基準

- ア 死者がおおむね10人以上となるおそれがある場合(行方不明者を含む)
- イ 死傷者がおおむね30人以上となるおそれがある場合(行方不明者を含む)
- ウ 重傷者がおおむね50人以上となるおそれがある場合
- エ 負傷者がおおむね70人以上となるおそれがある場合
- オ その他事故の発生形態、被害の様態から社会的影響の高いと認められる場合

### 2 特殊重大災害対策本部の編成及び分掌事務

#### (1) 災害種別毎の特殊重大災害対策本部の編成については以下のとおりとする。

災害種別	主管対策部
航空機災害	総務対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部、消防対策部
船舶災害	総務対策部、市民生活対策部、港湾対策部、農林水産対策部、保健福祉対策部、消防対策部
列車・自動車災害	総務対策部、市民生活対策部、保健福祉対策部、企画対策部、消防対策部
大規模火災	同上
危険物災害	同上
その他災害	同上及び関係対策部

- (2) 特殊重大災害対策本部の主管対策部の編成は、前表のとおりとし、各対策本部分掌事務は、災害対策本部分掌事務を準用する。
- (3) 本部長は、災害の状況により、対策部・班編成の増減、配備要員の増減を行うことができる。

3 初動措置（情報収集、整理及び分析）

各部局等は、所管する事件・事故等が発生又は、発生する恐れがある場合、第一報を迅速に市長及び危機管理担当副市長に報告するとともに、防災危機管理局に連絡し、継続して情報の収集、整理及び分析を行う。

特に、事件・事故等発生時は、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で重要であることから、断片的な情報であっても速報し、詳細な情報は追加情報として報告・連絡する。所管が不明確な場合は防災危機管理局長から市長及び危機管理担当副市長に報告する。

4 特殊重大災害認定の判断

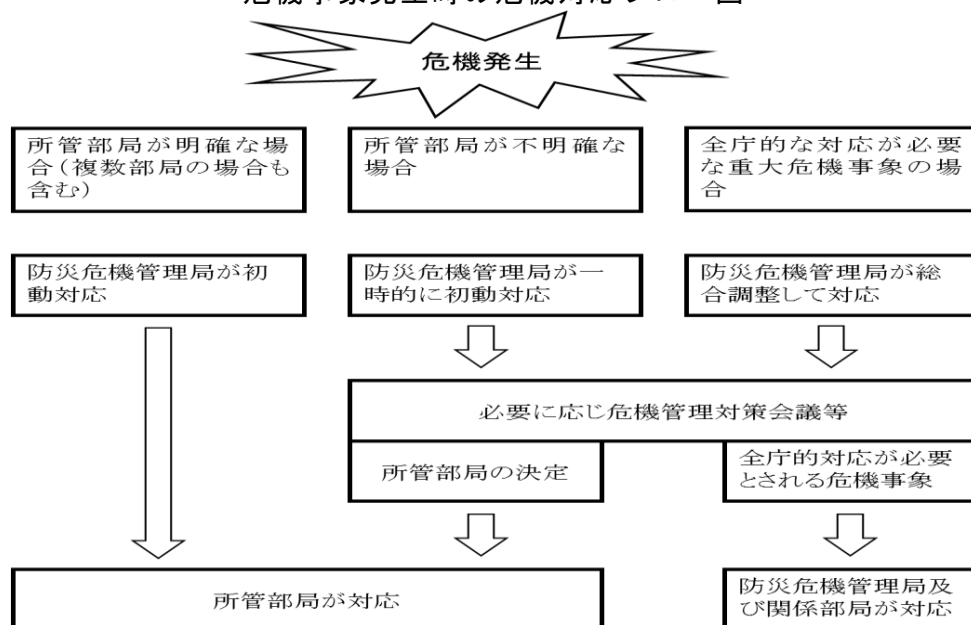
所管部局長又は防災危機管理局長は、事件・事故等の状況と認定基準を勘案して市長及び危機管理担当副市長に報告し、認定の判断を仰ぐものとする。

特殊重大災害に該当しないときは、所管部局が明確な場合は当該所管部局が対応し、所管部局が不明確な場合は防災危機管理局が総合調整を行い関係部局と連携して一時的に初動対応を行い、所管が明確になった時点で、所管部局へ事務を引き継ぎ対応する。

5 特殊重大災害認定

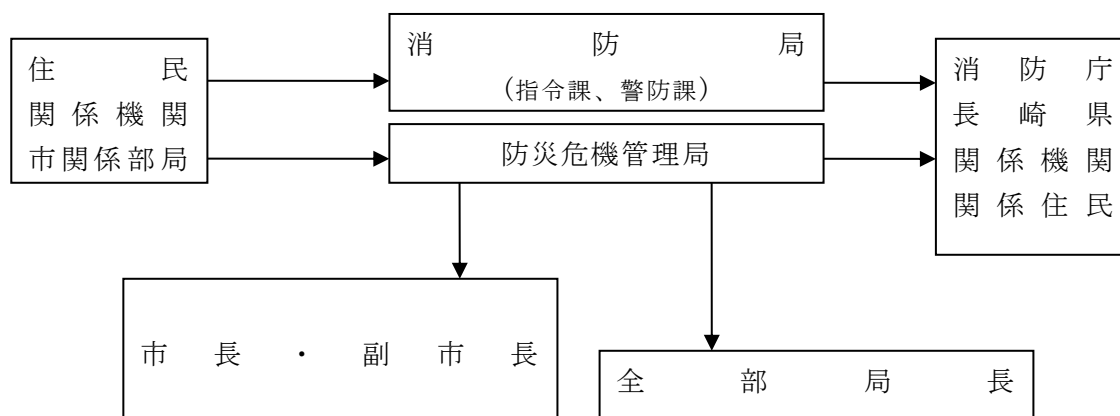
特殊重大災害と認定した場合は、初動措置の迅速適正化を図るため、「佐世保市危機対策会議設置要綱」に基づき、危機管理担当副市長（佐世保市副市長事務分担規則（平成19年規則第62号）の規定により防災危機管理局の事務を分担する副市長）を議長とする危機対策会議をただちに開催し、初動措置の対応を図るとともに、危機管理担当副市長を本部長とする「特殊重大災害対策本部」を設置する。

危機事象発生時の危機対応フロー図

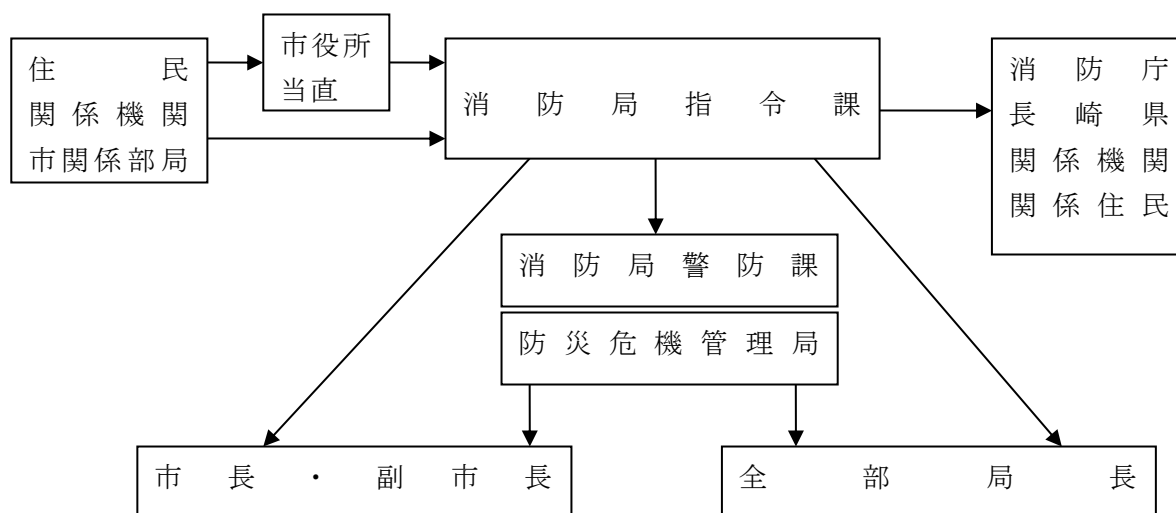


## 6 災害発生時の情報連絡系統

### (1) 執務時間中の連絡系統



### (2) 夜間・休日連絡系統



## 7 避難道路の確保

本市においては、大規模な石油・火薬類貯蔵施設・ガス製造・貯蔵施設（以下「大規模危険物施設」という）があることから、万一の災害発生時における主要な避難道路として、路線を選定し、住民の安全を図るものとする。

### (1) 避難道路としての条件等

- ア 石油・火薬類貯蔵施設の万一の災害発生時に周辺住民が速やかに避難できること。
- イ 一般車両の離合ができる幅員が確保されること。

### (2) 避難道路の選定

上記(1)の条件を満たす路線として次の路線を選定する。

1	国道 35号
2	国道 202号
3	国道 205号



4	国道 384号
5	主要地方道 佐世保日野松浦線
6	県道 佐世保・鹿町線
7	県道 俵ヶ浦日野線
8	県道 平瀬佐世保線
9	市道 赤崎中部線
10	市道 赤崎川谷線
11	市道 尼瀉循環線
12	市道 指方安久の浦線
13	市道 田の頭安久の浦線
14	市道 宮の浦西の平線
15	市道 稗の坂線
16	市道 宮の浦線
17	市道 浦頭埠頭線・浦頭臨港線・針尾循環線
18	市道 干尽線
19	市道 棚方鬼塚線・棚方中瀬戸線
20	市道 赤崎住宅循環線
21	市道 赤崎陸橋線
22	市道 愛宕団地線
23	市道 愛宕中学校線
24	市道 庵浦柚木原線
25	市道 稲荷大宮町線
26	市道 稲荷公園線
27	市道 稲荷町3号線
28	市道 大崎線
29	市道 金山線
30	市道 光海中学校線
31	市道 佐世保相浦循環線
32	市道 椎の木庵浦線
33	市道 椎木大瀨町線
34	市道 潮見白南風町線
35	市道 十郎新町本線
36	市道 白南風須田尾町線
37	市道 九十九地区公民館線
38	市道 天神循環線
39	市道 戸尾三浦町線
40	市道 戸尾山祇町線
41	市道 野崎西の久保線
42	市道 花高循環線
43	市道 花高二丁目2号線
44	市道 東浜沖新町線

45	市道 干尽稲荷町線
46	市道 干尽町2号線
47	市道 福石天神町線
48	市道 藤原崎辺町線
49	市道 船越白浜線
50	市道 宮の浦循環線
51	市道 大和楠ヶ浦線
52	市道 大和天神町線
53	市道 若竹台団地本線

## 8 避難所の開設等

大規模危険物施設における火災、爆発及び危険物の漏洩、流出、飛散等が発生した場合で、近隣市民等の避難が必要と認められる場合には、避難所を開設するものとする。

### (1) 避難所の開設基準

火災、爆発、漏洩、流出、飛散等が発生し、市民の安全又は市民生活に影響を及ぼすと認められる場合又はそのおそれがある場合

### (2) 避難所の選定基準

大規模危険物施設における災害の規模に応じて、第3編・第1章・第4節・第2表に定める避難所の中から、次の基準で段階的に選定を行う。

段階別	災害の程度	避難所の選定基準
第1段階	施設近隣の市民生活等に影響を及ぼす場合	災害が発生した施設を有する中学校区の避難所
第2段階	災害が拡大し又は収容者が多いため上記避難所では対応できない場合	第1段階の校区に隣接する中学校区の避難所
第3段階	大規模な災害が発生し又は人口密集地で災害が発生し第2段階までの避難所で対応できない場合	安全性等総合的に判断し第2段階の校区周辺に位置する中学校区の避難所

### (3) 避難対策及び応急対策上の配慮事項

ア 大規模危険物施設の災害は、一挙に拡大するおそれがあるため、余裕をもった安全な避難対策を講じる。

イ 避難所の選定及び避難誘導に当たっては、地形や風向等に特に配慮する。

ウ 必要な場合は、警戒区域等を設定し、市民の避難・退避等の管理及び避難指示を行う。

## 9 長崎県への災害即報、自衛隊及び県医師会医療救護班派遣要請

(1) 長崎県への災害即報様式は、別紙第1のとおりとする。

(2) 自衛隊派遣要請については、別紙第2のとおりとする。

(3) 県医師会医療救護班派遣要請については、別紙第3のとおりとする。

特殊重大災害即報					
1	報告日時	年	月	日	時 分
2	報告市町村			① TEL	( ) -
				② 担当	送 受
3	発生日時				
4	発生場所				
5	災害種別				
6	概況				
7	被害状況	① 死亡			⑥ 物的損害
		② 行方不明			
		③ 重傷			
		④ 軽傷			
		⑤ 合計			
8	応急措置	① これまで にとつた措置			
		② 今後の見 とおし			
		③ 応援の必 要性につい て			

**特殊重大災害発生時における災害派遣要請書**

受 理	月 時	日 分	市 町 村 名		担 当 者 名		TEL ( ) -
災 害 ( 事 故 ) 発 生 日 時		年 月 日 時 分					
災 害 ( 事 故 ) 発 生 場 所							
災 害 ( 事 故 ) 名							
派 遣 を 要 請 す る 事 由							
派 遣 を 希 望 す る 期 間		年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで ( 日間)					
派 遣 を 要 請 す る 区 域 及 び 活 動 内 容							

**大規模災害時における長崎県医師会医療救護班派遣要請書**

受 理	月 時	日 分	市 町 村 名		担 当 者 名		TEL ( ) -
災 害 事 故 の 状 況	災 害 ( 事 故 ) 発 生 日 時		年 月 日 時 分				
	災 害 ( 事 故 ) 発 生 場 所						
	災 害 ( 事 故 ) 名						
	派 遣 を 要 請 す る 事 由						
派 遣 を 希 望 す る 期 間			年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで ( 日間)				
派 遣 を 要 請 す る 場 所							

## 第27節 隣保互助と民間団体活用及び市民相談に関する計画

【市民生活部】

災害応急対策実施の万全を期するため、民間組織の協力体制を整備し、確立し、その活用をはかるため、下記のとおり計画する。

### 1 町内代表者（自治会長、町内会長、公民館長など）

災害時の救助活動を円滑に図るために必要に応じて、町内代表者の協力を要請する。

協力内容

- (1) 被災世帯の調査に対する協力
- (2) 救助物資の配布に対する協力
- (3) 避難の周知徹底及び避難者の炊出しに対する協力
- (4) その他災害応急対策の実施に対する協力

### 2 被災者の市民相談

- (1) 被災者の市民相談については、災害応急対策の一環として、住民からの各種相談、問い合わせ等に迅速かつ的確に対応する。
- (2) 災害対策本部と緊密な連絡をとり、必要に応じて、臨時の市民相談室を設置する。
- (3) 臨時の相談員は、市民生活部を通じて、行政相談委員の協力を要請する。

## 第28節 相互応援協力計画

【防災危機管理局・総務部・行財政改革推進局】

災害が発生した場合において、災害対策本部長は応急対策、災害復旧対策を実施するために必要があると認める場合には、各機関に応援を要請する。

### 1 長崎県知事に対する要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、県知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施について要請する。

### 2 他の市町長に対する要請

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは災害対策基本法第67条に基づき、他の市町の長に対し職員の応援を求めるものとする。

なお、他の市町長から応援を求められた場合には、特別の理由がない限り、所要の職員を派遣するものとする。

県北振興局管内においては、市町が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、市町相互の応援について必要な事項を定めた「長崎県県北区域防災相互応援協定」を締結している。

### 3 職員の派遣要請

#### (1) 指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対する要請

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要なときは、災害対策基本法第29条に基づき、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し職員の派遣要請を行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

#### (2) 職員の派遣の斡旋要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、災害対策基本法第30条に基づき、次の事項を記載した文書をもって、県知事に対し、指定地方行政機関もしくは他の地方公共団体の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

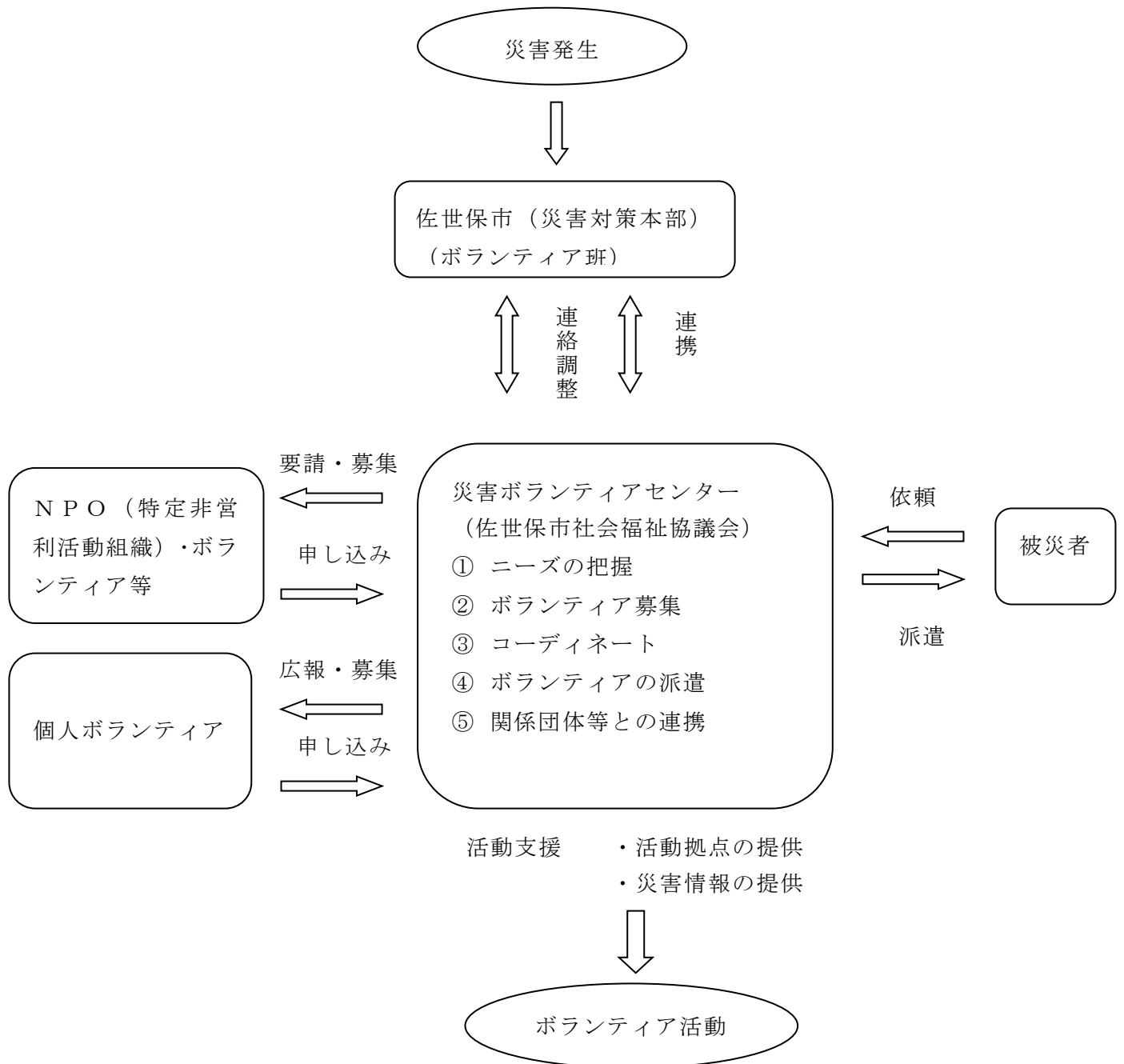
## 第29節 ボランティアに関する計画 【社会福祉協議会・保健福祉部・市民生活部】

災害の応急対策におけるボランティアの円滑な活動を支援するため、次のとおり計画する。

- 1 社会福祉協議会は災害の状況に応じて、ボランティア受付窓口の設置を市と協議検討し、窓口設置の場合は、連携してボランティアの受付業務や調整等にあたる。
- 2 ボランティアの活動状況に応じて、公共施設等を活動拠点として提供する。
- 3 災害情報を提供するなど円滑なボランティア活動を支援するとともに、ボランティアの自主的活動を尊重する。
- 4 多くのボランティアを必要とする場合は、ボランティア募集の広報を実施する。
- 5 災害時のボランティア活動については、「佐世保市災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」及び「佐世保市社会福祉協議会災害時対応マニュアル」に基づくものとする。
- 6 日赤奉仕団  
日赤奉仕団の協力を必要とするときは、日赤佐世保市地区事務局又は日赤長崎県支部若しくは日赤奉仕団委員長を通じて要請する。  
協力内容については、次のとおりとする。
  - (1) 被災地の炊出しに対する協力
  - (2) その他救護活動の協力



# ボランティア活動フロー図



## 第30節 犬猫等愛護動物対策計画

【保健福祉部】

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

市は、環境衛生の維持及び動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、長崎県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

### 1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、原則飼い主が実施するものであるが、安全性確保及び迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、長崎県獣医師会等関係団体と連携し、必要な動物の保護を行う。

### 2 避難所における動物の適正な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるとともに、動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、環境衛生の維持及び動物の愛護に努める。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整

### 3 動物愛護の活動方針

- (1) 長崎県災害時動物救護対応ガイドラインに基づき県動物救護本部が設置された場合、市は本部に参加し、連絡調整等の必要な業務を行う。
- (2) 長崎県獣医師会等関係団体を中心となり、被災動物の保護、救護を行う。
- (3) 市は、長崎県獣医師会等関係団体を支援する立場から、情報の提供、動物の保護及び医療の援護活動への応援並びに活動の拠点としての場の提供を行う。
- (4) 動物の保護及び動物医療に従事するものは、被災市民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。
- (5) 市は、市単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、県を通じて九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき幹事県に応援を要請する。

### 1 実施方針

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先とした施設復旧を行う。

### 2 実施内容

#### (1) 道路施設の応急対策

##### ① 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、道路パトロール等により管理する道路の被害状況を調査し、緊急輸送道路など主要（幹線）道路を優先的に車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

##### ② 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するため路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊及び建設業者等の協力を得て実施する。

#### (2) 河川施設の応急対策

河川等の管理者は、第17節水防計画に基づき、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害の状況に応じた適切な応急対策に努める。

#### (3) 土砂災害防止施設の応急対策

##### ① 土砂災害危険箇所の点検、状況把握

土木部は、県と協力して、土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。また、防災危機管理局は土木部と連携し、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知する。

##### ② 応急対策

土木部は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所はビニールシートで覆う等応急処置を行う。また、被害が拡大するおそれがある箇所には、観測機器の設置に努める。なお、異常が発生した場合には、防災危機管理局は土木部と連携し、避難指示が迅速に発令できるよう情報伝達を図る。

#### (4) 治山施設の応急対策

##### ① 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害のおそれのある箇所の把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

##### ② 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため土木工業会、土木建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

### ③ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮する。

### (5) 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の拠点施設や避難施設などとしての利用が想定されることから、各施設管理者は、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

### (6) 港湾漁港の応急対策

#### ① 応急対策

港湾及び漁港管理者は、管理施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害のおそれのある箇所への把握に努める。人家、公共施設等への二次災害のおそれが高く、緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施する。

#### ② 応援要請

港湾及び漁港管理者は、応急のため、長崎県建設業協会佐世保支部等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとる。

## 第32節 その他災害応急対策に必要な事項

【防災危機管理局】

### 1 応急公用負担（災害対策基本法第64条、第65条、第71条、第78条、水防法第21条）

#### (1) 公用負担を行使できる者

##### ア 物的公用負担

(ア) 知事 (イ) 市長 (ウ) 指定行政機関又は指定地方行政機関の長

##### イ 人的公用負担

(ア) 知事 (イ) 市長 (ウ) 警察官 (エ) 海上保安官

#### (2) 物的公用負担

応急措置を実施するため、緊急を要する場合当該地域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を公用令書（様式1）をもって使用し、若しくは収用することができる。また物資の保管命令については公用令書（様式2）をもって行うことができる。

#### (3) 人的公用負担

応急措置を実施するため緊急を要する場合、当該地域内の住居又は当該応急措置を実施すべき現場にいる者を公用令書（様式3）をもって応急措置の業務に従事させることができる。

#### (4) 公用負担の変更及び取消

公用令書を交付した後当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、公用変更令書（様式4）又は公用取消令書（様式5）を交付しなければならない。

### 2 災害対策本部に従事する者の腕章

災害対策本部に従事する者は左上腕に（様式6）の腕章を着用する。

### 3 災害応急対策に使用する車両の標示

災害応急対策に使用する車両は、当該車両の前面左側窓に（様式7）の標示をする。

様式 1

公 用 令 書							件名番号
住所							
氏名							
管理							
災害対策基本法第71条、第78条第1項の規定に基づき、次のとおり使用する。							
令和 年 月 分							収用
処分権者氏名							印
名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

様式 2

公 用 令 書					件名番号
住所					
氏名					
災害対策基本法第71条、第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。					
令和 年 月 分					
処分権者氏名					印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考	

様式 3

<p style="margin: 0;">公用令書</p>		<p style="margin: 0;">件名番号</p>
<p style="margin: 0;">住所</p>		
<p style="margin: 0;">氏名</p>		
<p style="margin: 0;">災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり</p>		<p style="margin: 0;">従事 協力 を命ずる。</p>
<p style="margin: 0;">処分権者氏名</p>		<p style="margin: 0;">印</p>
<p style="margin: 0;">従事すべき業務</p>		
<p style="margin: 0;">従事すべき場所</p>		
<p style="margin: 0;">従事すべき期間</p>		
<p style="margin: 0;">出頭すべき日時</p>		
<p style="margin: 0;">出頭すべき場所</p>		
<p style="margin: 0;">備 考</p>		

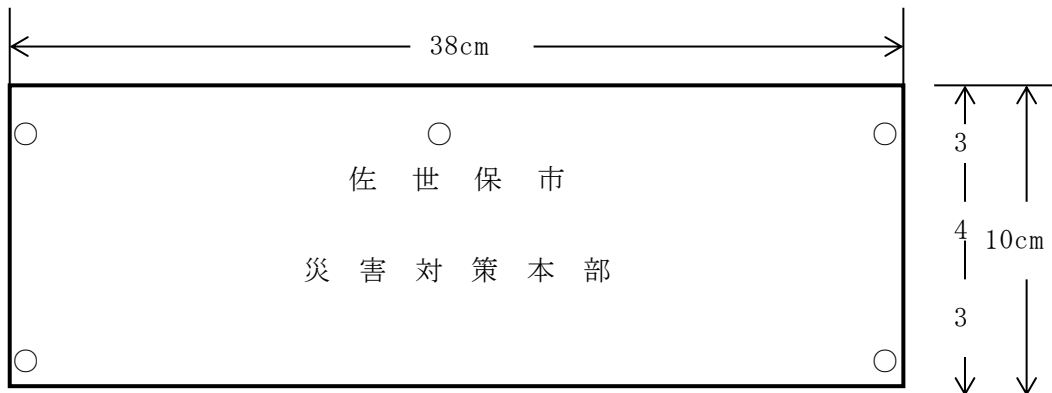
様式 4

<p style="margin: 0;">公用変更令書</p>		<p style="margin: 0;">件名番号</p>		
<p style="margin: 0;">住所</p>				
<p style="margin: 0;">氏名</p>				
<p style="margin: 0;">災害対策基本法第71条、第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定 により、これを交付する。</p>				
<p style="margin: 0;">令和 年 月 日</p>				
<p style="margin: 0;">処分権者氏名</p>		<p style="margin: 0;">印</p>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">変更した処分の内容</p> </td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table>			<p style="margin: 0;">変更した処分の内容</p>	
<p style="margin: 0;">変更した処分の内容</p>				

様式 5

公用取消令書		件名番号
住所		
氏名		
<p>災害対策基本法第71条、第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）にかかる処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。</p>		
令和 年 月 日	処分権者氏名	印

様式 6



様式 7

